

令和6年3月5日

第2回 日南町議会定例会議案

日 南 町

議案第8号

過疎地域持続的発展計画の一部変更について

次のとおり、日南町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

日南町長 中村 英明

計画の中で令和3年度から令和7年度までの期間に過疎債の財政支援を受けて実施する事業名と事業内容の一部を変更する。

別紙、新旧対照表のとおり。

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
<p>1 基本的な事項 (省略)</p> <p>2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (1) 現況と問題点 ア 移住・定住の促進 (省略)</p> <p>イ 地域間交流 (省略) しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大や社会・経済情勢の変化のため、自治体間交流が停滞傾向に<u>ある</u>ほか、各種スポーツ大会や地域の取り組みなどに携わる構成員の高齢化が影響し、長く続けてきた行事・催しの開催が年々困難になるなど課題も明確になっており、今後の事業の継続性や交流のあり方を検討していく必要があります。</p> <p>(2) ～ (3) (省略)</p> <p>3 産業の振興 (1) 現況と問題点 ア 農林業 (省略)</p> <p>イ 商工業等 町内の商工業者については、地域外への消費の流出や、高齢化・後継者不足による事業閉鎖など、非常に厳しい状況です。各地域の商店は相次いで廃業し、高齢者を中心に日常の買い物に不便や苦勞を感じる方はますます増加しています。これを改善するためには、後継者の育成や新規事業者・起業家に対する支援など、商工会などと連携した地域事業所への支援体制の強化が必要です。 <u>また、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域外からの収入が期待しにくい状況は今後もしばらく続くことが想定されるため、どのように地域内で経済を循環させていくかがより重要となってきます。</u></p> <p>工業においては、本町の立地条件、交通網、人材の確保の観点からも大規模企業誘致は困難な状況です。町内の既存の事業所では多くの求人がありますが、人材確保につながっていないのが現状です。近年は若年層の人口減少により、全ての業種において「仕事はあっても人手がない」という課題が大変顕著です。かつての「仕事がない町」というイメージから状況が逆転していることを、町民全体で認</p>	<p>1 基本的な事項 (省略)</p> <p>2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (1) 現況と問題点 ア 移住・定住の促進 (省略)</p> <p>イ 地域間交流 (省略) しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大や社会・経済情勢の変化のため、自治体間交流が停滞傾向に<u>あった</u>ほか、各種スポーツ大会や地域の取り組みなどに携わる構成員の高齢化が影響し、長く続けてきた行事・催しの開催が年々困難になるなど課題も明確になっており、今後の事業の継続性や交流のあり方を検討していく必要があります。</p> <p>(2) ～ (3) (省略)</p> <p>3 産業の振興 (1) 現況と問題点 ア 農林業 (省略)</p> <p>イ 商工業等 町内の商工業者については、地域外への消費の流出や、高齢化・後継者不足による事業閉鎖など、非常に厳しい状況です。各地域の商店は相次いで廃業し、高齢者を中心に日常の買い物に不便や苦勞を感じる方はますます増加しています。これを改善するためには、後継者の育成や新規事業者・起業家に対する支援など、商工会などと連携した地域事業所への支援体制の強化が必要です。 <u>新型コロナウイルス感染症の拡大により域外からの収入は急減し、町内事業者にも大きな影響を与えました。今後は、コロナ禍により低迷した地域経済を活性化するため、地域内での経済循環と域外からの消費活動の取り込みを図る取り組みが重要です。</u></p> <p>工業においては、本町の立地条件、交通網、人材の確保の観点からも大規模企業誘致は困難な状況です。町内の既存の事業所では多くの求人がありますが、人材確保につながっていないのが現状です。近年は若年層の人口減少により、全ての業種において「仕事はあっても人手がない」という課題が大変顕著です。かつての「仕事がない町」というイメージから状況が逆転していることを、町民全体で認</p>

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前					変 更 後				
識する必要があります。					識する必要があります。				
ウ 観光又はレクリエーション (省略)					ウ 観光又はレクリエーション (省略)				
(2) その対策					(2) その対策				
ア 農林業 (省略)					ア 農林業 (省略)				
イ 商工業等					イ 商工業等				
<p>商業は、地域に密着した商店の廃業などにより、買い物をはじめとする生活環境が悪化し、いわゆる「買い物難民」が生じています。これら課題の解決のため、商工会などの関連団体や事業者、公共交通と連携しつつ、地域の高齢者などを対象とした「移動販売支援」などの充実や、地元産品を地域で購入・消費できる仕組みづくりなどに取り組んでいきます。また、<u>地域内での経済循環をより促進させ、地域の活性化につなげていくことを目的として、町独自の地域通貨によるキャッシュレスシステムを構築し、</u>持続可能なまちづくりを目指します。</p>					<p>商業は、地域に密着した商店の廃業などにより、買い物をはじめとする生活環境が悪化し、いわゆる「買い物難民」が生じています。これら課題の解決のため、商工会などの関連団体や事業者、公共交通と連携しつつ、地域の高齢者などを対象とした「移動販売支援」などの充実や、地元産品を地域で購入・消費できる仕組みづくりなどに取り組んでいきます。また、<u>デジタル地域通貨を活用することにより、地域内での経済循環の促進と域外からの消費活動の取り込みを図り、</u>持続可能なまちづくりを目指します。</p>				
ウ 観光又はレクリエーション (省略)					ウ 観光又はレクリエーション (省略)				
(3) 計画					(3) 計画				
事業計画（令和3年度～7年度）					事業計画（令和3年度～7年度）				
持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備	(省略)			2 産業の振興	(1) 基盤整備	(省略)		
	(3) 経営近代化 施設	(省略)				(3) 経営近代化 施設	(省略)		
	(5) 企業誘致	(省略)				(5) 企業誘致	(省略)		
	(7) 商 業	(省略)				(7) 商 業	(省略)		
	(9) 観光又はレ クリエーショ ン	(省略)				(9) 観光又はレ クリエーショ ン	(省略)		
	(10) 過疎地域持 続的発展特別 事業 第1次産業	(省略)				(10) 過疎地域持 続的発展特別 事業 第1次産業	(省略)		

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前					変 更 後																																				
	商工業・6次産業化	特産品ブランド化事業(省略)			商工業・6次産業化	特産品ブランド化事業(省略)																																			
		キャッシュレスシステム運用事業(省略)				キャッシュレスシステム運用事業(省略)																																			
		小規模事業者経営改善資金利子補給事業(省略)				小規模事業者経営改善資金利子補給事業(省略)																																			
		社員住宅改修費支援事業(省略)				社員住宅改修費支援事業(省略)																																			
		にちなん食のバザール補助事業(省略)				にちなん食のバザール補助事業(省略)																																			
						<u>移動販売運営支援事業(買い物が困難な町民の生活環境を維持・確保するため、町内で移動販売を実施する事業者に対し経費の一部を支援する。)</u>	町																																		
	観光企業誘致その他(省略)			観光企業誘致その他(省略)																																					
	観光企業誘致その他(省略)			観光企業誘致その他(省略)																																					
<p>(4) 産業振興促進事項 (省略)</p> <p>4 地域における情報化 (省略)</p> <p>5 交通施設の整備、交通手段の確保 (1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 計画 事業計画(令和3年度～7年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展施設区分</th> <th>事業名(施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">4 交通施設の整備、交通手段の確保</td> <td rowspan="3">(1)市町村道路</td> <td>霞福塚線改良(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大菅阿毘縁線改良(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>古市佐木谷線改良(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					持続的発展施設区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道路	霞福塚線改良(省略)			大菅阿毘縁線改良(省略)			古市佐木谷線改良(省略)			<p>(4) 産業振興促進事項 (省略)</p> <p>4 地域における情報化 (省略)</p> <p>5 交通施設の整備、交通手段の確保 (1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 計画 事業計画(令和3年度～7年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展施設区分</th> <th>事業名(施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">4 交通施設の整備、交通手段の確保</td> <td rowspan="3">(1)市町村道路</td> <td>霞福塚線改良(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大菅阿毘縁線改良(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>古市佐木谷線改良(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					持続的発展施設区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道路	霞福塚線改良(省略)			大菅阿毘縁線改良(省略)			古市佐木谷線改良(省略)		
持続的発展施設区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考																																					
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道路	霞福塚線改良(省略)																																							
		大菅阿毘縁線改良(省略)																																							
		古市佐木谷線改良(省略)																																							
持続的発展施設区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考																																					
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道路	霞福塚線改良(省略)																																							
		大菅阿毘縁線改良(省略)																																							
		古市佐木谷線改良(省略)																																							

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変更前					変更後						
			福万来佐木谷線改良(省略)						福万来佐木谷線改良(省略)		
			佐木谷虫尾線改良(省略)						佐木谷虫尾線改良(省略)		
			日南中学校線改良(省略)						日南中学校線改良(省略)		
			立石吉鈿線改良(省略)						立石吉鈿線改良(省略)		
			田ノ原線改良(省略)						田ノ原線改良(省略)		
			霞福塚線(白谷工区)改良(省略)						霞福塚線(白谷工区)改良(省略)		
									<u>旧新屋線改良</u>		町
									<u>L=250m、W=4.0(5.0)m</u>		
			北の原権現線補修(省略)						北の原権現線補修(省略)		
			舗装修繕(省略)						舗装修繕(省略)		
			法面修繕(省略)						法面修繕(省略)		
									<u>盛土修繕</u>		町
			路肩修繕(省略)						路肩修繕(省略)		
			トンネル修繕(省略)						トンネル修繕(省略)		
			町道落石危険防止対策事業(省略)						町道落石危険防止対策事業(省略)		
			通学路安全対策事業(省略)						通学路安全対策事業(省略)		
									<u>道路構造物修繕</u>		町
			橋りょう						橋りょう		
			(2)農道	橋りょう修繕(省略)					(2)農道	橋りょう修繕(省略)	
				(省略)						(省略)	
(3)林道	林道内方線改良新設(省略)		(3)林道	林道内方線改良新設(省略)							
	県営林道窓山線 <u>負担金</u>	町		県営林道窓山線 <u>整備事業</u>	町						
	L=26,261m、W=3.0(4.0)m			L=26,261m、W=3.0(4.0)m							
	林道船通山線法面对策事業(省略)			林道船通山線法面对策事業(省略)							
	林道保全整備(省略)			林道保全整備(省略)							
(6)自動車等	(省略)		(6)自動車等	(省略)							
(8)道路整備機等	(省略)		(8)道路整備機等	(省略)							
(9)過疎地域持続的発展特別事業	(省略)		(9)過疎地域持続的発展特別事業	(省略)							
(10)その他	(省略)		(10)その他	(省略)							

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
<p>6 生活環境の整備 (省略)</p> <p>7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (1) 現況と問題点 ア 高齢者福祉</p> <p>住民基本台帳によると、65歳以上の人口は平成26年8月末の2,462人をピークに減少に転じており、令和3年3月末現在で2,239人となっています。ただ、全体の人口も減少しているため、高齢化率は51.5%まで上昇しました。75歳以上人口も平成23年度以降減少に転じています。今後は、65歳以上人口、75歳以上人口とも減少の見込みですが、85歳以上人口については令和3年3月末現在で704人となっており、令和2年頃がピークではないかと予測しています。</p> <p>平成22年度と平成27年度の国勢調査を比較すると、65歳以上がいる高齢者世帯は1,636世帯(一般世帯の78.1%)から1,518世帯(同78.7%)とほぼ横ばいで、高齢者夫婦のみの世帯は421世帯(一般世帯の20.1%)から352世帯(同18.3%)とやや減少、高齢者単独世帯は417世帯(一般世帯の19.9%)から447世帯(同23.2%)と増加しています。しかし、世帯数が減少する中、一人暮らしの高齢者は増加しており、高齢者の孤独化が一段と進行し、家族介護力は一層低下してきています。</p> <p>平成12年度から介護保険法が施行され、平成12年度には日南病院に一部介護型の療養型病床群を併設しました。また、平成16年には社会福祉法人日南福祉会が設立され、介護老人福祉施設「あかねの郷」とともに、町内の居宅介護サービス施設を指定管理により運営しています。平成20年度に認知症の介護に対応したグループホーム「虹の郷」(2ユニット、定員18人)を開所し、平成22年度には、グループホーム「あさひの郷」(2ユニット、定員18人)を開所しました。しかし、職員確保の難しさから平成30年7月末からはあさひの郷のみで運営しています。デイサービスセンターについても町内4ヶ所で運営していましたが、平成31年4月よりデイサービスセンターあかねの郷1ヶ所での運営となっています。あかねの郷短期入所生活介護についても、平成23年3月に9床増床し19床に対応していましたが、令和3年3月では、空床利用のみの対応となっています。新たな介護サービスとしては、平成31年4月から日南病院で通所リハビリテーションが開始されました。</p> <p>全国的に介護職員の不足が課題となっている昨今、本町においても介護・看護職員の不足が深刻化しており、介護人材の養成と確保が喫緊の課題となっています。</p> <p>また、設備・備品などについては開設以降の経年劣化のため、修繕や更新が必要</p>	<p>6 生活環境の整備 (省略)</p> <p>7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (1) 現況と問題点 ア 高齢者福祉</p> <p>住民基本台帳によると、65歳以上の人口は平成26年8月末の2,462人をピークに減少に転じており、令和5年3月末現在で2,179人となっています。全体の人口も減少しているため、高齢化率は53.6%まで上昇しました。75歳以上人口も平成23年度以降減少に転じています。今後は、65歳以上人口、75歳以上人口とも減少する見込みです。85歳以上人口については令和5年3月末現在で690人となっており、令和2年をピークに横ばいとなっています。</p> <p>平成27年と令和2年の国勢調査を比較すると、65歳以上の人がいる高齢者世帯は1,518世帯(一般世帯の78.7%)から1,370世帯(同76.8%)、高齢者夫婦のみの世帯は352世帯(一般世帯の18.3%)から333世帯(同17.0%)、高齢者単独世帯は447世帯(一般世帯の23.2%)から424世帯(同23.7%)と、世帯数はいずれも減少しています。しかし、世帯数が減少する中、一人暮らしの高齢者の割合は増加しており、高齢者の孤独化が一段と進行し、家族介護力は一層低下してきています。</p> <p>平成12年度から介護保険法が施行され、平成12年度には日南病院に一部介護型の療養型病床群を併設しました(法改正により介護療養病床は令和5年度末で廃止されるため、令和6年度からは全て医療療養病床に移行予定)。また、平成16年には社会福祉法人日南福祉会が設立され、介護老人福祉施設「あかねの郷」とともに、町内の居宅介護サービス施設を指定管理により運営しています。平成20年度に認知症の介護に対応したグループホーム「虹の郷」(2ユニット、定員18人)を開所し、平成22年度には、グループホーム「あさひの郷」(2ユニット、定員18人)を開所しました。しかし、職員確保の難しさから平成30年7月末からはあさひの郷のみで運営しています。デイサービスセンターについても町内4ヶ所で運営していましたが、平成31年4月よりデイサービスセンターあかねの郷1ヶ所での運営となっています。あかねの郷短期入所生活介護についても、平成23年3月に9床増床し19床に対応していましたが、令和3年3月では、空床利用のみの対応となっています。新たな介護サービスとしては、平成31年4月から日南病院で通所リハビリテーションが開始されたほか、令和元年12月に住宅型有料老人ホーム「にちなんつくほ」、令和3年7月に住宅型有料老人ホーム「あかね荘」が開設されました。</p> <p>全国的に介護職員の不足が課題となっている昨今、本町においても介護・看護職員の不足が深刻化しており、介護人材の養成と確保が喫緊の課題となっています。</p> <p>また、設備・備品などについては開設以降の経年劣化のため、修繕や更新が必要</p>

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
<p>となっています。</p> <p>今後は、令和2年度に策定した「第8期老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の保健福祉医療サービスの充実に努めるとともに、介護人材確保に努める必要があります。なお、平成27年度から介護予防・日常生活支援総合事業に取り組んでおり、高齢者の介護予防と日常生活支援、地域での「支え愛（支え合い）」の仕組みづくりに努めています。</p> <p>イ～エ (省略)</p> <p>(2) その対策</p> <p>高齢者の状況については、令和2年頃が85歳以上人口のピークと考えていますが、90歳以上の高齢者人口は令和7年頃まで増加すると予測しています。一人暮らしの高齢者は増加しており、今後は介護サービスのニーズの前に、在宅の生活支援のニーズが増大するため、生活支援を担う支援者の確保が重要になります。サービスニーズを的確に捉えた生活支援体制・介護予防体制・介護サービス提供体制・地域での「支え愛」体制の充実に取り組み、第8期介護保険計画スローガン「町民みんなで支え合って自分らしく暮らせる日南町(地域共生社会の実現)」を掲げて、次の5つの活動の柱・具体策を定めて取り組んでいきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地域で助け合って暮らし続けることのできるための、生活支援体制の整備 ②高齢者の社会参加と健康づくり・介護予防の推進 ③自分や家族が認知症になっても大丈夫だと思える地域づくり【認知症施策の推進】 ④人生の最期まで生きがいと尊厳を持って暮らせる体制整備と意識啓発 ⑤地域で暮らし続けることのできるための、在宅医療・介護の連携拡充と基盤整備(地域包括ケアシステムの充実) <p>また、介護人材の育成・確保については、介護系資格の取得を目指す学生に対して奨学金や介護福祉人材就職支援金を貸与するなどの取り組みを推進します。</p> <p>イ 障がい者福祉</p> <p>本町では、令和2年度に「日南町障がい者プラン(第6期日南町障がい者計画・第6期日南町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)」を策定しました。この計画で定めた以下の4つの整備目標に基づき、住み慣れた地域で誰もが望む就労や社会参加ができるよう、施策の実現に取り組んでいきます。</p> <p>(省略)</p> <p>ウ～エ (省略)</p>	<p>となっています。</p> <p>今後は、令和5年度に策定予定の「第9期老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の保健福祉医療サービスの充実に努めるとともに、介護人材確保に努める必要があります。なお、平成27年度から介護予防・日常生活支援総合事業に取り組んでおり、高齢者の介護予防と日常生活支援、地域での「支え愛（支え合い）」の仕組みづくりに努めています。</p> <p>イ～エ (省略)</p> <p>(2) その対策</p> <p>高齢者の状況については、令和2年頃が85歳以上人口のピークと考えていますが、90歳以上の高齢者人口は令和7年頃まで増加すると予測しています。一人暮らしの高齢者の割合は増加しており、今後は介護サービスのニーズの前に、在宅の生活支援のニーズが増大するため、生活支援を担う支援者の確保が重要になります。サービスニーズを的確に捉えた生活支援体制・介護予防体制・介護サービス提供体制・地域での「支え愛」体制の充実に取り組み、第9期介護保険計画スローガン「町民みんなで支え合って自分らしく暮らせる日南町(地域共生社会の実現)」を掲げて、次の5つの活動の柱・具体策を定めて取り組んでいきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地域で助け合って暮らし続けることのできるための、生活支援体制の整備 ②高齢者の社会参加と健康づくり・介護予防の推進 ③自分や家族が認知症になっても安心して暮らせる地域づくり【認知症施策の推進】 ④人生の最期まで生きがいと尊厳を持って暮らせる体制整備と意識啓発 ⑤地域で暮らし続けることのできるための、在宅医療・介護の連携拡充と基盤整備(地域包括ケアシステムの充実) <p>また、介護人材の育成・確保については、介護系資格の取得を目指す学生に対して奨学金や介護福祉人材就職支援金を貸与するなどの取り組みを推進します。</p> <p>イ 障がい者福祉</p> <p>本町では、令和5年度に「日南町障がい者プラン(第7期日南町障がい者計画・第7期日南町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)」を策定しました。この計画で定めた以下の4つの整備目標に基づき、住み慣れた地域で誰もが望む就労や社会参加ができるよう、施策の実現に取り組んでいきます。</p> <p>(省略)</p> <p>ウ～エ (省略)</p>

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
<p>(3) 計画 (省略)</p> <p>8 医療の確保</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>本町の医療体制は、町立日南病院が唯一の医療機関で地域医療の中核を担うほか、個人歯科医院1院があります。日南病院は現在、内科・外科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科・整形外科・皮膚科・リハビリテーション科の8科体制で、一般病床59床、療養病床40床（うち医療14、介護26）で運営しています。「町は大きなホスピタル」を院是に掲げ、在宅医療を柱に地域医療を展開しており、住民生活になくてはならない役割を担っています。</p> <p>国の施策により令和5年度末をもって介護療養型医療施設が廃止になる状況の中、日南病院では経営コンサルティングを導入し、令和3年3月31日付けで「日南病院医療介護機能のあるべき姿に関する検討報告書」を取りまとめました。これにより、<u>療養病床の転換を含む病床運用のあり方について、当面の方向付けがなされています。</u></p> <p>日南病院の役割は今後更に重要となる中、医師や看護師をはじめとした医療スタッフの確保が大きな課題となっています。また、更新の必要な医療機器の整備を進めていく中で、昭和48年に建築した基幹部分は約50年が経過し、毎年多額の修繕費を投じるも、もはや限界の域が近づいており、施設全体の将来的な構想を練っていく必要があります。</p> <p>(2) その対策</p> <p>医療スタッフの確保対策として、医師住宅・職員住宅の整備、改修を行い、インターネットなどを利用したより積極的な情報発信により、医師・看護師など医療スタッフ確保のための取り組みを推進します。</p> <p>また、臨床研修医を積極的に受け入れ、日南病院で地域医療の理解を深めてもらい、総合医の養成や日南病院への魅力増加に努めます。</p> <p>地域医療の中核を担う病院として、施設の改修や高度医療に対応できる医療機器の整備に努め、電子カルテの連携活用なども検討しながら、過疎地域の課題である病院までの距離・時間を克服するための対策を推進します。また、ICTやAI機器を用いた医療を展開することで、業務効率化による時間創出、多職種連携による医療の質向上、遠隔診療など多様なニーズに応える取り組みも同時に進めていきます。</p>	<p>(3) 計画 (省略)</p> <p>8 医療の確保</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>本町の医療体制は、町立日南病院が唯一の医療機関で地域医療の中核を担うほか、個人歯科医院1院があります。日南病院は現在、内科・外科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科・整形外科・皮膚科・リハビリテーション科の8科体制で、一般病床59床、療養病床40床（うち医療28、介護12）で運営しています。「町は大きなホスピタル」を院是に掲げ、在宅医療を柱に地域医療を展開しており、住民生活になくてはならない役割を担っています。</p> <p>国の施策により令和5年度末をもって介護療養型医療施設が廃止になる状況の中、日南病院では経営コンサルティングを導入し、令和3年3月31日付けで「日南病院医療介護機能のあるべき姿に関する検討報告書」を取りまとめました。これにより、<u>令和6年4月から、療養病床の介護療養病床は全て医療療養病床に転換します。</u></p> <p><u>令和4年度無医地区等調査の結果、上萩山地区が無医地区に該当しました。</u>日南病院の役割は今後更に重要となる中、医師や看護師をはじめとした医療スタッフの確保と育成が大きな課題となっています。また、更新の必要な医療機器の整備を進めていく中で、昭和48年に建築した基幹部分は約50年が経過し、毎年多額の修繕費を投じるも、もはや限界の域が近づいており、施設全体の将来的な構想を練っていく必要があります。</p> <p>(2) その対策</p> <p>医療スタッフの確保対策として、医師住宅・職員住宅の整備、改修を行い、インターネットなどを利用したより積極的な情報発信により、医師・看護師など医療スタッフ確保のための取り組みを推進します。<u>小児科の診療体制は、日野郡共通の課題としてその確保に努めます。</u>また、臨床研修医を積極的に受け入れ、日南病院で地域医療の理解を深めてもらうことにより、総合診療医の確保・養成や日南病院への魅力向上に努めます。</p> <p>地域医療の中核を担う病院として、施設の改修や高度医療に対応できる医療機器の整備に努め、電子カルテの連携活用なども検討しながら、過疎地域の課題である病院までの距離・時間を克服するための対策を推進します。また、ICTやAI機器を用いた医療を展開することで、業務効率化による時間創出、多職種連携による医療の質向上、遠隔診療など多様なニーズに応える取り組みも同時に進めていきます。<u>町内の無医地区においては、令和5年10月から月1回巡回診療を開始しました。今後は、住民のニーズに応えられる診療設備の充実や人員体制について検討していきます。</u></p> <p><u>令和5年度には「日南病院あり方検討委員会」を立ち上げ、老朽化している施設</u></p>

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変更前					変更後				
					の建て替えも含め、今後の病院のあり方を検討しています。				
(3) 計画 事業計画（令和3年度～7年度）					(3) 計画 事業計画（令和3年度～7年度）				
持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	(省略)			7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	(省略)		
	(2) 特定診療科 に係る診療施設	(省略)				(2) 特定診療科 に係る診療施設	(省略)		
	(3) 過疎地域持 続的発展特別 事業	特定(認定)看護師研修支 援事業(省略)				(3) 過疎地域持 続的発展特別 事業	特定(認定)看護師研修支 援事業(省略)		
						<u>医師の育成及び確保強化 事業</u>		<u>町</u>	
9 教育の振興 (1)～(2) (省略)					9 教育の振興 (1)～(2) (省略)				
(3) 計画 事業計画（令和3年度～7年度）					(3) 計画 事業計画（令和3年度～7年度）				
持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関 連施設	(省略)			8 教育の振興	(1) 学校教育関 連施設	(省略)		
	(2) 集会施設、 体育施設等	(省略)				(2) 集会施設、 体育施設等	(省略)		
	(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業	学校や家庭における教育 支援(省略)				(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業	学校や家庭における教育 支援(省略)		
		国際交流事業(省略)					国際交流事業(省略)		
		ICT教育の充実(省略)					ICT教育の充実(省略)		
	高等学校等通学費等助成 事業(省略)				高等学校等通学費等助成 事業(省略)				

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前					変 更 後				
			給食負担金支援事業(省略)				給食負担金支援事業(省略)		
							<u>日南町スポーツ・健康づくり補助金</u> (<u>スポーツや健康づくり活動に係る費用を補助し、スポーツの振興を図る。</u>)	町	
10~12 (省略)					10~12 (省略)				

日南町過疎地域持続的発展計画

(計画期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日)

日 南 町

目 次

1 基本的な事項	1
（1）町の概況	1
（2）人口及び産業の推移と動向	3
（3）行財政の状況	4
（4）地域の持続的発展の基本方針	5
（5）地域の持続的発展のための基本目標	6
（6）計画の達成状況の評価に関する事項	8
（7）計画期間	8
（8）公共施設等総合管理計画との整合	8
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	8
（1）現況と問題点	8
（2）その対策	9
（3）計画	10
3 産業の振興	11
（1）現況と問題点	11
（2）その対策	14
（3）計画	17
（4）産業振興促進事項	22
4 地域における情報化	22
（1）現況と問題点	22
（2）その対策	23
（3）計画	23
5 交通施設の整備、交通手段の確保	24
（1）現況と問題点	24
（2）その対策	25
（3）計画	25
6 生活環境の整備	27
（1）現況と問題点	27
（2）その対策	29
（3）計画	30

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	3 2
(1)	現況と問題点	3 2
(2)	その対策	3 4
(3)	計画	3 6
8	医療の確保	3 8
(1)	現況と問題点	3 8
(2)	その対策	3 8
(3)	計画	3 9
9	教育の振興	3 9
(1)	現況と問題点	3 9
(2)	その対策	4 1
(3)	計画	4 2
10	集落の整備	4 3
(1)	現況と問題点	4 3
(2)	その対策	4 3
(3)	計画	4 4
11	地域文化の振興等	4 4
(1)	現況と問題点	4 4
(2)	その対策	4 5
(3)	計画	4 5
12	再生可能エネルギーの利用の推進	4 6
(1)	現況と問題点	4 6
(2)	その対策	4 6
(3)	計画	4 7

日南町過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、西に島根県、南に岡山県、南西に広島県と3県に接しており、昔から様々な形で交流が行われてきました。中国山地の中央、分水嶺に位置し、山陰と山陽を結ぶJR伯備線の要路です。県庁所在地の鳥取市までは128 km、広域市町村圏の中心都市の米子市までは38 km、新幹線の最寄りの駅である岡山までは110 kmの位置にあり、JR生山駅に停車する特急を利用すれば、1時間30分程度で新幹線に乗ることができます。また、中国縦貫自動車道及び中国横断自動車道岡山米子線の最寄りのICまでは30～35分、米子空港までは車で1時間10分の所要時間です。

鳥取県西部の一級河川である日野川は、源流を本町に発し、谷間からの大小の河川が合流し、次第に川幅を広げています。本町においては、地形的に大きく3つの谷に分かれており、河川沿いに農地と集落が点在する田園風景は、標高290～650m位にかけて広がっています。平坦地はきわめて少なく、山林・原野が9割を占めています。気候は日本海側気候で、平均気温は標高490mの地点で10.9度、300mの地点で12.9度、降水量は年間2,000～2,200 mmです。

本町にある船通山（鳥髪峰）は、古事記にある神剣「天叢雲剣（アメノムラクモノツルギ）」出現の地、「八岐（ヤマタ）のおろち」伝説発祥の地とされており、町の水田の多くは、かんな流し（真砂土に混じった砂鉄を、川や水路の流れの破碎力を利用して土砂と分離させ、比重差によって砂鉄のみを取り出すこと）によってできた歴史的遺産であるともいわれ、現在でもたたら製鉄に由来する地名を町内の随所に見ることができます。かんな流しによる土砂は、日野川を経て日本海に運ばれて、弓ヶ浜半島を形成したといわれています。

明治21年に公布された市制・町村制によって10ヶ村が誕生し、大正時代の合併で奥日野7ヶ村が実現しました。昭和22年の地方自治法施行により、町村合併による地方自治体再編が時代の流れとなり、合併の気運の盛り上がりの中、昭和30年には一部の合併により「伯南町」及び「高宮村」が誕生しました。その後4年の年月を経た昭和34年に、新市町村建設促進法による総理大臣勧告に基づいて5町村による合併が行われ、現在の「日南町」が誕生しました。戦後2度の合併を経て誕生した本町の面積は、現在340.96 km²で、県面積のおよそ1割を占めています。

平成の大合併により、全国では平成11年3月末で3,232あった市町村数が平成22年3月末現在で1,727と大幅に減少する中、鳥取県内においても39あった市町村が現在では19となっています。本町においては鳥取県西部を中心とした広域合併を指向しつつも、平成15年2月、当面は現状を維持し単独町政を選択し、現在に至っています。

イ 過疎の状況

本町の人口は昭和 25 年に 16,045 人（合併前の合計）とピークに達し、その後昭和 38 年を境に急激な減少が始まり、いわゆる過疎化傾向が顕著になりました。これは大きくは昭和 30 年代から本格化した高度経済成長に起因しますが、昭和 38 年に町を襲った豪雪による出稼ぎ者の増加もその一因でした。

その後も、主要産業である農林業はコメ価格の下落や安価な外国産材に押されるなど衰退し、クロム鉱山の閉鎖、公共事業の縮小による建設業の廃業や縮小など、地場産業の不振に加え、高齢者世代人口の自然減少が始まり、人口減少が加速化しています。都市との所得格差、生活環境整備の立ち遅れが大きな要因となって、若者を中心とした構造的な人口流出に加え、今後は高齢者の自然減少が更に加速すると予測されます。

今後は人口維持のため、新卒者の町外流出の抑制による生産年齢人口増加への取り組みや、UIJ ターン施策、医療、教育、子育て、雇用、生活環境施策など定住基盤の向上への戦略的取り組みが重要となってきます。

昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法、昭和 55 年に過疎地域振興特別措置法、平成 2 年に過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年に過疎地域自立促進特別措置法と過去 4 次にわたって過疎対策立法が施行され、この間本町では町過疎対策計画に基づいて諸施策に取り組んできました。

それぞれの内容を見ると、基礎的な公共施設整備、産業・生産基盤の整備、それらを踏まえた活性化方策の模索、福祉施設の整備など、過疎化の下での都市部との格差是正を主眼とした社会基盤整備に貢献した意義は大きいと考えています。

今後は基幹産業である農林業の振興を図るための基盤整備、近代化施設整備や、超高齢社会に対応できる福祉や生活環境の整備とあわせて、若年層の移住・定住を進め、産業や地域の後継者確保に取り組むことが必要不可欠です。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本町の産業は、長い間農林業と建設業を主体としてきましたが、立地条件に恵まれないことや規模が零細であること、国民の生活様式の変化、その他の理由により、町民の所得水準は低く推移しています。近年は少子高齢化が一層加速し、地域経済をめぐる環境は更に厳しさを増しています。一方で、価値観の多様化や自治体間の地域づくりの競い合いなどを背景として、行政主体の施策は年々拡大傾向にあります。しかし、現在の地域経済の停滞に加え、国・地方を通じた財政危機の下では、公費の重点的な配分をしていかざるを得なくなっています。

そうした中で本町は、都市部の後追的な施策に終始するのではなく、本町の立地特性を低密度の多自然居住地域、多様で豊かな地域特性と潜在力を持つ地域として捉えた施策を講じることが重要であると考えています。地域住民が地域で住み続けられるために、充実した生活を支える機能を備えた小さな拠点づくりや、それを結ぶ交通

体系の整備などの施策が今後は必要になってくると考えます。こうした施策の柱は、第一に普遍的な価値としての豊かな自然環境を守り、そうした地域特性を対外的に主張していくこと、第二に農林業を中心とした地域経済の振興を図りつつ、各経営体の営みが持続可能なものとなり、未来に繋がっていくような地域づくりを地域住民の理解と参画のもとで推し進めることにあります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口を年齢階層別にみると、65歳以上の高齢者比率は令和3年3月末現在で51.5%(住民基本台帳による。)となっています。15～29歳の若年層の人口比率をみると、平成23年3月末の10.6%から8.4%へと減少しています。65歳以上人口は長い間増加の一途でありましたが、平成15年度をピークとして実数では減少に転じています。高齢化率の高い本町で、高齢者を中心とした死亡数は増加しており、今後自然動態を主因とした大幅な人口減少が急速に進んでいくこととなります。

国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に公表した人口の推計値では、令和27年(2045年)には1,917人と予想されています。一方、本町が令和2年度に策定した第2期日南町総合戦略では、人口増への取り組みにより1,999人の人口確保を目標としており、今後人口維持へのUIJターン施策や、医療、教育、子育て、雇用、生活環境施策などへの戦略的取り組みが重要となってきます。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 15,286	人 9,730	% △36.3	人 7,974	% △18.0	人 6,112	% △23.4	人 4,765	% △22.0	
0歳～14歳	5,160	1,846	△64.2	1,160	△37.2	593	△48.9	352	△40.6	
15歳～64歳	8,874	6,324	△28.7	4,718	△25.4	2,775	△41.2	2,068	△25.5	
うち15歳～29歳(a)	3,040	1,420	△53.3	722	△49.2	528	△26.9	366	△30.7	
65歳以上(b)	1,252	1,560	24.6	2,096	34.4	2,744	30.9	2,345	△14.5	
(a)/総数 若年者比率	% 19.9	% 14.6		% 9.1		% 8.6		% 7.6		
(b)/総数 高齢者比率	% 8.2	% 16.0		% 26.3		% 44.9		% 49.2		

産業構造の変化をみると、昭和50年までは農業を中心とした第一次産業が半数以上を占めていましたが、平成2年には37%にまで落ち込み、その後横ばいで推移しています。農林業は、町の基幹産業として重要な位置を占めてきました。本町は、認定農業者や集落営農法人など、自立的で意欲ある農家への重点的な支援を行ってきましたが、その一

方で、零細兼業農家を中心に離農に歯止めがかかりません。林業においては、木材加工企業の創業をはじめ、組合設立による連携強化などの取り組みにより就業の場が確保されるとともに、収入間伐による人工林材への需要が広がりつつあります。また、持ち出し間伐への補助金交付や近年の担い手育成の取り組みが契機になり、林業従事者は増加しています。しかしながら、経営には公的支援が欠かせない状況が依然として続いており、補助金に頼らない経営が成立する仕組みが求められています。

第二次産業である製造業・建設業は、昭和 50 年頃から就業人口が増加し、平成 12 年までは約 3 割を維持していましたが、平成 17 年には 18%まで落ち込み、以降横ばいとなっています。製造業の就業人口減少は、工場の海外移転が主因です。建設業は機械化などによる就労者の減少はありますが、防災施策の必要性の高まりから近年は公共事業の受注は好調です。

第一次産業・第二次産業の就業者人口が減少する中、介護・医療・福祉職場を中心とした第三次産業への労働力のシフトが続いています。第三次産業では、高齢者福祉のニーズが高まる中、社会福祉法人の設立により福祉職場で一定の雇用が増加しています。一方、小売業・飲食業など商工業者については、地域経済が冷え込む中であって、JA 店舗の撤退をはじめ地域の店舗の廃業により、地域住民の日常生活にも困難が生じています。近郊都市や通信販売への消費の流出、購買力の低下による不採算、高齢化や後継者不足による事業閉鎖などが問題です。

雇用状況が縮小する一方で、急激な人口減少と高齢化を要因とする人手不足が顕在化しており、介護・医療・福祉職場や木材関連企業の雇用人材が確保できなくなるという、次の段階の課題が生じています。

(3) 行財政の状況

町の財政状況を示す実質公債費比率及び将来負担比率などの財政健全化指標は、国が定める早期健全化基準を下回っており、県内でも上位の健全な状態にあります。しかしながら本町の財政力指数は 0.17 で、鳥取県平均又は全国類似団体平均と比較しても若干低い値となっています。これは財政運営に必要とされる需要額に対して自主財源の要である地方税収入が乏しく、地方交付税や国・県支出金又は町債などの依存財源に頼った財政運営が続いている状態を示しています。歯止めのかからない人口減少により、人口数が交付額に大きく影響する地方交付税をはじめとする各種交付金などは今後も大幅な減額を覚悟せざるを得ない状況であり、将来に向かい持続可能な財政運営を維持してく上で厳しい状況が続いています。

このような中、各種計画や施策・事業を着実に成果へとつなげ、本町のような中山間過疎地域が持続的に発展していくためには、既存事業の見直しをはじめ、新たな視点や考え方を取り入れた行財政運営を無駄なく効率的に推進していくことが必要であり、町民ニーズの的確な把握と財源確保の工夫、必要性の低い支出の抑制などについて熟考し、職員一人ひとりが経営意識を持ち、最少のコストで最大の成果を生み出す努力が必要で

す。引き続き有利な財源の確保に努めながら、施策の選択と集中により各種事業の推進と健全な財政の両立を図る必要があります。

表1-2(1) 財政の状況

単位：千円

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	6,509,767	7,992,135	7,545,200
一般財源	4,239,253	4,007,229	3,660,157
国庫支出金	349,425	482,953	769,088
都道府県支出金	750,517	856,215	1,132,315
地方債	461,220	1,492,800	1,051,871
うち過疎対策事業債	206,700	1,424,900	680,700
その他	709,352	1,152,938	931,769
歳出総額 B	6,169,126	7,488,058	7,313,623
義務的経費	2,106,671	1,801,740	1,657,136
投資的経費	849,549	2,425,224	2,484,015
うち普通建設事業	728,917	2,387,264	1,764,904
その他	3,212,906	3,261,094	3,172,472
歳入歳出差引額(A-B)	340,641	504,077	231,577
翌年度へ繰越すべき財源D	98,559	257,098	128,533
実質収支 C-D	242,082	246,979	103,044
財政力指数	0.135	0.136	0.160
公債費負担比率	21.4%	15.9%	14.1%
実質公債費比率	15.7%	9.8%	7.2%
起債制限比率	3.6%	—	0.1%
経常収支比率	87.1%	89.0%	91.0%
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	6,718,954	6,031,997	7,423,427

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、町過疎対策計画に基づく諸施策に積極的に取り組んできました。

この結果、生活基盤の整備、福祉・教育施設の充実、産業基盤の整備、情報基盤格差是正などについて一定の成果を見ることができましたが、地域経済の停滞、農林業後継者育成の遅れ、少子高齢化の進行、集落自治機能の低下など、現状の課題は深刻です。また、農地基盤整備や林業基盤整備などについても継続的に建設投資を行ってきましたが、十分な産業振興の成果につながっていない面もあります。

今後は、本町の自然や文化をもう一度見直し、この地域の個性や特色を大切にしながら

ら他地域からのニーズに適切に対応していくことにより、国全体の中で過疎地域に今期待されている役割を自ら担っていく必要があります。国土・環境保全という施策の中で、明確な位置づけを得ることが地域の持続的発展につながるものと考えます。

前述した、本町が当面する課題と今日までの過疎対策の実績や、社会的・経済的諸条件を踏まえ、個性と魅力あふれる町を築くための新たなまちづくりの指針として策定した「第6次日南町総合計画」の基本構想である、「創造的過疎のまちへの挑戦」を具体的な施策として推進していきます。

人口減少と超高齢社会という状況の中で、持続可能なまちづくりを進めていくためには、地域、産業、組織など、それぞれの分野の将来を支える人材の育成・確保が急務であり、最も重要な取り組みです。あわせて、施策や地域内の情報を住民に公開していくことで住民参画を促進し、町外に対しても積極的に情報発信することが大切です。

また、市町村単位ではなく、地域全体が連携し、協調して取り組まなければならない時代へと移ってきており、水源保全、ごみ処理、観光振興から、事務の共通化・共同化による経費削減などに至るまで、より広域的な対応が必要な課題が生じています。本町では、鳥取県西部広域行政管理組合や日野町江府町日南町衛生施設組合により、消防やごみ・し尿処理などを広域的に取り組んでいるほか、鳥取・岡山県境連携推進協議会を組織して中山間地域の振興に取り組んでいます。さらに、鳥取県日野郡連携会議により、行政サービスの向上と効率化などに取り組んでいきます。地域主権の名のもと、同じ課題を抱え、顔の見える圏域において、地域のニーズに合った効率的でスケールメリットが得られる広域連携に取り組んでいくことが必要です。

本町は令和元年7月、国から「SDGs 未来都市」に認定されました。また、令和3年3月には「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しました。今後は、国が推し進める脱炭素や地方自治体のデジタルトランスフォーメーション（DX）など、県とも連携しながら取り組んでいきます。

（5）地域の持続的発展のための基本目標

令和2年度に策定した「第6次日南町総合計画」の基本構想は、「ひとづくり」と「持続可能なまちづくり」の2本柱に基づき、「創造的過疎のまちへの挑戦」と決めました。

この総合計画の前期基本計画にあたる「第2期まち・ひと・しごと創生日南町総合戦略」では次の4つを定めています。

- ①しごとをつくり、安心して働けるまちづくり
- ②日南町への移住・定住を促進させる
- ③結婚・出産・子育ての希望を実現させる
- ④安心して暮らし続けられるまちづくり

本計画は、「第2期まち・ひと・しごと創生日南町総合戦略」と目的を同じくしていることから、同総合戦略内の基本計画を、本計画での基本目標とします。

また、これに基づき、本計画全般における人口に関する目標として、令和7年の人口を

3,824人と設定しました。これは、合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇し、かつ人口移動が均衡したとした（移動がゼロとなった）場合のシミュレーションによるものです。合計特殊出生率が現状より改善するだけでは人口減少に歯止めを掛けることが難しいため、合計特殊出生率の増加に加え、社会増減・自然増減が同一もしくはプラスに転じることにより緩やかな人口減少につながると考えています。

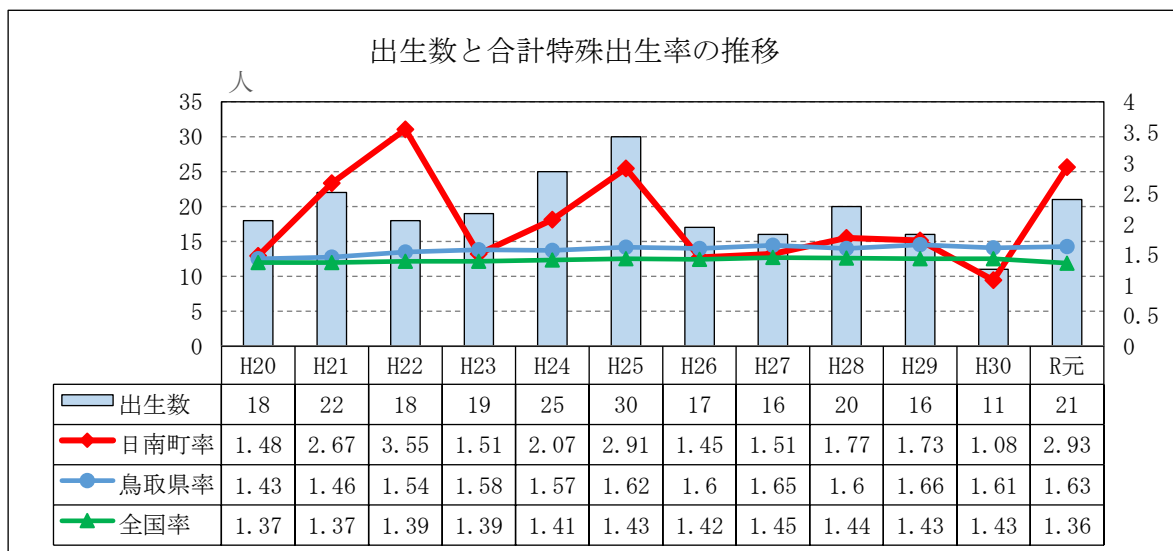
「第2期まち・ひと・しごと創生日南町総合戦略」における人口推計

単位：人

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)
社人研※	4,765	4,146	3,585	3,112	2,708
総合戦略		4,277	3,824	3,449	3,143

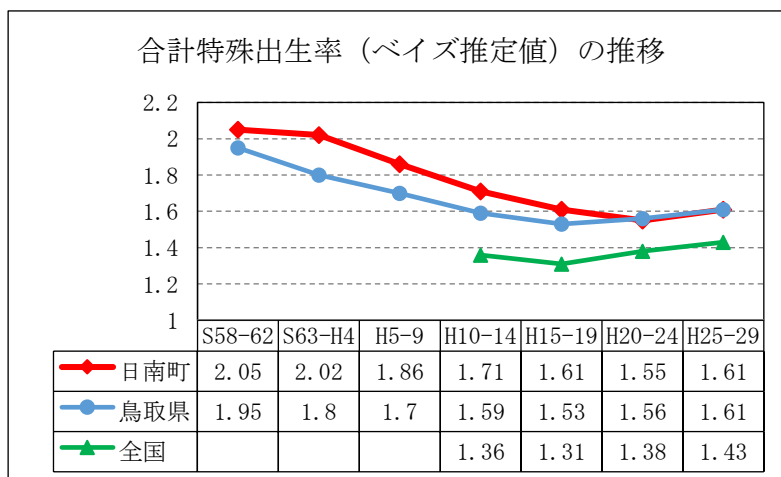
※国立社会保障・人口問題研究所推計準拠

合計特殊出生率の推移（「人口動態保健所・市区町村別統計」より）



特に出生数が少ない地域の場合、合計特殊出生率の数値が大幅に上下し、その地域の出生の動向を把握することが困難です。これは、標本数が少ないため、偶然変動の影響を受け、数値が不安定な動きを示すためです。

このような場合、観測データ以外にも対象に関する情報を推定に反映させることが可能な「ベイズ推定」が、合計特殊出生率の推定にあたっての有力な手法となります。



(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、毎年度の所管職員による内部評価に加え、パブリックコメントにより意見や改善案を募り、次年度計画に反映させます。また、達成状況について議会への報告を行うとともに、町ホームページで公開します。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「日南町公共施設等総合管理計画」では、公共施設を適正に管理していくために、公共施設の管理に関する目標や基本方針を定め、その中でアセットマネジメント取組方針は次の5つを定めています。

- ①施設の長寿命化や維持管理コストの更なる縮減を目指して計画的な施設管理を実施する。
- ②既に本町が所有している同種の施設との統合を行い、一体の施設として整備する。
- ③既に本町が所有している異なる種類の施設との統合を行い、両方の機能を有した複合施設を整備する。
- ④施設の改修を実施し、他の公共機能を有した施設として利用する。
- ⑤施設の廃止を行い、建物解体、跡地の売却を行うことで将来的な更新費用の縮減・他施設の更新費用捻出を図る。

これらに基づいた総資産量の適正化を目指し、総延床面積を30年間で20%縮減（平成26年度末比）することを目標としています。

本計画では、「日南町公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、関連する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住の促進

高齢化率が50%を超える本町では、生産年齢人口を増やしていくことが急務となっています。

本町ではこれまで、「日南町いきいき定住促進条例」に基づく各種交付金、各種媒体を利用した積極的な情報発信、空き家バンクを利用した移住者への住宅の紹介、子育て及び教育支援の充実、婚活事業による出会いの場の創出など、人口減少に歯止めをかけるために移住・定住を促す包括的な施策を積極的に展開してきました。しかし、若年層を中心とした人口減少の勢いは依然として止まらず、人口減少が地域経済の縮

小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させ地域コミュニティが維持できなくなるなど、負のスパイラルから抜け出せずにいます。

こういった状況からの脱却のため、若年層の人口増加策及び流出防止策、地域の担い手、積極的に地域を牽引していける人材の育成策を講じることが喫緊の課題となっています。

イ 地域間交流

地域間交流については、以前に米カリフォルニア州スコッツ・バレー市、宮崎県日南市と交流を行ってきました。近年では米ワシントン州シアトル市と小・中学生のホームステイの相互受け入れを行うなど友好を深めています。

平成30年5月にはモンゴル国中央県ゾーンモド市と「友好交流に関する覚書」を締結しました。また、令和2年度からモンゴル人交流支援員を配置しました。今後は様々な連携を図り、相互交流と友好関係の強化を推進していきます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大や社会・経済情勢の変化のため、自治体間交流が停滞傾向にあったほか、各種スポーツ大会や地域の取り組みなどに携わる構成員の高齢化が影響し、長く続けてきた行事・催しの開催が年々困難になるなど課題も明確になっており、今後の事業の継続性や交流のあり方を検討していく必要があります。

(2) その対策

ア 移住・定住の促進

多様化する移住・定住のニーズに対応できるよう、積極的な情報発信と各種補助・支援及び住まいの環境整備に取り組んでいきます。情報窓口として、Twitter や Instagram など SNS の活用と、行政・移住・観光の各ホームページの充実を図ります。また、移住相談員によるオンライン相談、仕事の情報提供など、きめ細かな相談体制を強化していきます。さらには、同窓会や二十歳を祝う会などの機会を通じて、町外に居住する本町出身者の情報を収集し、この層を移住・定住の重点的ターゲットとした働きかけに注力していきます。

移住・定住人口を増加させるためには、住民満足度の向上も不可欠です。より快適かつ効率的な社会を実現するために、都市 OS（その都市にあるエネルギーや交通機関をはじめ、医療、金融、通信、教育などの膨大なデータを集積・分析し、それらを活用するために自治体や企業、研究機関などが連携するためのプラットフォームのこと）を利用することで「サービスの提供スピード」と「サービスの質」を向上することが期待されています。本町も都市部との情報格差の是正のために、積極的に検討を進めていきます。

また、「第2期まち・ひと・しごと創生日南町人口ビジョン・総合戦略」を策定し、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に正面から取り組むこととしました。

総合戦略では次の3つの長期的ビジョンにより、具体的な施策を実施していきます。

- ①移住定住相談員を配置し、「住まい」「仕事」「地域の慣習」「生活相談」など、きめ細やかな相談対応を更に強化します。
- ②日南町で暮らすことの楽しさ、都会では体験できない暮らしを、SNSなどを活用し情報発信に努めるとともに、県内市町村との広域連携を強化し、ともに移住定住促進に向けた取り組みを行います。
- ③空き家対策については、関係機関とも連携し、既存の各種補助制度を分かりやすく所有者に紹介するとともに、IUターン者向け活用策についても、具体的な住まい方のモデル施策を検討します。

人材育成においては、若年層をはじめ多くの地域住民が地域活動に関わることができ、自らが積極的に参画し地域活性化に向けた取り組みができる環境づくりを支援し推進していきます。また、地域おこし協力隊制度の活用により、若年層を中心とした人材を都市部から獲得し、地域の活性化や定住促進を目指します。さらには、日野郡在住の高校生、鳥取県立日野高等学校の生徒を対象とし、日南町・江府町・日野町の日野郡3町が連携して設立・運営する公設塾「まなびや縁側」により、「ふるさと教育」を推進し、地域を支える人材の育成に取り組めます。

婚活事業については、出会いの場を創出するため、町内外からの参加者を募ったイベントの実施や、結婚相談所への登録料の助成などを行います。また、結婚相談所と提携し、異性との会話や接し方、身だしなみなどについての学習機会を提供し、結婚を希望する独身者への支援を行います。

イ 地域間交流

国際交流については、現在米ワシントン州シアトル市との小・中学生のホームステイの相互受け入れと、国際交流支援員による町内での啓発活動が主な活動内容です。モンゴル国中央県ゾーンモド市との交流は、文化交流のみに留まらず、教育、医療など協定に基づいた連携もアフターコロナに向け検討していきます。

国内における地域間交流についても、今後今までのようなイベント開催は困難になることが想定されます。万全の感染症対策はもちろんのこと、新たな仕組みづくりを模索していきます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	多様化する移住定住者に対する住宅施策の充実	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	日南町いきいき定住促進条例に基づく交付金事業 (人口増加・定住を促進するた	町	

		めに設置した同条例に基づき、条件を満たした移住・定住者に結婚祝い金・定住奨励金・住宅改修補助金を交付する。)		
		移住定住支援組織運営支援 (専門的な知識を有する法人を組織化し、移住定住業務を委託することで、移住者のニーズに即応できる体制を整備する。)	町	
		婚姻奨励事業 (若者の結婚・定住のために婚活イベントなどを開催し、若者同士の交流や地域の活性化を図る。)	町	
		生山定住促進団地住宅建設助成事業 (転入者等の定住促進対策として、生山駅に近く利便性の高い町有地を安価で賃借し、住宅を新築する者に対して補助金を交付する。)	町	
	人材育成	日野郡ふるさと教育推進事業 (若者の地元定着と将来の担い手を育てるため、「ふるさと教育」を推進する。日野郡3町が合同で運営する中・高校生を対象とした公設塾での学びを通し、生涯の仲間を生み、ふるさとに対する誇りを持ち続けることができる人材の育成を目指す。)	3町	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林業

農業は、町の基幹産業として重要な位置を占めてきました。しかし、全国的な新型コロナウイルス感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻等による社会情勢の変化により、消費の減退や農産物価格の低迷が起こっています。また、野生鳥獣などによる被害の拡大や食の安全性に対する消費者ニーズの高度化など、生産者にとって厳しい状況が続いています。近年は米価の低迷により、準高冷地の気象条件を活かしたトマト、ピーマン、白ネギ、ブロッコリーなどの野菜生産に力を入れた複合型の農業経営が主体となっています。

平成12年度から始まった中山間地域等直接支払制度は、令和2年度から第5期対策として継続しているほか、平成26年度からは多面的機能支払交付金事業が始まり、現

在に至るまで本町の農地の良好な保全に貢献しているところです。

本町では、認定農業者、営農組織、農業法人育成などの支援に取り組んでいる一方、農業生産の主體的条件をみれば、農業従事者の高齢化が急激に進んでおり、全体として生産額の増加や雇用の拡大には至っておらず、耕作放棄地も増加の傾向にあります。また、平成 21 年度から取り組んでいる農林業研修生制度を含めた後継者育成対策では、生産資材や生活費などに対する支援もあわせ、定住に向けた対策が急務です。

畜産業は、関税の引き下げによる競争の激化や担い手の高齢化などにより衰退を続けていましたが、平成 29 年に開催された全国和牛能力共進会において「肉質日本一」を獲得したことで、改めて鳥取県は全国から注目される和牛産地となりました。町内の畜産農家は減少しているものの、県の和牛振興総合対策事業などを活用し、一部の担い手は規模拡大に取り組んでいます。

町土の 89%を占める森林のうち 63%が人工林と、継続的な造林（蓄積）を実施してきた本町では、伐採の時期が到来しており、高付加価値林産物への加工及び販売ルートの開拓が課題となっています。これらの解決策として平成 18 年に創業した株式会社オロチによる「単板積層材（LVL）」の製造販売や、また、その素材安定供給を目的に設立された「日南町木材生産事業協同組合」を中心とした、町内山林資源を活かした取り組みが一層期待されています。

また、本町は、森林の持つ経済性や公益性といった重要な役割を保ちつつ、「木材を利用しながら森を守る」森林管理を徹底するため、平成 22 年に FSC 森林認証を取得し、町産材への付加価値、ブランド化につながる取り組みを推進しています。FSC 森林認証を取得し認証製品を製造販売することは、SDGs を達成するために大きな役割を果たしています。

森林・林業は林産物の生産のみならず、国土保全、自然環境の保全、水資源涵養、地球温暖化防止など多面的な機能を有しています。近年はカーボンオフセットクレジット取引など新たな森林資源の活用や、企業の研修・CSR 活動の誘致など森林を活用した取り組みを進めています。

平成 29 年度には、林野庁の「林業成長産業化地域」に選定され、「使い切る」木材活用事業と日南町版林業担い手育成事業を柱に、①不在村地主等山林集約化事業、② ICT 技術を活用した中央中国山地地域モデル循環型林業確立事業、③FSC 材・FSC 製品流通拡大事業、④森林カスケード新マテリアル開発事業、⑤木造公共施設等整備事業、⑥林業アカデミー整備事業、⑦200 年の森など森林教育整備事業、以上 7 つの重点的なプロジェクトを令和 3 年度までの 5 年間実施しました。

しかし、林業も農業と同様に従事者の高齢化が進み、後継者の不足が顕在化しており、成長産業化を目指しながら循環型林業の実現を図るには、これらの解決が欠かせません。令和元年度に開校した「にちなん中国山地林業アカデミー」を中心に、後継者育成が重要な課題になっています。同時に、山林所有者が再び山林経営に対する意欲を取り戻す取り組みも必要です。

イ 商工業等

町内の商工業者については、地域外への消費の流出や、高齢化・後継者不足による事業閉鎖など、非常に厳しい状況です。各地域の商店は相次いで廃業し、高齢者を中心に日常の買い物に不便や苦勞を感じる方はますます増加しています。これを改善するためには、後継者の育成や新規事業者・起業家に対する支援など、商工会などと連携した地域事業所への支援体制の強化が必要です。

新型コロナウイルス感染症の拡大により域外からの収入は急減し、町内事業者にも大きな影響を与えました。今後は、コロナ禍により低迷した地域経済を活性化するため、地域内での経済循環と域外からの消費活動の取り込みを図る取り組みが重要です。

工業においては、本町の立地条件、交通網、人材の確保の観点からも大規模企業誘致は困難な状況です。町内の既存の事業所では多くの求人がありますが、人材確保につながっていないのが現状です。近年は若年層の人口減少により、全ての業種において「仕事はあっても人手がない」という課題が大変顕著です。かつての「仕事がない町」というイメージから状況が逆転していることを、町民全体で認識することが必要です。

ウ 観光又はレクリエーション

本町は豊かな自然環境に恵まれ、オオサンショウウオやヒメボタル、カタクリの群生地、希少な遺伝子を保つニホンサクラソウなど、他の地域にない突出した自然の観光資源が存在します。また「天叢雲剣」出現の地といわれる船通山、たたら製鉄の史跡、明治維新後の製鉄技術を支えた耐火レンガの素材であるクロム鉱山跡など、日本の製鉄文化との歴史的関わりが深い多くの観光資源はあるものの、それぞれが関連付けされていないため単発的な情報発信になっており、効果的な交流人口確保につながっていない現状です。国内外に積極的な情報発信をし、魅力ある観光資源と最新の ICT 技術を融合し、本町の観光分野の魅力発信や集客力強化を進めていくことが重要になってきます。

令和元年度に日南町観光協会を一般社団法人化し、協会のより自発的な取り組みが可能となりました。令和4年度から名称を「一般社団法人山里 Load にちなん」と変更し、これまでの観光振興事業に加え、移住定住の促進や「空き家バンク」運営の事業も合わせた法人として活動を開始しています。令和4年度にはフェノロジーカレンダー（地域の自然と人の営みを表した生活季節暦）を制作し、季節ごとに豊かな自然や歴史文化遺産などを紹介し交流人口の増加を目指しています。

新型コロナウイルス感染症拡大を機に、価値観や生活様式は変化しつつあります。観光客のニーズも物見遊山的な観光からエコツーリズムなど環境や健康を志向した体験型・参加型の観光・レクリエーションへ変わり、旅行形態も団体から小グループ、夫婦、家族単位、女性同士、個人へと変化してきています。豊富な観光資源はありますが、休憩や情報を収集するための観光拠点が整備できていないこと、最大の観光資源

である自然を活かした魅力的なエコツーリズムモデルを開発できていないこと、情報発信や観光ブランディングが不足していることなどにより、潜在的な観光客に対して本町の魅力を十分に伝えきれておらず、入込観光客数は年々減少の傾向にあり、その増加が課題となっています。

その一方で、まちづくり協議会などによる産業遺産や希少動植物などの地域資源の掘り起こしや、それらを活用した体験交流の商品化など、新たな地域の魅力を発見し、情報発信する動きもみられます。自然の豊かさや歴史・文化など、地域としての魅力を包括的に取り込みながら積極的に情報発信を行い、交流人口の増加を図っていく必要があります。

(2) その対策

ア 農林業

本町産業が様々な面で恵まれた立地条件にあるとはいえ、農林業は地域経済の中において生産額は相対的に少ないとはいえ、付加価値を生ずる可能性を持つ重要な産業です。農林業の産業としての確立は、地域経済の底力となって地域経済の循環を生み、地域の持続的発展につながっていきます。

中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業により、農地保全の面では政策的な効果を生じているものの、生産主体の急激な高齢化の中で、新規就農者の育成や集落営農・法人経営の推進などによる担い手の育成が急務となっています。引き続き新たな担い手の確保を進めるとともに、所得の向上を目指して新規就農者などに対し基盤整備などの支援を行います。また、今日の自然志向・健康志向の中で、米、準高冷地野菜、減農薬農産物など、この地域の特長をアピールしながら、ブランド化を図っていく必要があります。そのために、農地中間管理事業を活用した農地集積の拡大、ほ場整備による面的な整備や水田機能の向上、AI・ICT・IoTなどのデジタル技術を活用したスマート農業の推進による作業の効率化や生産コストの削減への取り組みとともに、一次製品の生産から加工、流通、販売まで一貫して行う、いわゆる6次産業化を目指した取り組みを推進していきます。

畜産業では、新規参入や規模拡大などを目指す担い手のためにハード整備及びソフト面で積極的な支援を行い、畜産業の振興を図ります。

森林立木体積の蓄積は、本町経済の最大の特色です。海外産木材との価格差により我が国の用材自給率が3割程度しかないという現実がありますが、コロナ禍により米国で木材の需要が急増した今般の事例もあります。本町において間伐を中心とした本格的な伐期の到来の中で、育林産業から伐採搬出、加工流通産業が成長していくべき時期を迎えているといえます。

今後、集約化された森林経営計画に基づいた適正な森林管理に努めるとともに、「日南町木材生産事業協同組合」を中心として搬出コストの削減のための基盤整備や高性能林業機械の導入などを推進し、伐期を迎えた山林資源を活かして雇用と林家所得の

拡大を図っていきます。

また、株式会社オロチとともに、高付加価値化した製品販売の体制整備の強化を図っていきます。具体的には、貿易自由化による外国産合板材との競争に生き残るため、株式会社オロチが生産する単板積層材（LVL）に不燃ノウハウを融合させた不燃単板積層材や、市場の拡大が見込まれる単板積層材の防腐防蟻処理材を製品化することで、既存の製品をブラッシュアップし、販路の維持及び拡大を図ります。あわせて、林業の町として町産材を活用した公共施設の木質化について取り組み、地域経済への貢献を図ります。

今後は作業道などの基盤整備支援、地元産材の消費拡大などに引き続き取り組んでいくとともに、海外を含む販路の拡大を図ります。また、乾燥材供給体制や未利用の林地残材を活用した木質バイオマス資源活用など、森林の多面的な利活用、商品化、採算性、持続的可能性を意識しつつ、今後の本町林業の展開の多様化を模索します。

また、農林業を核とした新たなビジネスモデルの構築を目指す事業者に対して支援策を講じるほか、企業の研修・CSR 活動の誘致、余暇を楽しむ場などの提供により、地域産業を活性化させ雇用を創出します。

担い手確保の対策としては、農業研修生制度を充実させるほか、栽培技術が確立し市場の評価が高いトマトの産地強化に向けた選果場の更新や技術の継承など、生産者の新陳代謝を図ります。水稻は県内随一の良食味米産地を維持するため、ほ場整備を含めた農業基盤整備や省力化・スマート化を進め、若者に対してこれまでの農業イメージを変える取り組みを行い、農業参入の推進を図ります。

林業の担い手は、にちなん中国山地林業アカデミーを中心に、様々な林業分野で活躍できる人材の育成を図り、更なる素材生産の拡大と将来に渡り森林が循環していく林業を目指します。

さらに、本町が誇る雄大な自然を老若男女問わず身近に感じられ、自然保護意識の高揚を図るための取り組みを進めていきます。

鳥獣害の防止については、「日南町鳥獣被害防止計画」に基づき、広域的な侵入防止柵の設置に支援を行うなど、集落単位での住民参加型被害対策を進め、効果的な防止を図ります。また、捕獲活動への支援も引き続き行っていきます。

イ 商工業等

商業は、地域に密着した商店の廃業などにより、買い物をはじめとする生活環境が悪化し、いわゆる「買い物難民」が生じています。これら課題の解決のため、商工会などの関連団体や事業者、公共交通と連携しつつ、地域の高齢者などを対象とした「移動販売支援」などの充実や、地元産品を地域で購入・消費できる仕組みづくりなどに取り組んでいきます。また、デジタル地域通貨を活用することにより、地域内での経済循環の促進と域外からの消費活動の取り込みを図り、持続可能なまちづくりを目指します。

工業においては、本町の特性を生かした企業誘致や支援に引き続き積極的に取り組むこととし、必要に応じて工業立地のための環境・基盤整備及び人材の育成を行うとともに、各種優遇措置により支援していきます。また、豊かな自然環境と充実した情報基盤を利用した、「ここでしかできない」新たなビジネスモデルを提案し、企業誘致を目指します。起業あるいは業態転換の希望者については、県施策なども活用しながら積極的な支援を実施していきます。

慢性的な人手不足の解消策として、多様な価値観・生活スタイルを仕事と両立できる職場づくり（ワークライフバランス推進）を積極的に支援し、潜在的な労働力の掘り起こしを行うとともに、こども園・小学校の早い段階で町内の仕事に触れる機会をつくり、町内企業への関心を高め、子どもたちが将来町内で働く意欲を育てていきます。また、高齢者の短時間就労の仕組みづくりなど、商工会や関係機関と連携し進めていきます。

ウ 観光又はレクリエーション

観光産業は、近年の観光ニーズの多様化に伴い、これまでの「通過型」から地域の特色ある資源やおもてなしなど、いわゆる「着地型観光」志向が注目されており、本町のような突出した観光資源がない町からも、地域と連携し工夫を凝らした企画や情報発信によって魅力ある観光産業づくりが可能となる時代となってきました。

また、観光施策を展開していくうえで宿泊施設の確保は欠かせません。町内の宿泊施設に加え、空き家を活用した民泊事業の展開なども同時に検討することにより、着地型観光を目指します。

今後、観光振興計画を策定して、次の取り組みを進めていきます。

- ①民間及び地域の活力の発揮を基本としながら、体験型観光などの特色ある観光資源の商品化、特産品の共同ブランド化、オリジナルキャラクターの活用、情報発信の方法に工夫を重ね、支援していきます。
- ②「まち・むらづくり協議会」間の連携や周辺地域との連携を支援し、広域的な観光ルートの提案に努めます。
- ③エコツーリズムの精神に則り、自然環境や観光資源の保全や観光ルートの整備に取り組めます。
- ④「通過型」から「着地型」観光へと発展させるため、町内の観光資源をつなぎ合わせるにより、魅力的な観光地としてICT技術を活用し情報発信していきます。地域資源の価値を再認識し日南町独自のエコツーリズムを推進します。
- ⑤日南町観光ガイドの養成及び活用を支援します。
- ⑥町民のレクリエーションの場、交流・憩いの場といった利用ができる公園等の整備について検討していきます。
- ⑦本町の森と水の豊かな自然環境に誇りを持ち、保全・継承の意識醸成を図ります。また、その自然環境を地域振興や観光振興に活かすとともに、保全活動の取り組

みを推進・支援します。

⑧空き家を活用した民泊事業等を展開する事業者・個人を支援し、観光宿泊者が町外へ流出することを抑制します。

また、町内にある山村振興施設の収益性を向上させるための対策として、合宿誘致を目的に施設に付随するグラウンドの芝生化及びその管理を行うほか、施設の指定管理者が行う施設の機能強化に対する補助を行います。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
2 産業の振興	(1)基盤整備 農 業	基盤整備事業負担金	県		
		ため池整備事業 (改修・修繕・廃止)	町		
		トマトハウス団地造成事業 (ハウス団地の整備を支援することによって、地域における農業の生産額拡大や担い手の育成を図る。)	町		
		畜産団地整備事業	町		
		林 業	公有林整備(保有管理等)	町	
			合板・製材生産性強化支援事業	町	
			林業成長産業化対策事業	町	
			町産材加工施設改修事業	町	
	(3)経営近代化施設 農 業	農業機械導入補助	町		
		トマト選果場整備事業 (老朽化したトマト選果場の新築・改修に係る事業費の一部を助成し、トマト産地の振興を図る。)	町		
		農産物等乾燥調製施設支援事業	町		
		畜産振興対策事業	町		
		林 業	高性能林業機械導入補助	町	
			苗木生産体制強化事業	町	

	公共施設の木質化事業	町	
(5) 企業誘致	サテライトオフィスいちょう トイレ洋式化事業	町	
	公共施設の基盤整備(条例にお ける町の便宜供与)	町	
(7) 商 業 共同利用施設	生山駅賑わい創設整備事業	町	
	中心地域整備事業 (隣接地等整備)	町	
(9) 観光又はレクリエ ーション	観光・レクリエーション施設整 備(公園・遊歩道・キャンプ場 など)	町	
	歴史・産業遺産施設整備等 (たたら跡地、鉱山跡、旧家等)	町	
	キャンプ場整備事業 (着地型観光の一つとして、既 存の町内キャンプ場を整備管 理し、多くの人を取り込む。ま た、道の駅周辺に RV パークな どを整備し、多様な観光形態を 実現し、交流人口の増加を目指 す。)	町	
	眺望確保事業 (既存管理している、8ヶ所の 山、滝などの整備を行う。)	町	
	山村振興施設機能強化事業	町	
	山村振興施設の芝生化事業 (給水設備・散水設備の整備)	町	
	芝の管理に係る機械導入	町	
(10) 過疎地域持続的発 展特別事業 第1次産業	新規就農者ハウス等整備助成 (就農の際の初期投資に係るハ ウス等整備に対する助成を行 う。)	町	
	担い手規模拡大集積助成事業 (担い手農家への農地集積を促 進し、遊休農地の減少と特定農 業団体の育成を図る。)	町	
	農業者支援補助事業 (農機具等の導入費に対し一部 助成を行うことで、農業者の生 産意欲拡大を図る。)	町	
	担い手育成対策事業 (農業法人等が新たに就業者を 雇用した場合に社会保険料を 助成し、農業経営の安定化と福 利厚生の実現を図る。)	町	

商工業・6次産業化

収入保険制度支援対策事業 (様々な要因の農業収入の減少に備える「収入保険」への加入を促進し、農業従事者の経営の安定を図る。)	町	
野菜等振興補助事業 (農産物の産地として更なる発展のため、生産者に対して種苗代等を助成し農業の振興を図る。)	町	
トマト選果場利用促進事業 (出荷者に対し選果場利用料の一部を補助することによって、利用と供給量の増加を促し農業の振興につなげる。)	町	
畜産振興対策事業 (町内畜産農家の生産基盤強化を図る。)	町	
雌牛導入奨励事業 (和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入する際、その導入金額の一部を助成することにより、畜産農家の意欲・所得の向上及び畜産の振興を図る。)	町	
原木価格安定対策事業 (木材加工流通業者の仕入れ価格を軽減することで、林業関係者の経営安定を図る。)	町	
ゆうきまんまん構想堆肥助成事業 (町内産堆肥の利用による減農薬・減化学肥料、有機多投型栽培の普及を図り、安心・安全な野菜・水稻等の農産物の生産振興に資する。)	町	
特産品ブランド化事業 (現在の特産品である一次産品から新たな日南ブランドの特産品をつくり販売することによって、農業を含めた産業の振興を図る。)	町	
キャッシュレスシステム運用事業 (地域内での経済循環をより促進させ、地域の活性化につなげていくことを目的として、町独自のキャッシュレスシステムを運用し、持続可能なまちづくりを目指す。)	町	

観 光

<p>小規模事業者経営改善資金利子補給事業 (日本政策金融公庫が取り扱う融資制度のうち、『小規模事業者経営改善資金(マル経融資)』に係る資金利子の一部を助成する。)</p>	町	
<p>社員住宅改修費支援事業 (空き家の利活用と町内企業の雇用促進を図るため、町内施工業者を活用して改修した住宅に従業員を入居させた事業者に対して補助を行う。)</p>	町	
<p>にちなん食のバザール補助事業 (日南町で生産される農産物や農産加工品等の販売機会の拡大、地産地消の推進及び食を中心とした誘客による交流人口増加を図る事業の実施に要する経費を交付する。)</p>	町	
<p>移動販売運営支援事業 (買い物が困難な町民の生活環境を維持・確保するため、町内で移動販売を実施する事業者に対し経費の一部を支援する。)</p>	町	
<p>観光ガイドボランティア育成への支援 (観光ガイドボランティアを育成、活用し、町の交流人口拡大を図る。)</p>	町	
<p>観光ガイドブックの作成 (町の紹介冊子などを作成し、観光客誘致と情報発信を図る。)</p>	町	
<p>産業遺産の活用に向けた学術調査事業 (産業遺産による観光振興に向けて学術的価値・保存の方法などを調査する。)</p>	町	
<p>観光情報発信事業 (観光を産業振興として取り組む中で、戦略的な情報発信を行う。)</p>	町	
<p>古民家活用体験事業 (町内に複数残る古民家を拠点として、本町の最大の観光資源である「自然」、「農」を活用し</p>	町	

		た体験型観光メニューの開発などを行う。)		
		観光・エコツーリズム促進事業 (点在している観光資源をつなぐツアーづくりを行い、観光客を取り込む。)	町	
		空き家リノベーション補助事業 (空き家を活用した民泊・農泊事業を実施する団体に補助し、町内での滞在時間を増やす。)	町	
		サイクリングロードの整備 (ナショナルサイクルロードに向け、町内の魅力的なサイクルロードを整備し、交流人口の増加を目指す。)	町	
		サイクルロゲイニング運営委託事業 (町内観光の新たな手段として、サイクリングを取り入れた、商店の利用促進の向上と、交流人口の増加を目的としたサイクルイベントを実施する。)	町	
		山村振興施設魅力化事業	町	
		名車ミーティング委託事業	町	
	企業誘致	日南町企業立地奨励条例 (一定規模の投下資本額又は常勤雇用がある工場等の新增設のための土地取得費又は借地料を補助する。)	町	
		企業支援対策(補助交付、貸付金、機器リース助成) (企業等の誘致や新たな起業の活性化を図るため、助成金や貸付け等を行う。)	町	
	その他	日南町「ショートタイムワーク」運用事業 (事業所や個人からの短時間の求人ニーズと、個人の空き時間やスキルを活かしての短時間就業の希望をつなぐ仕組みづくりを目指す。)	町	
		ワークライフバランス推進事業 (仕事と生活の調和を目指した取り組みを支援し、人手不足の	町	

		解消を図る。)		
		おしごとフェア委託事業 (こども園・小学校の早い段階 で仕事に触れる機会をつくり、 町内企業への関心、働く意欲の 創出を図る。)	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

本町における産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種は、次のとおりとします。

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
日南町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおりです。

また、産業振興において自治体間の広域な連携が必要な施策については、連携自治体それぞれの資源や機能などを活用し、幅広い分野で相互の連携協力を努めます。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報基盤については、令和元年度から令和2年度にかけて行った日南町タウンズネット光化事業（FTTH 化）により、各世帯までのブロードバンドとテレビの視聴環境は整備したところです。高速インターネットやケーブルテレビによる多チャンネルサービス、地域チャンネルによる議会中継などの行政情報や地域の話題の提供など、これまで整備した情報基盤は住民生活に欠かせないものとなっています。

電波を介した通信技術の最新世代である 5G については、映像等大容量データのダウンロードの短縮化、ほぼ時間差のないデータ伝送による円滑な機械間通信などが可能となり、Society5.0 時代に向けて様々なシーンでの活用が期待されます。既に都市部ではエリアが拡大しつつある 5G に対する利用者の期待は大きく、なおかつ地方創生の鍵の一つとなり得る存在であり、本町においてもローカル 5G の活用に向けて、関係団体と一丸となって関係機関へ働きかけていきます。

一方で、複数の集落は未だ携帯電話不感地域となっており、引き続き光ファイバー芯線の携帯電話事業者への貸し出しや、国の補助事業などの活用により、携帯電話不感地域を解消するとともに、居住地域以外の屋外における不感の解消も必要で、情報格差の是正を進めていかなければなりません。

今後、タウンズネット情報基盤を更に活用した行政情報サービスの向上や、災害に強い多様な情報連絡体制などの課題について対策が必要です。

(2) その対策

令和3年度に策定した「日南町情報化推進計画」に基づき、情報の分野でも持続可能なまちづくりの実現を目指します。町民自らが必要な情報を速やかに的確に受け取ることができ、活用・課題解決のできるまちを目指し、スマート社会における町民ニーズに合った行政サービスとデジタル技術やデータを活用して、住民生活の利便性向上を目指します。デジタル技術やAIの活用（議事録の自動作成・チャットボット、OCRなど）により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に振り替えていき、デジタル関連企業やサテライトオフィス誘致などによる新たな雇用の創出を目指します。また、携帯電話不感地域の解消に向けて関係機関との調整を図ります。

さらには、屋外広域無線通信環境の構築により、高齢者や子どもの見守り、災害発生時における情報の確実な提供、観光振興及び交通機関の利用促進など、安心・安全に生活できるまちづくりを推進します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 通信用鉄塔施設 防災行政用無線施設 その他の情報化のための施設	携帯電話不感地域解消事業	町	
		行政防災無線施設維持管理	町	
		災害に強い情報化のための施設整備	町	
		屋外無線環境整備事業	町	
		行政サービスのデジタル化事業 (AI・RPAなどの導入)	町	
		番組自動送出設備購入事業	町	
		HFC 施設撤去及び既設電柱廃止設計管理業務事業	町	
		CATV 用ビデオカメラ整備事業	町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化	行政情報発信事業 (現在、主に行政ウェブサイトだけとなっている情報発信手段に、SNS、地域チャンネルを効果的に活用し、より多くの方	町	

		に情報が届く手法を検討し情報発信のできる環境を整備する。)		
		DX 人材育成事業 (先頭に立って DX を牽引できる人材を育成するため、定期的にデジタル技術について学習できる環境を作るとともに、eスポーツイベントなどデジタル技術が体験できる場づくりを行う。)	町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

鳥取県の 10 分の 1 を占める約 340.96 km²の面積を有する本町は、町内全域に小集落が点在する地理的特質上、町道の総延長は 240.7 km と県内の他町村と比べても長く、その維持管理が課題となっています。町道は、集落の生活道路及び基幹道路へのアクセス道路として重要で、引き続き整備に努める必要があります。

また、本町は中国山地の中央に位置し、鳥取県の主要都市である米子市から他県、他県から米子市へのアクセスの要所となっています。そのため、広島市と米子市を結ぶ国道 183 号や、岡山県新見市と本町を結ぶ主要地方道新見日南線、島根県奥出雲町と本町を結ぶ一般県道印賀奥出雲線などの県境をまたぐ道路は、圏域の経済・生活・交流の流れを支える交通基盤として重要な役割を果たしています。昨今頻発するゲリラ豪雨や台風などの影響による幹線道路の通行止めに備えて、町道による迂回ルート of 構築・確保が重要性を増しています。また、豪雪地帯である本町においては、冬期間における安全で円滑な交通確保が必要です。

町道は、令和 3 年 4 月 1 日現在で、実延長 230.4 km、改良済 149.5 km (64.9%)、舗装済延長 192.8 km (83.7%) です。改良率・舗装率ともに県内平均 (鳥取県市町村道改良率 64.9%、舗装率 89.9%) を若干下回っており、早急に改良・舗装しなければならない路線があります。また、橋りょう・舗装・トンネル・法面などの道路施設については、現状を把握し、第三者の被害を防止するため、年次的に修繕計画を作成して対処する必要があります。

このほか、本町の基幹産業である林業においては、現在本格的な伐期を迎えており、伐採搬出のための基幹的林道の整備が必要となっています。

イ 公共交通機関

本町には JR 伯備線の生山駅と上石見駅の 2 つの駅があり、特に生山駅は高校生の通学利用のほかに、特急電車の停車駅であるため近隣の町や県外からの利用者も多く、

地域にとって重要な役割を担っています。より利用しやすい駅にするため、JRをはじめ関係機関と連携しながら、様々な調整を図る必要があります。

鳥取県の10分の1という広大な面積を有する本町では、生活バス路線の確保のため、平成16年10月から市町村有償運送による町営バス運行を開始し、平成21年度からは小学校統合に伴う通学バスとしての役割のほか、従来のバス路線の空白地域などを対象としたデマンドバス運行を開始しました。

そのほか、生山・霞地域では、駅や病院、公共施設、ショッピングセンターなどを経由する巡回バスの運行、多里地域では、NPOが運行主体となった過疎地有償運送にも取り組んでおり、利用者の利便性の向上に努めています。

しかしながら、住民の高齢化や人口減少が進んでおり、それらに対応するため運行体制を再構築し、持続可能なバス運行を実現する必要があります。

(2) その対策

ア 道路

町内生活路線網の計画的な改良に努め、通学エリアの道路改良や除雪対策も引き続き推進します。また、道路施設の現状把握と修繕を順次行い、通行者への第三者被害を防ぎます。

このほか、必要な林道を順次整備及び維持修繕していきます。

イ 公共交通機関

JRの駅については、JRの管理を基本としながら、施設の利便性の向上を促進し、本町のみならず沿線市町村や地域と連携し、各地域が持つ観光素材を前面に出した誘客促進を図ります。

町営バスについては、県の運行補助制度を活用しながら運行体制の維持に努めます。町内全域において地域公共交通の更なる充実と同時に、将来人口予測に照らしあわせ、既存の町営バス路線、デマンド型運行の再編、ドア・ツー・ドア運行などの共助交通を含め、地域の実情にあった継続可能で効率的な公共交通体系の構築を行います。

また、町民が安心してバスを利用するため、計画的な運行車両の更新や、県境を跨いだ広域バス路線の利便性の向上に向けた取り組みも行っていきます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道路	霞福塚線改良 L=320m、W=5.5(7.0)m	町	
		大菅阿毘縁線改良 L=800m、W=5.5(7.0)m	町	

	古市佐木谷線改良 L=300m、W=5.5(7.0)m	町		
橋りょう	生山印賀線改良 L=800m、W=5.5(7.0)m	町		
	福万来佐木谷線改良 L=700m、W=5.5(7.0)m	町		
	佐木谷虫尾線改良 L=200m、W=4.0(5.0)m	町		
	日南中学校線改良 L=90m、W=5.5(9.0)m	町		
	立石吉鈿線改良 L=300m、W=4.0(5.0)m	町		
	田ノ原線改良 L=400m、W=5.5(7.0)m	町		
	霞福塚線(白谷工区)改良 L=350m、W=5.5(7.0)m	町		
	旧新屋線改良 L=250m、W=4.0(5.0)m	町		
	北の原権現線補修 L=700m、W=4.5(5.5)m	町		
	舗装修繕 (霞福塚線ほか19路線)	町		
	法面修繕 (日南病院線ほか10路線)	町		
	盛土修繕	町		
	路肩修繕	町		
	トンネル修繕 (三国山線)	町		
	町道落石危険防止対策事業	町		
	通学路安全対策事業	町		
	道路構造物修繕	町		
	橋りょう修繕 日南町橋梁長寿命化修繕計画	町		
	(2)農道	農道保全整備 (改良・修繕・橋りょう修繕・トンネル修繕)	町	
	(3)林道	林道内方線改良新設 L=2,051m、W=3.0(4.0)m	町	
県営林道窓山線整備事業 L=26,261m、W=3.0(4.0)m		県		
林道船通山線法面对策事業		町		
林道保全整備 (新設・改良・修繕、橋梁修繕)		町		

		船通山林道ほか 41 路線		
(6)自動車等 自動車		町営バス購入(8台)	町	
(8)道路整備機械等		除雪機械整備	町	
		集落除雪用除雪機械整備	町	
(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通		県境を跨いだ広域バス運行への補助 (バス路線への運行助成を行い、地域交通の確保を図る。)	町	
		バス停設置助成	町	
(10)そ の 他		町営バスドア・ツー・ドア化に伴う各種整備事業	町	
		町営バス待合所の整備	町	

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 廃棄物処理

2020年に国は、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。本町も温室効果ガス排出時実質ゼロを目指す「2050年ゼロカーボンシティ」を令和3年3月に表明しています。エネルギー政策の見直しを踏まえたエネルギーシフトの取り組みや、エネルギー・資源使用の一層の効率化などによる温室効果ガス削減の新たな目標達成、循環型社会の実現、豊かな自然環境の保全など、本町が目指すべき持続可能な社会の実現に向けて、更に一層の取り組みが必要な状況にあります。

こうした快適な生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた生活様式や経済体制を見直し、「廃棄物を生まない循環型社会」を形成していかなければなりません。近年、ごみ減量化の取り組み及び人口減少の影響もあり、ごみの排出量は減少傾向にありましたが、直近では横ばいの状態になっています。鳥取県が進める4つのR、**Refuse**（リフューズ：断る）、**Reduce**（リデュース：減らす）、**Reuse**（リユース：再使用する）、**Recycle**（リサイクル：再利用する）を参考に、ごみ発生の抑制とごみ資源の循環を図ります。

また、鳥取県西部広域行政管理組合では、将来の人口減少や地球温暖化などに対応し、リサイクルや温室効果ガスの抑制ができるごみ処理体制を構築するため、圏域である2市6町1村の可燃ごみ処理施設の建設計画にあわせて、不燃ごみ処理施設、最終処分場、中継施設の整備を進め、令和14年度の稼働を目指しています。新たな広域処理施設の完成までは既存施設の延命化を図るべく、施設の維持管理を行う必要があ

ります。今後は、効率性・利便性など総合的な見地から持続可能な地域のごみ処理のあり方について、引き続き検討を重ねていく必要があります。

広大な町土に展開する豊かな自然とその恵みを次世代に継承していくためには、社会全体を環境負荷の少ない持続可能な社会に変えていくとともに、日野川流域の市町村や地域貢献支援事業を展開する鳥取大学などと連携しながら資源の浪費を抑え、ごみの適正な処理により自然環境を保全・活用していく必要があります。

イ 給水施設及び下水処理施設

上下水道は、上水道で普及率が 72.7%、下水施設で整備率 80.1%となっています。今後も散在する小規模集落等に対応した給水施設や浄化槽の整備を継続して行く必要があります。さらに大田原地区など中心地域整備事業、定住促進事業に必要なライフラインの確保に努める必要があります。

今後の上下水道事業に係る維持管理費の増加や公債費償還に対応するため、公営企業会計法適用による持続可能な経営形態を構築することが課題となっています。

ウ 住宅整備

公営住宅については、町営が 10 団地 77 戸、県営が 2 団地 15 戸整備されていますが、経年劣化が進んだ住宅もあり、入居者の高齢化も目立っています。一方、近年の福祉・木材事業所等での若年層の雇用増加による住宅需要への対応が困難な状況も生じており、定住の基本施策として現状のニーズにあった住宅の整備が求められています。

エ 消防救急施設

消防組織体制は、鳥取県西部広域行政管理組合で組織する常備消防を中核に、非常備公設消防と自衛消防により編成されています。鳥取県西部広域行政管理組合における行財政改革の取り組みにより消防・救急体制が集約化・効率化される中、地域の非常備消防及び自衛消防の必要性が高まる一方で、各地域で昼間居住者の高齢化が進み、初期消火能力の低下など、今後の消防・救急体制の確保・維持が懸念されています。

オ 空き家の利活用や老朽危険家屋等の除却の促進

本町は、高齢単身世帯（65 歳以上の単身世帯）579 世帯と、高齢者だけの世帯（65 歳以上のみで構成する世帯）390 世帯を合わせた 969 世帯（令和 3 年調べ）は、町内の全世帯に占める割合の約 50%に達している状況などから、今後も空き家の増加が見込まれます。

こうした状況の中で、適正に管理されず放置された空き家や、倒壊のおそれがある老朽危険家屋などにより、地域の住民生活や景観への影響が問題となっています。そのような物件に対しては、地域とともに行政も問題解決に向けた積極的な関与が求められています。

本町ではこのような空き家問題に対して、「空き家情報活用制度（空き家バンク）」による空き家の利活用や、「老朽危険家屋等解体撤去補助金」による空き家の除却を促進する事業を行っています。

空き家バンクでは、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間で 94 件が売買・賃貸契約に至りました。令和 2 年度末現在で 102 件が紹介対象物件として登録されています。しかし、修繕が必要ですぐに入居できない物件が多く、機会を逸し利用に結びつかない状況が多いのが現状です。

また、平成 27 年度に施行された「空き家対策特別措置法」に基づき、空き家対策協議会を設置して「日南町空き家等対策計画」を策定したほか、老朽家屋等解体撤去に係る固定資産税の減免措置を実施するなど、非居住性家屋の適切な管理・処分を促す体制づくりに努めていますが、相続登記が進まないなど様々な課題も抱えています。

(2) その対策

ア 廃棄物処理

平成 2 年度に竣工した清掃センターは、平成 13 年度に基幹改良工事を行ったものの老朽化は進んでおり、延命化には定期的な修繕工事が必要です。また、ごみの排出を抑制し、生ごみ、布類、プラスチック類などの再資源化についての処理体制の整備を促進し、町民及び事業者の積極的な参画を得ながら、資源化やリサイクルを推進し、広域処理や民間での再資源化など、適正かつ効率的なシステムを構築します。

イ 給水施設及び下水処理施設

簡易水道は、既存施設の適正な維持管理、基幹改良などによる飲料水の安定供給に努めます。また、散在する小規模集落などの未普及地域に対応した家庭用水施設整備推進事業補助制度を継続していきます。

農業集落排水処理施設整備区域においては、接続率の向上に努めるとともに、施設の適正な管理・基幹改良により汚水処理を維持します。未整備地区においては、浄化槽設置の整備を推進し普及率の向上による生活排水対策に努めます。

また、中心地域整備事業をはじめとする各種施設整備に伴う簡易水道施設及び農業集落排水処理施設への接続工事を実施します。

上下水道事業は令和元年度から公営企業会計に移行しました。上下水道のより効率的な維持管理と適切な料金設定の検討を行いつつ、持続可能な経営形態を目指します。

ウ 住宅整備

住宅需要は、近年の農業研修生や林業アカデミー関係者など新たなニーズや IJ ターンに対応できる空き家活用など多様化しており、これに対応する住宅の確保は人口の増減や商業の振興に直接関わる課題でもあることから、未利用町有地活用や空き家活用推進など民間事業者の参入等も含め、定住促進の視点からも検討していく必要がある

ります。

定住促進のための支援を行い、町内の住宅関連産業の活性化を図りながら町民の住環境の向上に努めていきます。

エ 消防救急施設

消防施設については、公設消防団の消防車の更新を行うとともに、経年劣化が進んでいる自治会委託の消防ポンプの更新と軽量化や消火栓などの整備にも取り組み、初期消火能力の維持に努めます。また、集会所など地域の防災拠点の整備も進めます。

オ 空き家の利活用や老朽危険家屋等の除却の促進

空き家の所有者・管理者に対して、適正管理に係る意識啓発や指導を行うとともに、利活用可能な空き家については移住定住の受け皿や地域活性化の拠点施設としての提供・利活用を促します。

空き家の利活用については、各地域振興センターなどの関係機関と連携し、所有者に対し既存の各種補助制度を分かりやすく紹介するよう努めます。また、行政自らが空き家改修をできるように検討するとともに、UIJ ターン希望者に向けた情報発信や具体的な住まいの紹介を進めていきます。

老朽危険家屋については除却を促すことにより、地域の安全や生活環境の維持保全を図っていきます。空き家が所有者不明となる問題は、相続登記が進まないことに起因しています。相続登記が進まない原因の一つに登記費用の負担感があります。登記費用を助成することで、不動産の利活用、納税者の確定、地籍調査の進捗、老朽危険家屋やそれにまつわるトラブルの責任の所在が明らかになるなど、多くの諸課題に対応することが可能になると考えます。また、相続登記の法的義務化の議論が進んでおり、状況の改善につながることが期待されます。あわせて、鳥取大学など研究機関と協力して、空き家などの不在村（町）地主問題の解決策を検討していきます。

カ 火葬場

鳥取県西部広域行政管理組合で管理運営を行っている火葬場「桜の苑」は、供用開始から 30 年を経過したことから、令和 3 年 3 月に大規模改修工事を終えたところです。今後は更なる住民サービスと福祉向上を目指して、令和 3 年度から指定管理者制度を導入し、運営を行います。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	簡易水道統合整備事業	町	

その他	家庭用水施設整備推進事業	町	
	給水施設整備事業	町	
(2) 下水処理施設 農村集落排水施設	農業集落排水処理施設整備事業	町	
	浄化槽市町村整備推進事業	町	
(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	清掃センター設備改修	町	
	清掃センター備品整備	町	
し尿処理施設	可燃・不燃ごみ処理施設整備事業	西部 広域	
	汚泥再生処理センター改修	三町	
	その他	西部 広域	
(4) 火葬場	桜の苑大規模改修負担金	西部 広域	
(5) 消防施設	可搬消防ポンプ B3 級 (9 台)	町	
	耐震性貯水槽整備 (2 基)	町	
	公設消防車 (2 台)	町	
	消火栓 (15 基)	町	
	集会所等の整備助成	町	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	住宅改修助成事業 (住宅改修費の一部に助成し住宅環境を改善することで、空き家・廃屋を未然に防ぐとともに、空き家の撤去を行い安心安全な景観をつくる。)	町	
	空き家情報活用制度登録物件改修事業費補助金 (住環境の向上を図るための住宅改修及び取得に係る経費の一部を補助することにより、良質な登録物件及び町民の安全・安心かつ、快適な住環境の実現を目的とする。)	町	
	空き家家財道具等処分補助金 (日南町空き家情報活用制度への登録促進及び移住希望者の移住が円滑に行えることを目的とする。)	町	

	防災・防犯	空き家・廃屋対策事業 (家屋撤去等を援助することにより、空き家・廃屋の適切な管理を促し、地域の生活環境の保全を図る。)	町	
		日南町いきいき定住促進条例 (住宅等補助金) (住環境の向上を図るための住宅改修及び取得に係る経費の一部を補助することにより、良質な登録物件及び町民の安全・安心かつ、快適な住環境の実現を目的とする。)	町	
		賃貸住宅建設促進事業 (不足する住宅確保を行い、集落の維持を図るため、賃貸住宅を整備する者が建設資金の借入れを行う際の利子助成を行うことで建設を促す。)	町	
		LED省エネ型防犯灯設置補助事業(夜間における犯罪の防止及び通行の安全を図るため、環境にやさしいLED型の防犯灯を設置する自治会及びまちづくり協議会に対して設置費の補助支援を行う。)	町	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉

住民基本台帳によると、65歳以上の人口は平成26年8月末の2,462人をピークに減少に転じており、令和5年3月末現在で2,179人となっています。全体の人口も減少しているため、高齢化率は53.6%まで上昇しました。75歳以上人口も平成23年度以降減少に転じています。今後は、65歳以上人口、75歳以上人口とも減少する見込みです。85歳以上人口については令和5年3月末現在で690人となっており、令和2年をピークに横ばいとなっています。

平成27年と令和2年の国勢調査を比較すると、65歳以上の人がいる高齢者世帯は1,518世帯(一般世帯の78.7%)から1,370世帯(同76.8%)、高齢者夫婦のみの世帯は352世帯(一般世帯の18.3%)から333世帯(同17.0%)、高齢者単独世帯は447世帯(一般世帯の23.2%)から424世帯(同23.7%)と、世帯数はいずれも減少しています。しかし、世帯数が減少する中、一人暮らしの高齢者の割合は増加しており、高齢者の孤独化が一段と進行し、家族介護力は一層低下してきています。

平成12年度から介護保険法が施行され、平成12年度には日南病院に一部介護型の

療養型病床群を併設しました（法改正により介護療養病床は令和5年度末で廃止されるため、令和6年度からは全て医療療養病床に移行予定）。また、平成16年には社会福祉法人日南福祉会が設立され、介護老人福祉施設「あかねの郷」とともに、町内の居宅介護サービス施設を指定管理により運営しています。平成20年度に認知症の介護に対応したグループホーム「虹の郷」（2ユニット、定員18人）を開所し、平成22年度には、グループホーム「あさひの郷」（2ユニット、定員18人）を開所しました。しかし、職員確保の難しさから平成30年7月末からはあさひの郷のみで運営しています。デイサービスセンターについても町内4ヶ所で運営していましたが、平成31年4月よりデイサービスセンターあかねの郷1ヶ所での運営となっています。あかねの郷短期入所生活介護についても、平成23年3月に9床増床し19床で対応していましたが、令和3年3月では、空床利用のみの対応となっています。新たな介護サービスとしては、平成31年4月から日南病院で通所リハビリテーションが開始されたほか、令和元年12月に住宅型有料老人ホーム「にちなんつくほ」、令和3年7月に住宅型有料老人ホーム「あかね荘」が開設されました。

全国的に介護職員の不足が課題となっている昨今、本町においても介護・看護職員の不足が深刻化しており、介護人材の養成と確保が喫緊の課題となっています。

また、設備・備品などについては開設以降の経年劣化のため、修繕や更新が必要となっています。

今後は、令和5年度策定予定の「第9期老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の保健福祉医療サービスの充実に努めるとともに、介護人材確保に努める必要があります。なお、平成27年度から介護予防・日常生活支援総合事業に取り組んでおり、高齢者の介護予防と日常生活支援、地域での「支え愛（支え合い）」の仕組みづくりに努めています。

イ 障がい者福祉

高齢化が進む本町にあっては、障がいのある方及び支援者の高齢化が顕著であり、「親亡き後の生活の安定」が喫緊の課題となっています。今後も引続き地域で生活していくには、高齢の障がいのある方への支援や親に代わる支援が必要となります。想定される支援として、居宅介護等の在宅サービスの充実、グループホーム等生活の場の確保、相談などができる支援者の確保、自立した生活に向けての援助などが挙げられますが、現在本町における社会資源には限りがあり、これら全てに対応することができません。ほかにも、移動手段、緊急時の受入れ、障がい児福祉サービスの不足など、障がいのある方の生活においては様々な課題があります。

「地域でともに生きるまち」を実現するため、生活支援、就労、余暇支援といった社会資源の不足に対応する必要があり、町内外の事業所等との連携、誘致などの施策が求められています。

ウ 子育て支援

近年 10 年間（平成 23 年から令和 2 年）の出生数は 10～30 人の間を推移し、平均 18.8 人となっており、本町が目指す人口増の目標よりも低く推移しています。

このような中、子育て支援を引き続き重点施策として、「日南町こどもゆめ基金」を活用した施策を更に充実させ、保育料の無償化、子育て支援センター事業や事業所内保育の充実、新たに母子健康手帳アプリの導入などに取り組んできましたが、人口減少には歯止めがかかりません。

今後も、「日南町子ども・子育て支援事業計画」と「第 2 期まち・ひと・しごと創生日南町人口ビジョン・総合戦略」に基づき、子育て相談機能の充実や日南病院の小児科医師診療日の拡充、ワークライフバランスを考慮した子育て支援策の充実などに向けた対応が一層求められています。同時に男女共同参画の啓発に努め、子育てをしながら男女がともに活躍できる町を目指します。

エ 幼児教育

保育園は、平成 26 年度から本園と 2 分園による 3 園体制の中、3 歳未満児の保育の充実に取り組むとともに、安心して子育てができるよう入所年齢の低年齢化への対応、発達の段階に合った適切な発達援助に努めてきました。保育園は令和 3 年度から教育委員会の所管となり、令和 4 年度からは幼保連携型認定こども園としてスタートしました。

日南町では、幼保連携型認定こども園教育・保育要領をもとに、集団での育ちや個々の育ちを保障しながら、小・中学校との連携を図り、一貫した保育・教育を行うことを目指してきました。令和 2 年度には「日南町の子どもの教育在り方検討会」の答申が出され、「日南町園・小・中一貫教育ビジョン」や「日南学」など、「園・小・中一貫教育」の目標を同じくした取り組みを進めています。子ども一人ひとりが「ふるさとを愛し、豊かな人間性と生き抜く力、持続可能な未来を創造する力」を備えた主体的な社会の一員となれるよう、今後も家庭・地域と連携した取り組みが必要と考えます。

また、平成 3 年から 8 年にかけて建設された各園舎は 20 年以上が経過し、改修や設備の更新が必要になっています。

(2) その対策

ア 高齢者福祉

高齢者の状況については、令和 2 年頃が 85 歳以上人口のピークと考えていますが、90 歳以上の高齢者人口は令和 7 年頃まで増加すると予測しています。一人暮らしの高齢者の割合は増加しており、今後は介護サービスのニーズの前に、在宅の生活支援のニーズが増大するため、生活支援を担う支援者の確保が重要になります。サービスニーズを的確に捉えた生活支援体制・介護予防体制・介護サービス提供体制・地域での「支え愛」体制の充実に取り組み、第 9 期介護保険計画スローガン「町民みんなで支

え合って自分らしく暮らせる日南町（地域共生社会の実現）」を掲げて、次の5つの活動の柱・具体策を定めて取り組んでいきます。

- ①地域で助け合って暮らし続けることができるための、生活支援体制の整備
- ②高齢者の社会参加と健康づくり・介護予防の推進
- ③自分や家族が認知症になっても安心して暮らせる地域づくり【認知症施策の推進】
- ④人生の最期まで生きがいと尊厳を持って暮らせる体制整備と意識啓発
- ⑤地域で暮らし続けることができるための、在宅医療・介護の連携拡充と基盤整備（地域包括ケアシステムの充実）

また、介護人材の育成・確保については、介護系資格の取得を目指す学生に対して奨学金や介護福祉人材就職支援金を貸与するなどの取り組みを推進します。

イ 障がい者福祉

本町では、令和5年度に「日南町障がい者プラン（第7期日南町障がい者計画・第7期日南町障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）」を策定しました。この計画で定めた以下の4つの整備目標に基づき、住み慣れた地域で誰もが望む就労や社会参加ができるよう、施策の実現に取り組んでいきます。

①提供サービスの充実

共同生活援助、短期入所に対応できるよう、町内における居住施設や地域生活支援拠点（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ等）の充実に努めます。

また、既にある事業所も含め、人材確保や人材育成の支援を行い、障がいのある方及び支援者の不安解消を図ります。

②町内外のサービス事業所との連携強化及び誘致等

社会資源の少ない町内において、障がいのある方及び支援者がスムーズに障害福祉サービスにつながるよう、鳥取県西部自立支援協議会、日野郡障がい福祉関係者連携会議等を中心とした圏域での連携を図ります。

町内における社会資源整備のため、児童通所支援、移動支援をはじめとして、事業所の誘致等にも積極的に取り組みます。

③多様な情報媒体の活用推進

様々な情報提供手段を活用し、それぞれの障がい特性に配慮したわかりやすい情報提供に努めます。

④地域での理解促進、社会参加

「地域でともに生きるまち」の実現には行政の役割だけでなく、住民全体の障がいに対する理解や配慮が重要になります。住民全体の福祉力向上に向けて研修等の取り組みを強化します。文化・芸術、スポーツを通じた当事者の社会参加や、障がいへの理解促進に努めます。

ウ 子育て支援

町の貴重な財産である子どもについて、安心して産み育てられる子育て環境の向上を目指し、「日南町こどもゆめ基金」を活用した相談支援事業の充実を図ります。また、町民のみならず移住定住推進施策にも大きく関わる新たな子育て支援ニーズにも対応できるよう、保育料の無償化継続や事業所内保育の充実、母子健康手帳アプリの導入など子育てしやすい環境整備に取り組んでいきます。あわせて、適切な医療受診の実現に向けた体制の充実、家庭における看護力向上を目指した支援も強化していきます。また、町内事業所に対し、子育てしやすい環境づくりをより一層推進していきます。

エ 幼児教育

今後、こども園については、少子化や核家族化、保護者の就労形態の多様化など、養育環境の変化に伴い、多様な子育ての支援ができる相談センターとしての機能を充実させるとともに、就学前の保育・教育を一体と捉え、子どもの育ちの連続性を保障します。また、ふるさとを良く知り、愛着の持てる子どもに育つよう家庭・地域との連携やコミュニティ・スクールの充実と、相互に理解を深めた「園・小・中一貫教育」の強化を図ります。

また、楽しく学びながら SDGs を園児とともに意識しつつ、町の自然を十分に活かした特色ある保育・教育を展開するとともに、野外活動や地域での体験の充実にも努め、豊かな心と健全な身体の育成、学びの芽生えを育みます。

引き続き誰一人取り残さず子どもの最善の利益を保障するために、一人ひとりに寄り添う環境を整え、安心できる場所づくりを進めるとともに、一人ひとりの個性や背景の理解に努め、保護者や他機関と連携を図りながら、子どもの発達を保障する保育・教育、家庭支援を行います。

このほか、保育・教育施設の改修や設備の更新により、安心・安全な保育・教育環境の構築に取り組んでいきます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(2)認定こども園	施設の改修・更新	町	
		総合遊具の整備 ツリーハウス・展望台の整備	町	
	(3)高齢者福祉施設 高齢者生活福祉セン ター 老人ホーム	高齢者生活福祉センターの改 修	町	
		サービス付き高齢者向け住宅 の整備	民間	

そ の 他	高齢者福祉施設の改修	町		
	高齢者福祉施設の設備機器更新	町		
	デイサービスセンターの整備	町		
(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	ワークライフバランス支援 (子どもの見守りを行うことで、仕事と家庭のバランスを保ち、子育てしやすい環境を目指す。)	町		
	家庭看護力向上支援事業 (診療に携わる小児科医師より、子どもの急変時等の対処法を直接聴き、保護者及び家族の家庭看護力を向上させ、不安軽減を図るとともに適切な医療受診行動を取れるように支援する。)	町		
	在宅育児世帯支援事業 (親子の愛着形成と子育て環境の充実を図り、子どもの人口増加及び豊かで活力ある町づくりに資することを目的として、1歳から3歳までの児童を家庭で保育する世帯に経済的支援を行う。)	町		
	高齢者・障害者福祉	介護福祉人材育成奨学金制度 (介護人材の育成・確保を目的に、介護系資格の取得を目指す学生に対し、奨学金を貸与する。卒業後、一定の条件を満たした場合、返還を免除する。)	町	
	中山間地域介護サービス確保対策事業 (介護サービス事業者に対し助成を行うことで、経営の安定を図り、介護サービスの供給を確保する。)	町		
	障害者等外出支援事業 (バス利用が難しい障害者等にタクシー利用料の助成を行い、障害者等の日常生活の利便性向上と社会活動の拡大、地域の経済循環の向上を図る。)	町		

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療体制は、町立日南病院が唯一の医療機関で地域医療の中核を担うほか、個人歯科医院1院があります。日南病院は現在、内科・外科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科・整形外科・皮膚科・リハビリテーション科の8科体制で、一般病床59床、療養病床40床（うち医療28、介護12）で運営しています。「町は大きなホスピタル」を院是に掲げ、在宅医療を柱に地域医療を展開しており、住民生活になくてはならない役割を担っています。

国の施策により令和5年度末をもって介護療養型医療施設が廃止になる状況の中、日南病院では経営コンサルティングを導入し、令和3年3月31日付けで「日南病院医療介護機能のあるべき姿に関する検討報告書」を取りまとめました。これにより、令和6年4月から、療養病床の介護療養病床は全て医療療養病床に転換します。

令和4年度無医地区等調査の結果、上萩山地区が無医地区に該当しました。日南病院の役割は今後更に重要となる中、医師や看護師をはじめとした医療スタッフの確保と育成が大きな課題となっています。また、更新の必要な医療機器の整備を進めていく中で、昭和48年に建築した基幹部分は約50年が経過し、毎年多額の修繕費を投じるも、もはや限界の域が近づいており、施設全体の将来的な構想を練っていく必要があります。

(2) その対策

医療スタッフの確保対策として、医師住宅・職員住宅の整備、改修を行い、インターネットなどを利用したより積極的な情報発信により、医師・看護師など医療スタッフ確保のための取り組みを推進します。小児科の診療体制は、日野郡共通の課題としてその確保に努めます。また、臨床研修医を積極的に受け入れ、日南病院で地域医療の理解を深めてもらうことにより、総合診療医の確保・養成や日南病院の魅力向上に努めます。

地域医療の中核を担う病院として、施設の改修や高度医療に対応できる医療機器の整備に努め、電子カルテの連携活用なども検討しながら、過疎地域の課題である病院までの距離・時間を克服するための対策を推進します。また、ICTやAI機器を用いた医療を展開することで、業務効率化による時間創出、多職種連携による医療の質向上、遠隔診療など多様なニーズに応える取り組みも同時に進めていきます。町内の無医地区においては、令和5年10月から月1回巡回診療を開始しました。今後は、住民のニーズに応えられる診療設備の充実や人員体制について検討していきます。

令和5年度には「日南病院あり方検討委員会」を立ち上げ、老朽化している施設の建て替えも含め、今後の病院のあり方を検討しています。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病 院	病院施設の改修	町	
		医療機器などの整備	町	
		医師住宅・職員住宅の整備・改修	町	
	(2) 特定診療科に係る 診療施設 巡回診療車(船)	巡回、訪問医療介護サービス用の車両整備	町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	特定(認定)看護師研修支援事業 (研修費及び期間中の旅費・人件費等)	町	
医師の育成及び確保強化事業		町		

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

平成21年度の小学校統合以降、校訓、学校教育目標、目指す子ども像を小・中学校で共有しながら、保育園と小学校との連携も含め、「保・小・中一貫教育」を進めてきました。令和4年度から保育園は認定こども園となり、小・中学校との連携を更に深め、「園・小・中一貫教育」を進めています。平成28年度には、小・中学校合わせて237名の児童・生徒が在籍していましたが、令和2年度には206名に減少し、さらに令和7年度には162名になる見通しです。過疎化・少子化が進む中で、町の将来を担う子どもたちの育成は、ますます重要性を増してきています。

社会の変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中で、一人ひとりの子どもに確かな学力を身につけさせ、自立して生きていく力を養うことは大きな課題です。平成29年改訂の学習指導要領においても、子どもたちが未来の社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することが求められています。そのために、「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習課程の改善を図ったり、小学校での英語・外国語教育、プログラミング教育などの新しい学習内容への対応を進めたりしています。また、国のGIGAスクール構想を踏まえ、全児童・生徒に1人1台のタブレット端末を整備するなどICT活用教育を更に推進するとともに、安全な学校環境を整備するために学校施設・設備の充実を図っていきます。

一方で、子どもをめぐる問題も多様化・複雑化し、家庭教育支援を含め、様々な支援

が必要な児童・生徒が増えています。学校不適応や問題行動の発生を未然に防止したり、早期解決を図ったりするために、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、家庭教育推進員を配置し、各関係機関と連携しながら、子どもたちを支援しています。また、発達障がいのある児童・生徒への支援を充実させるために特別支援教育支援員を配置するなど、全ての子どもが安心して学校生活を送り、力を伸ばせるよう、支援体制の整備も進めています。しかし、解決にかなりの時間を要するケースも多々あり、今後も更に体制整備を進めていく必要があります。

また、地域コーディネーターを配置し、学校支援ボランティア（CS サポーター）の活用を進めています。令和4年度からは本格的にコミュニティ・スクールの仕組みを導入し、地域との協働を更に進めていくことを目指しています。

イ 社会教育

①社会教育・文化振興

これまで本町では、様々な趣味や文化的な分野の団体などからなる日南町文化協会や、高齢者を対象とした人生学園などを中心に、自主的な活動が行われてきました。構成員の減少と高齢化により活動を縮小せざるを得ない状況も生じていますが、活動団体やサークルなどでそれぞれ連携しながら活動をしています。地域課題の解決や個人の生きがいをづくりのために、今後更に様々な分野の学習機会を提供していく必要があります。

地域では、まちづくり協議会が核となり住民主体の学習活動を進めています。コミュニティ・スクール設置に伴い、今後は教育行政とまちづくり協議会とが協働して地域と学校の協働活動を進めていくことが重要です。

未来を担う青少年の育成のため、主に小学生を対象に、長期休業期間中には様々な体験活動の機会を設けています。しかし、高校生になると地域との接点が減っていく傾向があり、小学校からの「ふるさと教育」を継続させ、町の歴史や産業を知り、地域の人たちとの関わりを深める取り組みが求められています。

②体育振興

スポーツの拠点として、総合運動場、町体育館、武道館、テニスコートの集まった総合運動公園が小・中学校との併用により活用されています。また地域では、旧小学校やふるさと日南邑、ゆきんこ村などの体育施設を利用してスポーツ活動が行われています。近年は、多様なスポーツクラブが発足し、子どもから大人まで様々なスポーツに取り組む姿が見られるようになりました。今後は体力づくり・健康づくりを視点に、体育団体だけでなく学校や地域、行政が連携し、誰もがいつでも・どこでも・いつまでも気軽にスポーツを楽しめる環境整備や活動を推進していく必要があります。

(2) その対策

ア 学校教育

学力向上に関しては、園・小・中一貫教育を通して、子どもたちの主体性やコミュニケーション能力の育成を図り、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」を実現するよう努めます。また、学校の教育環境の整備など、ICT 活用教育や図書館活用教育を推進することで、子どもたちの情報取得・活用能力の育成を図ります。さらに、英語教育においては、グローバル化する社会に対応するため、海外派遣事業など、国際交流を通じて英語に対する興味関心を高め、国際感覚と英語でのコミュニケーション力の育成を図ります。

子ども支援については、引き続きスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、家庭教育推進員を活用したり、各関係機関と連携したりしながら、家庭教育支援や子育て支援を充実させ、更に体制整備を進めていきます。

イ 社会教育

①社会教育・文化振興

全町一体として、行政、各種団体及び学校と連携を図りながら、課題に応じた学習活動を提供し、実践することに努めます。例えば「にちなん町民大学」における多様な分野の学習に加え、テーマを決めて連続生涯学習講座を開催するなど、継続した学習機会の提供を行います。

未来を担う青少年の育成については、本町が持つ素材や人材を活かした創作活動や自然体験機会の拡充に取り組み、本町の自然や伝統文化などについての理解や町への愛着を深めるとともに、様々な年代との関わりを通じてコミュニケーション能力や社会性の向上を目指します。

また、まちづくり協議会を核として進められている地域における生涯学習を「特色ある地域活動補助金」を活用し推進します。そして今後は、地域学校協働活動を進める上でも、地域の特色を活かした生涯学習を「オール日南」の考えのもと、全町の子どもたちも対象とした事業となるよう、更なる支援を行います。

②体育振興

スポーツの拠点としての総合運動場は、学校教育施設と併用しており、子どもから大人まで幅広い世代に利用されています。今後は、総合運動場のナイター照明をはじめとする修繕計画に則り、社会体育施設の老朽化対策や改修などを行い、施設の利用促進や有効活用を図るとともに、誰もが気軽にスポーツに親しめるよう、幅広いスポーツ活動の振興を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎 屋内運動場 給食施設 その他	施設の整備・改修	町	
		施設の整備・改修	町	
		施設の整備・改修	町	
		照明機器等の改修	町	
	(2)集会施設、体育施設等 集会施設 体育施設	地域振興・活性化センター・まなび宿などの整備・改修	町	
		施設の修繕	町	
		備品の整備	町	
		総合運動場夜間照明改修	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	学校や家庭における教育支援 (指導補助者の配置や教員研修会などを実施し、地域全体で教育を支えるまちづくりを目指す。)	町	
		国際交流事業 (海外派遣事業など国際交流を通じて英語に対する興味関心を高め、国際理解と英語でのコミュニケーション力の育成を図る。)	町	
		ICT教育の充実 (ICT機器の導入・更新及びデジタル教材の作成など、ICT教育の推進により効果的効率的な学習を支援する。)	町	
		高等学校等通学費等助成事業 (日南町在住又は出身の高校生等が高等学校等において教育を受けることに係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的に、高等学校(中等教育学校の後期課程、高等専門学校の初期の修業年限の3年間を含む)に在籍する生徒の通学費等の費用を対象として補助す	町	

		る。)		
		給食負担金支援事業 (日南町内の児童・生徒に対して給食に係る費用を補助し、保護者の負担軽減を図る。)	町	
		日南町スポーツ・健康づくり補助金 (スポーツや健康づくり活動に係る費用を補助し、スポーツの振興を図る。)	町	

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

少子高齢化と、生活様式や価値観の多様化に伴い、自治会機能が低下しています。維持が困難となった地域の自治組織の改編と再生を行うため、平成18年度に全町7つの地域にそれぞれ「まちづくり協議会」が設立されました。地域の活力を集中させ、地域の課題に住民が主体的に取り組むまちづくり協議会では、地域資源を活用したコミュニティビジネスや観光など、地域ごとに新たな活動が進められています。しかし、それらの活動は地域内に留まっているものも多く、広域につなぎ広げ循環していく仕組みづくりが重要課題となっています。また、住民自身はその活動を理解し自分の事として取り組み、自助、共助、公助により、見守りや居場所づくりなどによる高齢者の安心・安全な生活維持など、持続可能な地域づくりを進めることも急務となっています。

少子高齢化に伴う人口減少により、これまでの生活環境を維持することができなくなっています。住民が誇りをもって安心して暮らし続けるために、町政への住民ニーズの反映は重要です。しかし、地理的条件、財政面、人口規模の面からも、町全体に均一に投資することは困難であるといわざるを得ません。町の総合戦略に基づいた施策の選択と集中を図り、十分な検討・協議・合意の上に再構築することが必要です。

(2) その対策

コミュニティの核であるまちづくり協議会が設立され、協働、連携、支援を図りつつ、15年が経過しました。住民のニーズも複雑化、多様化、高度化している中、今後も地域コミュニティの維持発展の充実のために、地域担当職員制度や一括交付金制度、集落支援員の配置、地域おこし協力隊（地域マネージャー）の充実など、支援体制を強化して取り組んでいきます。あわせて地域の活動など日南町の魅力を伝える情報を共有し、移住・定住施策の促進や日南の魅力を、若者などへ広く強く発信していきます。

また、地域の存続に大きく影響する町のランドデザインの核である「コンパクトヴィレッジ構想」を推進し、重層的な世代間、地域間の連携を図り、新しい地域づくりを創出していきます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編 整備	過疎地域定住対策敷地造成等 (宅地造成、住宅整備等)	町	
	(2) 過疎地域持続的発 展特別事業 集落整備	集落支援員の設置(まちづくり 協議会の充実含む) (集落の維持のために行う様々 な話し合い活動を行うための 支援員を各地域に確保する。)	町	
		まちづくり協議会への集落維 持・活性化支援助成	町	
		中心地ゾーン現地測量等事業 (中心地域整備構想に基づき、 対象地域の測量調査等を実施 する。)	町	
		新卒者等地域就業支援事業 (新卒者等が町内企業に就職し た際に助成することで、雇用の 創出、定住促進を図る。)	町	

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

総合文化センターを文化芸術の拠点施設として文化振興を積極的に推進し、あわせて住民が優れた芸術作品や音楽、芸能に触れる機会を提供しています。平成17年度からは指定管理者制度を導入し、民間の柔軟な発想のもと、より住民目線での活動を展開してきました。

町内には、伝統芸能、文芸、歴史、音楽、舞踊、書道など様々な活動があり、「にちなんふる里まつり」や「にちなん文化展」で作品や日頃の学習成果の発表を行っています。各地域で守り育まれてきた歴史や文化を再認識し保存・継承する活動が、地域のまちづくり協議会や文化活動団体において活発化しています。その一方で、高齢化により活動を継続していくことが困難になることも懸念されています。今後、地域と連携・協働しながら、住む人が誇りと愛着を持てる文化環境づくりを進める必要があります。

郷土資料館においては、所蔵する歴史資料を活用した古文書解説講座を行っています。今後はまちづくりにも活用できるよう、更に整理・分類を進めていく必要があります。

また、図書館においては、町の基幹産業である農林業関係の資料を揃えた「ステップアップ農林業コーナー」、まちづくりや6次産業化に役立つ本を集めた「地域活性化コーナー」の設置など、住民のニーズに応じた蔵書や展示に努めていますが、更に生活環境や社会情勢の変化に柔軟に対応した図書館運営が求められています。

美術館においては、これまで本町の文化・芸術にゆかりのある展示や作品収集に取り

組み、特色あるコレクションの充実と多様な展示・教育普及事業を展開してきました。しかし、町民の文化芸術への興味関心や活動の活性化には十分につながっていません。町民に関心を持ってもらうための糸口を模索し、町民の多様化していくニーズに応え、多くの方々にとって親しみやすい施設となるような工夫が必要です。

(2) その対策

「活力ある文化団体等支援助成金」を活用し、引き続き積極的な情報発信や地域の文化振興に取り組むとともに、文化活動の指導者養成を図り、各種団体の支援や運営補助を行います。

また、地域に残された貴重な伝統文化、歴史、芸能など、地域文化の所蔵、管理、保存や活用のため、郷土資料館の整備や指定文化財等をはじめとする歴史的・文化的資源の保存・継承を進め、地域と連携を図りながら取り組みの推進及び支援を行います。

図書館については、出前図書館などを通じて利用者の拡大に取り組むとともに、インターネット予約などの便利な機能の周知に努め、サービスが浸透していくよう働きかけていきます。

美術館については、町民の文化芸術に関する理解と関心を更に深めるために、他の施設・機関との連携を強化しながら、地域の特色や環境を活かした事業や、世代や興味に合わせ柔軟なテーマに基づく事業の展開を図り、これまで文化芸術に対して興味を持っていなかった町民の参画を促進する活動に取り組みます。あわせて、利用者にわかりやすい方法での情報発信に取り組みます。

また、総合文化センターを「文化芸術の拠点」と位置づけ、住民の学習成果発表の支援を行うとともに、憩いの空間としての施設の改修や設備の更新を行うことにより、町民の利用促進を進めていきます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振 興等	(1)地域文化振興施設 等 地域文化振興施設	文化センター施設改修工事	町	
		文化センター舞台装置更新	町	
		歴史資料を適切に保存・利用するための施設整備	町	
	その他	霞 17 号墳木柵修繕工事	町	
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業	活力ある文化団体等支援助成 (サークル活動などを支援する ことで、町内の文化振興、社会 教育の推進を図る。)	町	

		特色ある地域活動補助 (まちづくり協議会などが地域の特性を活かした活動を推進することに対し補助する。)	町	
--	--	--	---	--

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町の広大な森林や農地、豊富な水は、町固有の貴重な資源です。これらの資源を活かしたバイオマスや太陽光、水力といった再生可能エネルギー事業を推進し、安心・安全な農林生産物の生産地として、地域経済の進展を図っていく必要があります。とりわけ、町土の89%を占める森林が保有する木質バイオマスエネルギーは、そのシステム選定によっては、エネルギーの供給にとどまることなく、地域経済の再構築・活性化、地域雇用の増加へと展開していく可能性を含んでいます。豊かな自然環境を活かし、地域特性に合った木質バイオマスエネルギーの積極的な推進が望まれます。

現在、本町が運営に関わっている再生可能エネルギー発電施設は、町営の新石見小水力発電所と石見東太陽光発電所、町が出資する株式会社日南町小水力発電公社が運営する新日野上小水力発電所の3基があります。これら3基の総発電量は、町内一般家庭の消費電力の約50%に当たります。これ以外にも、鳥取県企業局による若松川小水力発電所が稼働しています。また、民間による太陽光発電、木質バイオマスガス化発電が計画されており、町内一般家庭の電気は全て再生可能エネルギーで賄える計算になります。

本町は「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しました。町のCO2排出量傾向は、運輸部門と産業部門がそれぞれ33%で、全体の66%を占めています。家庭部門がこれに続きますが、全体の20%と比較的少ない状況です。運輸部門、産業部門における燃料の非化石エネルギーへの転換は大きな課題といえますが、経済活動との両立となると町のとり得る手段は限られています。しかし、少なくとも家庭部門のエネルギーが再生可能エネルギーや地域新エネルギーで代替できれば、地球環境にとっても地域の自立にとっても望ましく、町としても一定の対応が可能と考えられます。

(2) その対策

水力や木質バイオマスといった、地域資源であるエネルギーを活用し、地域で使用する「エネルギーの地産地消」を進めることで、地域の活性化や雇用の創出につなげ、持続可能な社会の実現を図ります。これらの豊かな自然環境を活かし、地域特性に合った自然エネルギーを積極的に導入するとともに、古来より活用してきた、薪や炭といった代替エネルギーの利活用も考えていきます。

また、営農型太陽光発電など、農業の生産力向上と持続性の両立についても検討していきます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の 推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	木質バイオマスエネルギー利用設備	町	
		新石見小水力発電所導水路改修	町	
		公共施設太陽光発電設備整備	町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	家庭用発電設備等導入促進助成 (自然エネルギーの利活用の促進を図り CO2 削減に努める。)	町	
		木質バイオマス発電事業助成 (木質バイオマス発電事業を行う企業誘致を助成することにより、森林資源の活用した地場産業の育成、自然エネルギーの利用による CO2 削減を図る。)	町	

議案第9号

鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議について

鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置を廃止することに関して協議をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

日南町長 中村 英明

鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議について

鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会を令和6年3月31日限りで廃止する。

鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の共同設置の
廃止に関する協議書

江府町長 白石 祐 治

日南町、日野町、江府町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、南部箕蚊屋広
域連合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合及
び日野病院組合（以下「構成団体」という。）は地方自治法（昭和 22 年法律第
67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、鳥取県西部町村情報公開・個人情報
保護審査会（以下「審査会」という。）の共同設置の廃止について、下記のとおり
協議したので協議書を取り交わす。

日吉津村長 中 田 達 彦

大山町長 竹 口 大 紀

記

（廃止の理由）

第 1 条 令和 6 年 4 月 1 日から、構成団体の全部が鳥取県に対し、情報公開及
び個人情報保護の審査会に係る事務を委託することに伴い、共同設置を廃止
する。

南部町長 陶 山 清 孝

（廃止の期日）

第 2 条 審査会の廃止の期日は、令和 6 年 3 月 31 日とする。

伯耆町長 森 安 保

（財産の処分）

第 3 条 審査会の財産は、日南町、日野町、江府町、日吉津村、大山町、南部町
及び伯耆町に等分して分配する。

南部箕蚊屋広域連合長 陶 山 清 孝

（文書の管理）

第 4 条 審査会の設置期間中の公文書は、廃止後は西部町村会が管理する。

南部町・伯耆町清掃施設管理組合管理者
南部町長 陶 山 清 孝

（その他）

第 5 条 この協議書に定めのない事項で、審査会の廃止に関し必要な事項は、
構成団体の長で協議して定めるものとする。

日野町江府町日南町衛生施設組合管理者
江府町長 白 石 祐 治

この協議を証するため、本書 11 通を作成し、押印の上、各 1 通を所持するも
のとする。

令和 6 年 月 日

日南町長 中 村 英 明

日野病院組合管理者 塚 田 淳 一

日野町長 塚 田 淳 一

議案第10号

日南町と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議を鳥取県とすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

日南町長 中村 英明

日南町と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 日南町(以下「甲」という。)は、次の各号に掲げる事務(以下「委託事務」という。)を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の権限に属させられた事項に関する事務

(2) 個人情報の保護に関する法律第129条に規定する合議制の機関の権限に属させられた事項に関する事務(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び支払の時期は、鳥取県知事(以下「知事」という。)が、日南町長(以下「町長」という。)と協議して定める。

第4条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、乙における第1条各号に掲げる事務に要する経費並びに甲の委託事務及び甲以外の市町村その他の地方公共団体から受託した第1条各号に掲げる事務に要する経費を合算して計上するものとする。

第5条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに町長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第6条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を町長に通知するものとする。

(委託事務を廃止する場合の措置)

第7条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。

(条例等改正の場合の措置)

第8条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、町長に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を町長に通知しなければならない。

(雑則)

第9条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規約の施行の際現に甲の設置による合議制の機関に対して行われている諮問その他の行為でこの規約の施行の日以後乙が処理することとなる委託事務に係るものについては、同日以後乙の設置による合議制の機関に対して行われた諮問その他の行為とみなす。

2 前項の場合において、この規約の施行の際現に甲の実施していた調査審議その他の事務は、この規約の施行の日以後乙が実施したものとみなす。

議案第11号

日南町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議を鳥取県とすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

日南町長 中村 英明

議案第11号資料

日南町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 日南町(以下「甲」という。)は、次の各号に掲げる事務(以下「委託事務」という。)を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(1) 甲の機関の保有する情報の公開に関する条例(以下「甲の情報公開条例」という。)に基づく公文書の開示請求に係る開示決定等又は不作為についての審査請求に係る諮問に応じて行う調査審議に関する事務

(2) 甲の議会の保有する個人情報の保護に関する条例(以下「甲の議会個人情報保護条例」という。)に基づく保有個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に係る諮問に応じて行う調査審議に関する事務

(3) 甲の議会個人情報保護条例の施行に関する重要事項について意見を述べることに関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)及びそれに基づく規則その他の規程(以下「鳥取県情報公開条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び支払の時期は、鳥取県知事(以下「知事」という。)が、日南町長(以下「町長」という。)と協議して定める。

第4条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、乙における第1条各号に掲げる事務に要する経費並びに甲の委託事務及び甲以外の市町村その他の地方公共団体から受託した第1条各号に掲げる事務に要する経費を合算して計上するものとする。

第5条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに町長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第6条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を町長に通知するものとする。

(委託事務を廃止する場合の措置)

第7条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。

(甲の条例改正の場合の措置)

第8条 甲の情報公開条例又は甲の議会個人情報保護条例の全部又は一部を改正しようとする場合においては、町長は、あらかじめ、知事に通知しなければならない。

2 甲の情報公開条例又は甲の議会個人情報保護条例の全部又は一部が改正された場合においては、町長は、直ちに当該条例を知事に通知しなければならない。

(乙の条例等改正の場合の措置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される鳥取県情報公開条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、町長に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行について適用される鳥取県情報公開条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を町長に通知しなければならない。

(雑則)

第10条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規約の施行の際現に甲の情報公開条例又は甲の議会個人情報保護条例の規定により行われている諮問その他の行為でこの規約の施行の日以後乙が処理することとなる委託事務に係るものについては、同日以後鳥取県情報公開条例の規定により行われた諮問その他の行為とみなす。

2 前項の場合において、この規約の施行の際現に甲の実施していた調査審議その他の事務は、この規約の施行の日以後乙が実施したものとみなす。

議案第12号

日南町情報公開条例等の一部改正について

次のとおり、日南町情報公開条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

日南町長 中村 英明

日南町情報公開条例等の一部を改正する条例

第1条 日南町情報公開条例（令和5年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章 総則(第1条-第4条) 第2章 公文書の公開(第5条-第17条) 第3章 審査請求(第17条の2-第19条) 第4章 補則(第20条-第24条) 附則 第3章 審査請求 (審査会への諮問) 第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する審査会</u> に諮問しなければならない。 (1)・(2) (略) 2・3 (略)	目次 第1章 総則(第1条-第4条) 第2章 公文書の公開(第5条-第17条) 第3章 審査請求(第17条の2-第19条) 第4章 補則(第20条-第24条) 附則 第3章 審査請求 (審査会への諮問) 第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、 <u>鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会</u> に諮問しなければならない。 (1)・(2) (略) 2・3 (略)

備考 改正部分は下線の部分である。

第2条 日南町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第3条)</p> <p>第2章 個人情報等の取扱い(第4条―第15条)</p> <p>第3章 個人情報ファイル(第16条)</p> <p>第4章 開示、訂正及び利用停止等</p> <p> 第1節 開示(第17条―第29条)</p> <p> 第2節 訂正(第30条―第36条)</p> <p> 第3節 利用停止(第37条―第42条)</p> <p> 第4節 審査請求(第43条―第45条)</p> <p>第5章 雑則(第46条―第52条)</p> <p>第6章 罰則(第53条―第57条)</p> <p>附則</p> <p> 第4章 開示、訂正及び利用停止等</p> <p> 第4節 審査請求</p> <p> (審査会への諮問)</p> <p>第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する審査会</u>(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。</p> <p> (1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第3条)</p> <p>第2章 個人情報等の取扱い(第4条―第15条)</p> <p>第3章 個人情報ファイル(第16条)</p> <p>第4章 開示、訂正及び利用停止等</p> <p> 第1節 開示(第17条―第29条)</p> <p> 第2節 訂正(第30条―第36条)</p> <p> 第3節 利用停止(第37条―第42条)</p> <p> 第4節 審査請求(第43条―第45条)</p> <p>第5章 雑則(第46条―第52条)</p> <p>第6章 罰則(第53条―第57条)</p> <p>附則</p> <p> 第4章 開示、訂正及び利用停止等</p> <p> 第4節 審査請求</p> <p> (審査会への諮問)</p> <p>第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会</u>(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。</p> <p> (1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正部分は下線の部分である。

第3条 日南町個人情報保護施行条例（令和5年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査会への諮問)</p> <p>第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する審査会</u>（以下「審査会」という。）に諮問することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、<u>鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会</u>（以下「審査会」という。）に諮問することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第13号

日南町特別会計条例の一部改正について

次のとおり、日南町特別会計条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

日南町長 中村 英明

日南町特別会計条例の一部を改正する条例

日南町特別会計条例（昭和39年日南町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則(令和5年3月24日条例第7号) 1 (略) (鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計の廃止) 2 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計は、 <u>令和6年5月31日</u> に廃止する。 3 (略)	附 則(令和5年3月24日条例第7号) 1 (略) (鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計の廃止) 2 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計は、 <u>令和7年3月31日</u> に廃止する。 3 (略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

公の施設に係る指定管理者の指定について（にちなん中国山地林業アカデミー）

次のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

日南町長 中村 英明

公の施設に係る指定管理者の指定

1. 指定管理者の名称及び住所

一般財団法人日南町産業振興センター 代表理事 中村 英明
鳥取県日野郡日南町多里826番地

2. 管理を行わせる施設の名称及び所在地

- (1) にちなん中国山地林業アカデミー 鳥取県日野郡日南町多里782番地2
- (2) 林業アカデミー研修棟 鳥取県日野郡日南町新屋1860番地1

3. 管理を行わせる期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4. 管理業務の範囲

- (1) 施設及び設備を活用した木材産業等への就業者の育成に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する業務のうち、町長が必要と認める業務

5. 利用料に関する事項

日南町立林業アカデミーの管理運営に関する規則（平成30年規則第7号）第12条第1項の規定に基づく授業料を指定管理者の収入として収受する。



様式第1号(第4条関係)

町 副町長 専門監 総務課長 主管課長 室長 主任 台議

議案第14号資料1

指定管理者指定申請書

令和6年2月15日

日南町長 中村 英明 様

申請者 所在地 鳥取県日野郡日南町多里826番地

団体名 一般財団法人日南町産業振興センター

代表者氏名 代表理事 中村 英明
連絡先(電話) (0859)84-0660

日南町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 指定管理者の指定を受けようとする施設の名称
にちなん中国山地林業アカデミー

添付書類

- 1 公の施設の事業計画書
- 2 管理に係る収支計画書
- 3 経営状況を説明する書類
- 4 申請資格を有していることを証する書類
- 5 その他町長が必要とする書類

整理番号	021509
分類番号	
保存年数	1 3 5 10 永

参考様式（第4条第1号関係）

「にちなん中国山地林業アカデミー」の管理に関する事業計画書				
申請年月日 令和6年2月15日				
団体名	一般財団法人日南町産業振興センター			
代表者名	代表理事 中村英明	設立年月日	平成25年4月1日	
団体所在地	鳥取県日野郡日南町多里826番地			
電話番号	(0859)84-0660	FAX番号	(0859)84-0080	
E-mail	info@nichinan-ipc.or.jp			
現在運営している類似施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日	
にちなん中国山地林業アカデミー	鳥取県日野郡日南町多里782番地2	林業学校の運営	開始	平成31年4月1日
			終了	令和6年3月31日
			開始	
			終了	
事業計画（別紙可）				
【管理運営を行うに当たっての経営方針について】				
<p>実践的な林業現場研修により技術と知恵、専門家の講義から最新かつ必須の林学・教養の知識を習得し、地域から信頼される将来の林業指導者の養成を目的とする。特に、現場研修では徹底した安全作業を指導し、経営感覚と常に改善意識を持ち林業・林産業をけん引できる人材の育成を目指す。</p> <p>研修は、町内だけでなく超域的な林業事業体・専門機関からの協力を得て実施する。また、林業経験豊富な技術指導者、668haの広大な演習林（FSC®森林認証林）、多くの優良な林業事業体の協力、大学等からの最先端の研究成果からの知見の提供により、国内最高水準の林業アカデミーの研修内容を確保する。</p> <p>《研修体制の特長》</p> <p>技術指導は、林業の現場経験豊富な講師が徹底した安全作業と実践的な指導を行うことによって、林業事業体で即戦力に近い林業技術の習得を目指す。主たる演習林をFSC森林認証林において行うことで、持続的な林業経営のあり方を常に意識しながら研修を実施することができる。</p> <p>また、林業ならびに森林・林業経営や管理に必要な専門知識は、鳥取大学、島根大学、鳥取県林業試験場、林野庁森林技術・支援センター等の協力を得て専門的な知識を習得する。12月以降は、就業に向けて、より実践的な林業を習得するため、複数の林業事業体においてインターンシップを実施し、日南町森林組合をはじめとする鳥取県内の林業事業体や岡山県の有志の林業事業体がつくる「岡山県施業研究会」の協力も得る。</p> <p>以上、林業事業体から技術と経営、研究機関から専門知識、さらに行政支援の強み、地元地域との連携を融合させて、将来の我が国の林業を担う人材を育成する。</p>				
1. 目的				
<p>本町及び近隣市町村等の豊かな森林資源を活用した林業、木材産業等の振興並びに林業の持続的かつ健全な発展を図るため、林業、木材産業等への就業者を育成するとともに、森林及び林業等に関する知識及び技術を習得する優れた人材を育成する施設として、林業アカデミーを運営する。</p>				

2. 当面の管理運営について

- ①これまでになん中国山地林業アカデミーを運営していた経験を活かし、林業後継者の育成に努める。
- ②わが国の林業を牽引し、地域から信頼される林業技術者の養成を目指す。
- ③地域及び林業が抱える諸課題について、林業従事者に必要な短期間の技術研修を実施するとともに、地域活動への協力、山村地域のあらゆる分野の研究を通じ、地域社会及び林業の発展に挑む。
- ④鳥取大学、島根大学、鳥取県、林野庁中国森林管理局鳥取森林管理署、同森林管理部森林技術・支援センター、日南町森林組合、日南町木材生産事業協同組合、(株)レンタルのニッケン、大建工業(株)、(株)オロチ、岡山県施業研究会などに協力を依頼し、次のような特徴的なカリキュラムのもとでの学校運営を図る。
- 実践重視のカリキュラム
 - 労働災害対策の徹底指導
 - 作業班長制度により指導力を習得
 - 複数の事業体でのインターンシップの実施
 - 将来の林業を見据えた林業現場の視察

【安全・安心面からの運営の具体策など特徴的な取組について】

研修期間は1年、総時間数は1,300時間以上とし、①経験豊富な講師陣による林業技術指導、②各種研究機関・行政等との連携による専門知識の習得、③優良林業事業体での実践力の習得を基本方針とするカリキュラムを策定する。

また、林内における労働災害の発生率が、他産業に比べ非常に高いことから、安全講習、救急救命講習の充実を図る。

《特徴的な教育》

- 林業現場での実践重視のカリキュラム
- 労働災害対策としての徹底した安全作業の指導
- リーダー教育として作業班長制度を導入
- 複数の優良事業体への視察とインターンシップ
- 専任熟練技術指導員による丁寧な指導

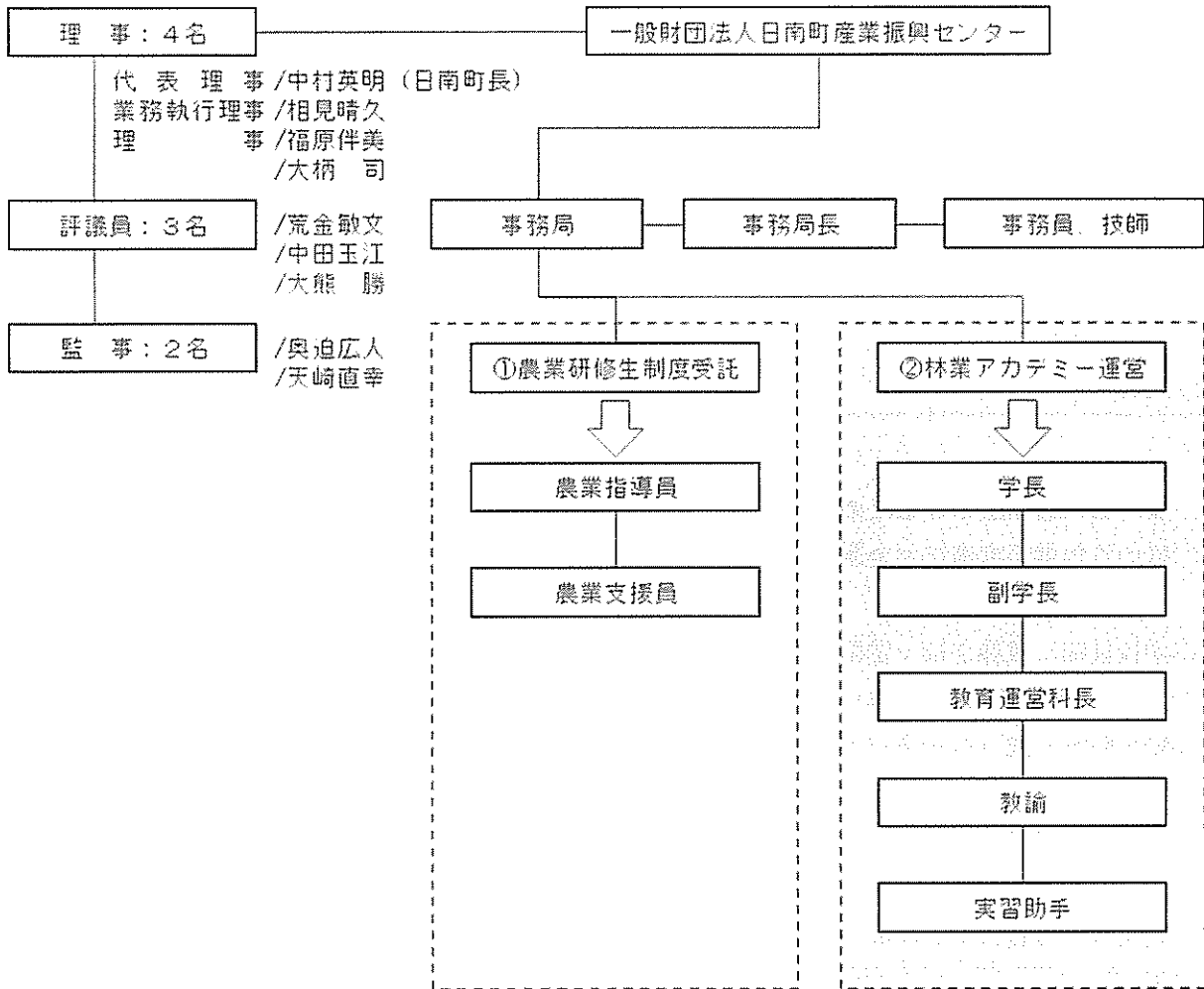
《教育体制等》

- 定員：12名
- 外部講師：鳥取大学、島根大学、レンタルのニッケン、林野庁、鳥取県など

1 時間目	8：30～ 9：30
2 時間目	9：40～10：40
3 時間目	10：50～11：50
4 時間目	13：00～14：00
5 時間目	14：10～15：10
6 時間目	15：20～16：20

【施設の管理について】

1. 職員の配置 (指揮命令系統が分かる組織図を含む)



(兼)…兼務 (非)…非常勤職員

2. 職員の研修計画

- 西日本林業経済研究会での研鑽
- 国内林業大学校等との意見・情報交換会での研鑽
- 鳥取大学・島根大学での公開講座等への参加
- 林野庁の森林技術総合研修所における研修への参加
- 近畿中国森林管理局森林技術・支援センター、鳥取林業試験場での実務研修参加

3. 経理

- 経理責任者の配置、会計管理ソフトの導入
- 監事2名による会計監査の実施

【施設の運営について】

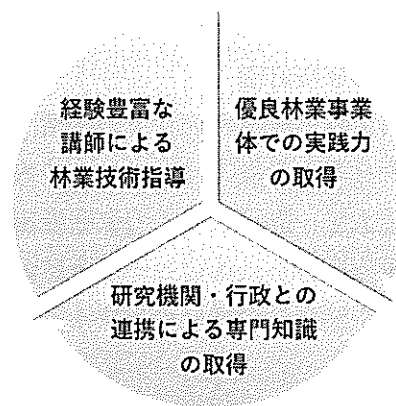
1. 年間の自主事業計画（カリキュラムは別紙）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
林業入門	→											
林学	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
林業実務	→											
実践林業	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
研究												
資格	→											
インターシップ												

2. サービスを向上させるための方策

- 緑の青年就業準備給付金制度の利用（年間最大142万円の給付）
- 学校種別：各種学校…学割制度の利用可
- シャワー室、個人専用ロッカー、休憩室の利用可
- 安全防具一式（ヘルメット、ネックプロテクター、防護服等）の貸与（卒業時に譲与）
- 就職の相談、斡旋
- 学生の住居の安定確保
- 充実したカリキュラム（基本方針は右図）
- 資格取得経費の全額助成

伐木等の業務に係る特別教育、機械集材装置運転特別教育、刈払機取扱作業安全衛生教育、フォークリフト運転技能講習、車両系建設機械運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習、玉掛技能講習、走行集材機械運転特別教育、簡易架線集材装置運転特別教育、不整地運搬車運転技能講習、狩猟免許、救急救命講習など



3. 利用者等の要望の把握及び実施案

授業内容や日南町での生活について学生へのアンケートを実施し、アンケートの回答により、カリキュラムへのフィードバックなどを実施していく。

学生が就職先として検討している事業者や興味・関心のある事業者について、カリキュラムで定められた視察先では対応できない場合、学生が個々に視察できるように林業ゼミという科目を設ける。引き続き同様の取り組みを行う。

4. 利用者（学生）のトラブルの未然防止と対処方法

これまでの5年間、以下のとおり取り組んでおり、引き続き同様の取り組みを行う。

想定している利用者のトラブルとして、下刈り、間伐などの作業実習時における怪我、通学及び実習地への移動中の交通事故、経済面を含めた日南町での生活を想定している。

作業実習地における怪我については、入学当初の4、5月に山の歩き方、チェーンソー、刈払機の使い方や練習方法、平坦な場所での実習と、徐々に難易度が高くなるようにカリキュラムを組んでいる。また、実際に怪我などの事故が起こった際に対処として、救急救命講習をカリキュラムに組み込んでいる。

交通事故については、4月に交通安全に関する授業を黒坂警察署にお願いする。また、森林内での運転技術向上のため、実習地への移動は学生に運転を行わせるが、その際は、学生が単独で運転しないよう、道中は引率の教員の目が届く範囲にいるように努める。

日南町での生活については、町営住宅を管理している建設課との調整や行政手続きの際の補助などの支援を行う。また、授業料の納付時期を緑の青年就業準備給付金の振込後に設定することや、行政や林業事業体が設けている給付金制度の紹介や申請の補助を行う。更に、山里 Load にちなんから町内イベントや農業研修事業の関係者からアルバイトを斡旋してもらい、住民との交流を兼ねて学生の経済面の支援を行う。

5. その他（地域との連携、他施設との連携）

「日南町立林業アカデミーの運営協力に関する覚書」を日南町において締結しており、日南町森林組合、鳥取県、鳥取大学、島根大学など産官学連携のもと、林産業が求める即戦力となりうる人材と中国山地に位置する地域の求める人材を育成する。

《構成員》

日南町森林組合、林野庁近畿中国森林管理局鳥取森林管理署、林野庁近畿中国森林管理局森林整備部森林技術・支援センター、鳥取県、岡山県、国立大学法人鳥取大学、国立大学法人島根大学、（公財）鳥取県林業担い手育成財団、(株)レンタルのニッケン、大建工業(株)、(株)オロチ、国土防災技術(株)、日南町木材生産事業協同組合、(株)グリーンシャイン、おかやま森林施業研究会

【個人情報の保護の措置について】

日南町個人情報保護条例（平成13年条例第4号）、日南町個人情報保護条例施行規則（平成13年規則第3号）及び日南町個人情報保護事務取扱要領（平成13年要領第3号）に準じ、個人情報の適正な管理を行う。

【緊急事態について】

1. 防犯、防災の対応について

- 学校関係者以外の施設内入場の制限
- 個人専用ロッカーの有効利用
- 消火訓練、避難訓練、通報訓練の実施

2. その他緊急時の対応

- 携帯電話の電波が届かない場所での実習については、衛星電話を携行し、非常時での緊急通報体制を確保する。
- 火災発生時には、学生の安全誘導を行うとともに消防署に通報し、初期消火にあたる。

【団体の理念について】

1. 団体の経営方針等

中国山地の中央に位置する日南町で、林業アカデミーを運営し、関連企業・大学等専門機関とタイアップしながら、林産業が求める即戦力となりうる人材、中国山地に位置する地域の求める人材、また、わが国の林業を牽引し、地域から信頼される林業技術者を育成する。また、地域及び林業が抱える諸課題について、林業従事者に必要な短期間の技術研修を実施するとともに、地域活動への協力、山村地域のあらゆる分野の研究を通じ、地域社会及び林業の発展に挑戦する。

2. 指定管理者の指定を申請した理由

町では、平成31年4月ににちなん中国山地林業アカデミーを開設し、平成31年度から令和5年度まで一般財団法人日南町産業振興センターがこの指定管理者となっている。

この度、令和6年度からの指定管理者の指定に当たり、日南町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）第5条第1項第5号の規定による公募によらない指定管理者の候補者として一般財団法人日南町産業振興センターが選定されたため。

3. 施設の現状に対する考え方及び将来展望

林業アカデミーの開校以来教室として活用している校舎に加え、チェーンソーの整備等で使用する実習棟の建設やミニコンボの購入など徐々に施設の充実を図っている。校舎や実習棟については、校舎のシャワー設備などの快適性と実習棟の広さなど学生からも評判は良い。一方実習で使用する林業機械の多くはレンタル機で、故障も多く授業の進行の妨げとなることもあるため、今後購入も検討する時期に来ている。さらに遠方から入学する学生向けの住宅問題も深刻で、毎年入学者と卒業生の住宅の確保のために奔走し苦心している。

国土の7割を占める森林を護る林業従事者は、約4万5千人で現状でも人手不足が深刻である。さらに今後の人口減少社会のなかで、林業人材の確保は最大の課題であると同時に難題でもある。また国産材需要・生産も増加傾向にあるだけでなく、日本国政府の花粉症対策としての皆伐再造林事業が、人材不足をさらに深刻化させると予想される。

中国地方に林業大学校は、社会人経験者中心の1年制の本校と高校新卒者中心の2年制の島根農林大学校の2校しかなく、切磋琢磨しながら人材育成に励んでいる。全国24校ある林業大学校の卒

業生は、全国の新規林業就業者の10%を占めるまで拡大し、今後も増えていくものと考えられる。

以上の理由により、今後も続く林業従事者不足のために、林業アカデミーへの期待はますます増大することが予想される。今後も日南町をはじめ中国地方の林業従事者の育成機関として、林業教育の改善を続けながら安全意識の高い林業人材を輩出していきたいと考えている。

その他特記すべき事項があれば記入してください。

《地域連携と貢献》

- 地域活動への参加…授業として、地域活動、イベントに参加
- 聴講生制度…地域住民、林業関係者に講義を公開
- 山村地域、農林業の実証的研究…森林・林業系、山村地域研究を活用した地域振興
- 森林資源の利活用…地域住民とキノコ栽培の実践、薪生産・販売など
- 木育の拠点…子どもから大人までを対象とした環境教育の実践
- 林業のネットワーク化…各林業関連セクター（行政を含む）との意見交換の実施など

《新たな日本の林業への種まき》

- 林業労働災害の大幅削減→「防げる事故」のための意識改革と林業労働安全システムの構築
- 将来を見据え多様な林業への挑戦→従来型の林業+自らの「強み」を活かした新分野の開拓
- 森林資源のフル活用による新林業ビジネスの創造→素材生産・造林・森林管理・林内商品作物・環境教育など
- 農山村的な働き方・生き方を基盤とした「山・地農業」の確立→農山村の生活リズム（自然の時間）で複業労働（例）林業+農業+X

議案第15号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

日南町長 中村 英明

公の施設に係る指定管理者の指定

1. 指定管理者の名称及び住所

株式会社アシスト日南 代表取締役 西村 恵輝
鳥取県日野郡日南町霞785番地

2. 管理に係る施設の名称及び所在地

日南町総合文化センター
鳥取県日野郡日南町霞785番地

3. 管理に係る期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4. 管理業務の範囲

- (1) 文化センターの運営及び維持管理に関すること。
ただし、日南町図書館及び日南町美術館の運営を除く。
- (2) 文化センター条例第1条の設置目的を達成するための事業の実施に関すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 文化センター条例第2条の文化活動の普及振興に係る自主事業及び文化振興事業の実施に関すること。
- (5) 喫茶室の営業、管理運営に関すること。
- (6) 日南町指定避難所開設時における開館、施設管理に関すること。
- (7) 前各号のほか、町長が必要と認める業務。

5. 利用に関する事項

日南町総合文化センターの設置及び管理に関する条例（平成8年条例第2号）第8条第1項の規定に基づく使用料を日南町の歳入として収受する。

町長 副町長 総務課長 教育長 主管課長 庶長 主査 合議

様式第1号(第4条関係)



指定管理者指定申請書



令和6年2月9日

日南町長 中村 英明 様

申請者 所在地 鳥取県日野郡日南町霞785

団体名 株式会社アシスト日南

代表者氏名 代表取締役 西村恵輝
連絡先(電話) 0859-77-1111



日南町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1. 指定管理者の指定を受けようとする施設の名称
日南町総合文化センター

添付書類

- 1 公の施設の事業計画書
- 2 管理に係る収支計画書
- 3 経営状況を説明する書類
- 4 申請資格を有していることを証する書類
- 5 その他町長が必要とする書類

整理番号	020913
分類番号	
保存年数	1 3 5 10 永

【別紙】

参考様式（第4条第1号関係）

日南町総合文化センターの管理に関する事業計画書

事業計画

【文化センター管理運営上の基本方針】

文化センター指定管理者応募要項中、「5. 運営方針」を踏まえ、文化センターの機能をより効果的に発揮するため、実施事業、施設の管理、経営理念等についての基本方針を示してください。

1. 総合的な基本方針

- ① 日南町の文化の拠点であり、総合的な生涯学習施設として、より一層の有効的活用を実現できよう適切な管理に努める。
- ② 町内の多様化する文化への志向に応えるため、文化振興に関する事業なども実施し、日南町の文化振興の向上に貢献する。
- ③ 町の伝統芸能の保存、伝承などを含め、地域に根ざした文化芸術活動を支援する。
- ④ 町内外の文化芸術活動の指導者や団体との連携を深め、文化芸術の交流を促進する。
- ⑤ 学校教育、社会教育関係者等との連絡調整を密にし、円滑な運営と有効的な活用を行う。

2. 自主事業、文化振興事業、貸館事業を行う上での方針

- ① 自主事業について内容などは各メディア、他の文化施設からの情報や町民等のより多くの意見、要望を参考にしてお客様のニーズに沿った事業計画を立案する。
- ② 文化振興事業については、地域のコミュニティや文化活動団体などと連携した取り組みを進め、また、地元の文化活動家を支援する事業、町民参加型の事業などを実施する。
- ③ 貸館事業については、利用者の公平、公正性を確保し、文化センターの効用を十分に発揮すべくサービスの向上に努める。
- ④ 利用者のニーズに沿うよう施設設備の充実を図る。
- ⑤ 「来る人には楽しみを、帰る人には喜びを」をモットーに事業全般の企画運営を行う。

3. 管理、運營業務を行っていく上での方針

- ① 機能、組織を明確にして、円滑な運営に務める。
- ② 職員個々が誇りを持ち、効率的、効果的な運営を継続して推進する。
- ③ 職員の技術・能力の向上を図るため研修会等に積極的に参加する。
- ④ 外部委託の維持管理業務を再点検し、適正かつ効率的な管理に努める。
- ⑤ 利用者との打ち合わせを充分に行い、トラブルや事故が発生しない管理運営に努める。

4. 収入確保、コスト削減、環境負荷低減などの経営方針

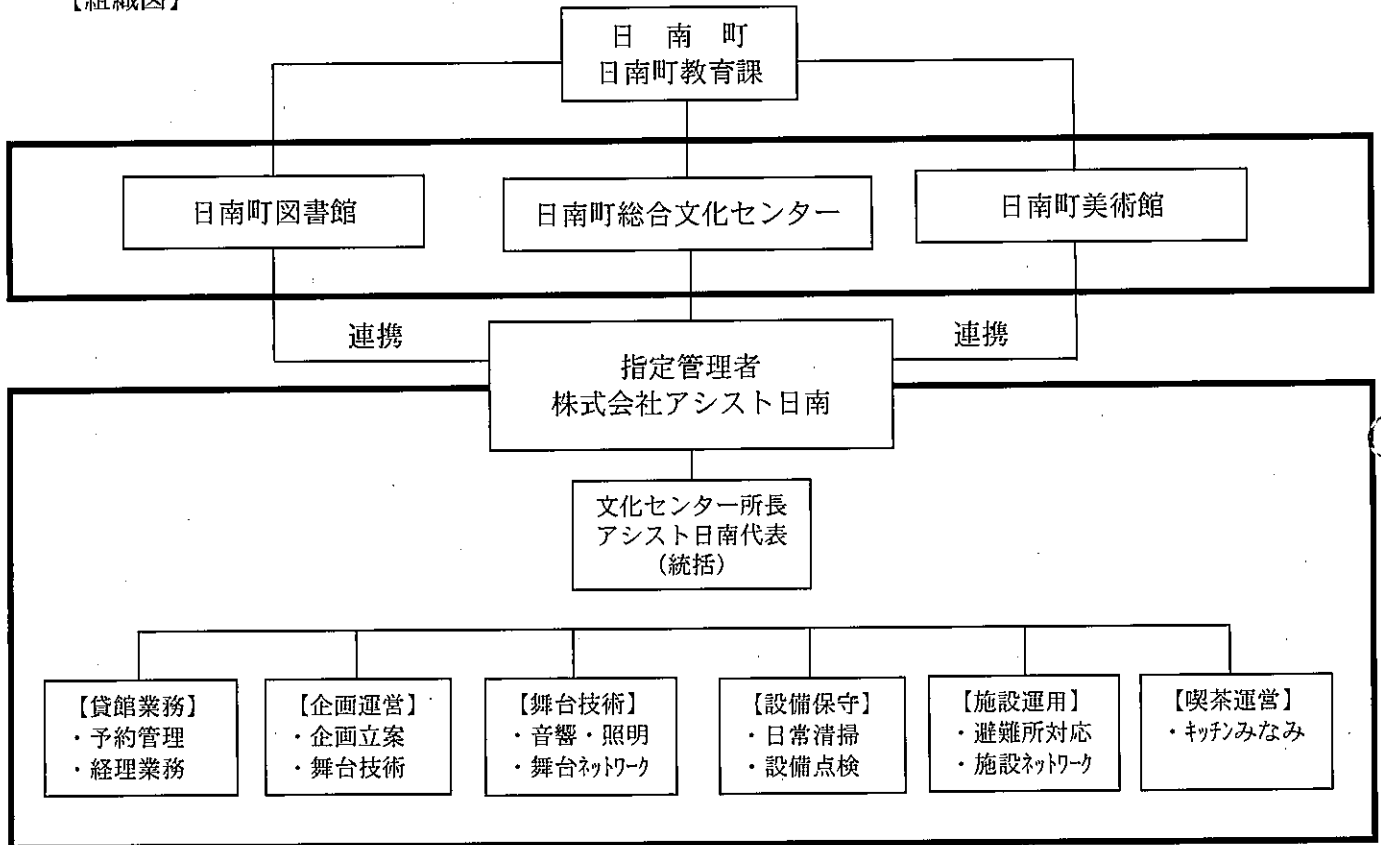
- ① 町内及び近隣市町村にはチラシ、CATVなどで情報発信を行うと共に、SNSなどを積極的に活用し、情報発信を行うことで利用や集客の促進を図り収入増を目指す。
- ② 収入確保、コスト削減、環境負荷低減について、常に意識をし、最新の情報収集や発想の転換を図り、積極的に取り組む。
- ③ 必要経費をできるだけ削減しつつ、サービスの低下にはつながらないよう創意、工夫する。
- ④ 照明、空調等は適性かつ、きめ細かな運用をし、無駄なエネルギー消費をなくす。

【施設の管理運営体制及び組織】

1. 運営組織の構造

1) 文化センターを運営する組織図を示してください。委託を予定している部門については、その旨組織図の中に示してください。その組織の特色についても説明してください。

【組織図】



【保守管理の外部委託】		【総務の外部委託】
<ul style="list-style-type: none"> ・音響、映像設備保守点検 ・舞台照明保守点検 ・空調保守点検 ・舞台機構保守点検 ・ピアノ保守点検（さつきホール） ・ピアノ保守点検（多目的ホール） ・エレベーター保守点検 ・特殊建築物定期検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防設備保守点検 ・貯水槽清掃業務 ・電気保安業務 ・窓ガラス清掃業務 ・フローリング、カーペット清掃業務 ・地下タンク漏えい検査業務 ・防犯、施錠制御業務 ・特定防火設備検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計事務所
		【喫茶の外部委託】
		<ul style="list-style-type: none"> ・アメダス茶屋

※加盟している団体、協会

- ・全国公立文化施設協会・鳥取県文化施設協議会・日南町文化協会・日南町観光協会・日南町商工会
- ・日南文化伝承の会事務局・日南町ミュージカル制作実行委員会事務局・日南町 CS サポーター

※

組織の特色

- ・図書館、美術館と連携し、文化センター全体の施設管理、運営に努める。
- ・職員が複数の職務をこなし、運営が滞らないよう最大限のサービスを提供する。
- ・外部委託業者も含め施設設備を最善の状態に保つための保守管理に勤める。
- ・会計事務所や行政書士と連携することで会社としての健全経営を目指す。
- ・文化団体や文化施設協議会などの団体に加盟し、情報収集や情報発信につとめる。

2) 組織図に記載された職員の雇用形態、勤務体制（勤務時間、休日設定など）を示してください。

- ① 職員の勤務時間は1日8時間とする。
(始業時刻 午前8時15分、終業時間 午後5時15分、ただし利用状況、内容などにより1日の勤務時間が8時間以上となる場合がある。)
- ② 臨時職員は社内規定による勤務時間とする。
- ③ 職員の休日については、月曜日の休館日を含めて1週間に2日とし、それ以外の休館日も休みとする。
- ④ 職員勤務予定表を作成し、文化センター管理運営上、必要な人員を確保する。
- ⑤ その他、文化センター管理運営上必要がある場合は、代表が勤務を命じることができる。

2. 人員の配置

- 1) 職員について職能ごとに分類し、それぞれの職種ごとに業務内容、必要な職能(資格、技能)を示してください。運営企画部門、施設管理部門、舞台技術部門については、予定している責任者の経験及び実績を示してください。

【施設管理部門】

職種	業務内容	必要な職能	責任者	実績・経験
総括	業務全般、他機関との連絡調整、	全体業務を把握	西村恵輝	平成8年～
危機管理責任者	危機管理、避難所対応	危機管理全般	西村恵輝	平成8年～
防火管理	防災、避難訓練に関すること	防火管理者	西村祐太	平成16年～
危険物取扱	地下タンクの管理に関すること	危険物取扱者	西村恵輝	平成16年～
施設保守管理	施設、設備の維持管理	電気工事士	日高博文	令和3年～
ネットワーク	インターネット環境に関すること	電気工事士	日高博文	令和3年～

【舞台技術部門】

職種	業務内容	必要な職能	責任者	実績・経験
総括	ホール業務全般	舞台技術全般	西村恵輝	平成8年～
音響	ホール音響管理、操作	音響技術	西村祐太	平成16年～
照明	ホール舞台管理、操作	照明技術	木村健汰	令和元年～
舞台	ホール舞台管理。操作	舞台技術	西村祐太	平成16年～
映像	ホール映像技術、操作	映像技術	西村祐太	平成16年～
撮影・配信	映像の撮影・配信に関すること	撮影・配信技術	遠藤新吾	平成15年～
ネットワーク	ネット配信の環境に関すること	電気工事士	日高博文	令和3年～

【運営企画部門】

職種	業務内容	必要な職能	責任者	実績・経験
総括	業務全般、他機関との連絡調整、		西村恵輝	平成8年～

企画・運営	自主事業の企画立案、運営、広報 文化活動団体の普及支援		遠藤新吾	平成15年～
企画・運営	参加型事業の企画立案、運営・広報		西村祐太	平成16年～
企画補助	運営事務に関すること		青戸武	平成12年～
チケット管理	チケットの管理に関すること		片岡久美子	平成14年～

【貸館業務、総務部門】

職種	業務内容	必要な職能	責任者	実績・経験
総括	業務全般、他機関との連絡調整、		西村恵輝	平成8年～
貸館業務	貸館受付・清算、会計処理など		片岡久美子	平成14年～
総務	予算、決算経理、消耗品管理など		青戸武	平成12年～

【喫茶、芝生管理部門】

職種	業務内容	必要な職能	責任者	実績・経験
総括	業務全般、他機関との連絡調整、 喫茶室に関すること 芝生管理に関すること	食品衛生管理者	西村恵輝	平成8年～
喫茶管理業務	喫茶の運営に関すること		延吉優花	令和5年～
喫茶管理業務	喫茶の運営に関すること		谷柚里	令和3年～

【所有している主な資格】

防火管理者
 危険物取扱者
 電気工事士
 舞台機構調整技能士
 映像音響処理技術者
 デジタル工事担任者
 高所作業車運転技能
 小型車両系建設機械運転業務
 玉掛け
 小型移動式クレーン
 フルハーネス安全帯使用作業
 テールゲートリフター
 大型自動車運転免許
 食品衛生管理者
 飲食店営業（一般食堂）（仕出屋・弁当屋）営業許可

2) 人材育成計画や職員の研修計画について示してください。

- ① 日南町総合文化センターの適切な管理運営及びサービス向上を図るため、組織内で研修会を行う。
- ② 研修内容は、施設管理、危機管理、個人情報保護、接遇、舞台技術、イベント企画運営などとする。
- ③ 外部団体が行なう研修会などにも積極的に参加し、最新の知識、技術の習得に努め、職員的能力向上、更には利用者へのサービス向上に繋がる環境を作っていく。

3. 施設の維持管理

保守管理及び清掃業務等の維持管理業務で、外部に委託する場合は、それらの業務の内容及び委託選定方法などを含めた外部委託の考え方も示してください。

- ① 施設設備に経年劣化が進行している現状ではあるが、施設の機能を失うことのないよう維持管理に努める。
- ② 改修、修繕については優先順位を決め、町と協議の上、計画的に行う。
- ③ 突発的な故障、破損等については、利用に支障が無いように迅速に対応する。
- ④ 施設の保守管理など外部に委託する場合、委託業者の技術力、ノウハウ、経歴などの信頼性が最も重要だと考え、最良の保守管理ができるよう情報収集などを行い委託業者の選定をする。

【保守管理 外部委託】

内容	外部委託先	期間
音響、映像設備保守点検	JRC システムサービス株式会社	年 1 回
舞台照明保守点検	パナソニック EW エンジニアリング 株式会社	年 1 回
舞台機構保守点検	三晃工業株式会社	年 2 回
空調保守点検	株式会社中電工	年 2 回
ピアノ保守点検 (さつきホール)	スタインウェイ・ジャパン株式会社	年 1 回
ピアノ保守点検 (多目的ホール)	トヤマ楽器店 米子店 平田ミュージック	年 1 回
エレベーター保守点検	株式会社日立ビルシステム	年 1 回
特殊建築物定期検査	株式会社白兎設計事務所	3 年毎 (次回令和 8 年度)
消防設備保守点検	有限会社米子報知機	年 2 回
貯水槽清掃業務	旭ビル管理株式会社	年 1 回
電気保安業務	中国電気管理技術者協会 岡田恵嗣	毎月
窓ガラス清掃業務	クリーンアップフジ	毎月 随時
フローリング、カーペット清掃業務	旭ビル管理株式会社	年 1 回
地下タンク漏えい検査業務	日立オートモティブシステムズ ジャパン株式会社	年 1 回
防犯、施錠制御業務	セコム株式会社	随時
特定防火設備検査	有限会社米子報知機	年 1 回
自動ドア	ナブコドア株式会社	年 2 回

【総務管理 外部委託】

内容	外部委託先	期間
会計事務	酒井会計事務所	随時
法定福利	同愛事務所	随時

【事業実施計画】

1. 文化センターの入場者数、稼働率について、指定期間中の目標値を設定するとともに、その考え方を示してください。また、目標を実現するために、どのような取り組みを行うのか示してください。

- ・2019年12月初旬に感染者が確認された新型コロナウイルス感染症により、施設の利用に大きな影響があった。そのため、令和2年度(2020年度)から緊急事態宣言が4回宣言されたのを踏まえ、当館も施設の休館および入場規制などの対応を行った。
- ・令和5年5月より5類感染症に移行し、行動制限が緩和されたが、いまだ感染する事例は多く、まだ予断は許さない状態といえる。そのため、感染症対策の準備をしつつ、貸館の利用促進、イベントを開催し入場者数を増加させるよう努める。
- ・野外イベント広場は芝生化となり、今後いろいろな利用方法が見込まれ、来館者増加に期待ができる。

【参考資料 過去5年間の入館者数、稼働率の推移(図書館、美術館を除く)】

	令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度) 1月まで	
	入館者数	稼働率	入館者数	稼働率	入館者数	稼働率	入館者数	稼働率	入館者数	稼働率
さつきホール	5,790	4%	1,562	11.9%	2,289	1.6%	3,957	2.8%		
多目的ホール	6,202	12.7%	4,932	9.6%	5,052	9.9%	5,038	10.1%		
第1・2研修室	1,177	10.8%	1,015	14.2%	907	12.7%	1,275	18.5%		
第3研修室	687	6.3%	786	6.8%	1,025	8.9%	1,343	12.2%		
第4・5研修室	1,262	15.5%	1,256	14.6%	744	8.7%	951	11.5%		
マルチホール	259	2.3%	254	2.2%	196	1.7%	171	15.5%		
野外イベント広場	6,640	0.8%	0	0%	30	0%	1,050	0%		
感染症の状況	2019.12 コロナ感染症報告		2020.4/7~5/25 緊急事態宣言(1) 2021.1/8~3/21 緊急事態宣言(2)		2021.4/25~6/20 緊急事態宣言(3) 2021.7/12~9/30 緊急事態宣言(4)				2023.5 5類へ移行	

※稼働率は、実利用者数(入館者数)÷定員数(収容人数×開館日数)で算出

2. 年間の自主事業計画(別紙に記入のこと)

文化センター指定管理者業務仕様書中、「8.文化事業の基準」に従って実施する文化事業について、自主事業及び文化振興事業と貸館事業に分けて、その事業概要を示してください。

【別紙参照】

3. サービスを向上させるための方策

- ① 平等に利用していただくことを心がけ、常に利用者の立場に立った運営を行うと同時に、利用者の様々なニーズに対応できるよう、知識・技術の習得に務める。
- ② 利用者からの「使いやすい」文化センターを目指し、必要に応じて使用規程などの見直しを提案する。
- ③ 施設の持つ機能や職員の知識、技術を最大限に発揮し、管理者側からの提案も積極的にしていく。
- ④ 利用者のニーズに沿うよう施設設備の充実を図る。
- ⑤ 様々な手段で情報発信をして行き、出来るだけ多くの方が文化に触れる機会を提供していく。
- ⑥ 常に環境美化に努める。

4. 利用者等の要望の把握及び実施案

町民参加の可能性や町民ニーズの抽出方法についての考え方を示してください。

- ① 自主事業公演時にアンケートを実施し、要望、意見を集約する。
- ② ホームページ、SNSを利用し、意見や要望の書き込みの場などを提供する。
- ③ 利用者が気軽に意見や要望を職員に直接伝えることのできるような環境（雰囲気）を作る。

5. 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

- ① 来客の受付、案内業務については、気配り、心配りの行き届いた対応を徹底する。
- ② 利用に対して、常に公平かつ平等な対応に心がける。
- ③ 利用規程、利用料金等、利用者に分かりやすく提示をする。利用打合わせは綿密に行う。
- ④ 他施設との情報交換を密にし、経験のないトラブル等の情報を聞く事で当施設でのトラブルを未然に防ぐ。
- ⑤ 常に危機管理意識を持ち、危機管理マニュアル（別添1）により対処する。

6. その他（地域との連携、他施設との連携）

- ① 町内外の組織に加盟するなど、さまざまな団体との交流を通して町の情報を知り、更なる文化芸術の向上に貢献する。
- ② 地域の伝統芸能保存、発表の場の提供、更には新しい地域文化の創造など、より身近な取り組みを支援し連携を構築して行く。
- ③ 教育施設や福祉施設との連携を図るため、情報発信やイベント運営のバックアップをしていく。
- ④ 現在加入している、「文化施設協議会」を通じて、情報交換及び、イベント紹介、チケット販売等を協力しあい連携を深めていく。

【個人情報の保護の措置について】

- ① 責任者を定め、個人情報保護法に対応した組織内規程（別添2）の整備、職員の教育、研修などを継続的に実施し、適切な個人情報の保護に努める。
- ② どのような個人情報をいかに取得、利用、保管しているかを把握する。
- ③ データ内容の正確性、安全管理措置、従業員の監督、委託先の監督、第三者提供の制限など個人情報保護法に対応する体制を整備する。

【緊急時の対策について】

・防犯、防災の対応

- ① 利用者の安全第一を考えた防犯、防災計画の策定。緊急時対策組織を確立し、防災訓練の実施などを通して、職員が常に危機管理意識を持ち、一丸となって緊急時に備える。
- ② 夜間、休館日等の無人になる場合の防犯に関しては、警備会社のセキュリティシステムを利用し、警備会社からの連絡に迅速、的確に対応できる職員体制を置く。
- ③ 催事の運営上、安全確保のため高度な警備業務が必要となる場合は、警備会社へ警備の依頼をする。貸館の場合は事前に警備計画の打ち合わせをする。
- ④ 緊急事態が発生した場合、危機管理マニュアル（別添1）により迅速かつ適切な対応をする。
- ⑤ 緊急時に無線機を使用することにより、迅速な情報収集と対応で被害を最小限にとどめる。

・その他緊急時の対応、避難所対応

- ① 危機管理マニュアルにない不測の事態が発生した場合は、消防署、警察署、日南町役場等との連携をとり、利用者の安全を第一とした体制で挑む。
- ② 自然災害などの避難所として機能するよう適切な管理、対応に努める。

【団体の経営理念について】

1. 団体の経営方針等

- ① 我々は、全ての皆様の為に存在し、常に感謝の心を持って誠心誠意尽くします。
- ② 皆様に満足して頂ける価値あるサービスを創造、提供し、社会に貢献します。
- ③ 現状に満足せず、常に日々改善、改革を心がけ成長と発展を目指します。
- ④ 個人の個性を尊重し、新しい試みなどに前向きに挑戦します。

2. 指定管理者の指定を申請した理由

竣工以来、文化センター運営に携わってきた中で獲得したノウハウを、さらに蓄積、発展させることのできる団体の強みを生かして、引き続き質の高い事業展開を行いながら、地域文化を育てていきたい。

現在、文化センターの指定管理者として管理運営を行っているが、継続事業や地元の文化団体との連携も継続している。日南町の文化の発展のためにも文化センターの管理運営を是非継続して行きたい。

3. 施設の現状に対する考え方及び将来展望

- ・施設、設備に関しては随時修繕、更新などを実施しているが、竣工以来28年が経過し施設設備全体に経年劣化が進行している現状である。今後も改修計画を立て、長期的に施設の機能を失うことのないよう維持管理に努める。
- ・文化施設というくくりにとらわれず、地域のコミュニティ施設と合わせて日南町の総合案内的な役割を果たすよう柔軟に対応する。
- ・事業については鑑賞型事業だけでなく、参加、育成型事業を増やすことにより会館の利用促進を図る。
- ・著しい技術の進歩に遅れることなく、最新の技術に対応すべく施設設備の提案、整備、職員の教育を行って行く。

【その他の提案】

1. 広報について

自主事業、文化振興事業、貸館事業の広報についての考え方を示してください。

- ・様々な手段で情報発信をして行き、できるだけ多くの人に情報提供を行う。
(主な情報発信方法)・「広報にちなん」に情報の提供、掲載の依頼をする。(毎月)
 - ・「ちゃんねる日南」でテレビコマーシャルを流す。(随時)
 - ・その他のテレビ、ラジオのメディアを利用する。(随時)
 - ・インターネットのホームページを利用し情報発信する(常時)
 - ・新聞広告、新聞折込、ポスター掲示など。(随時)
 - ・個人、各施設、事業所などに出向き直接情報提供する。(随時)
- ・従来の広報手段以外にもSNSなどを利用し、ターゲットを絞った情報発信をする。
- ・SNSなどの情報は埋もれがちなので情報発信を頻繁に行う。
- ・日南町に足を運んでもらえるよう文化センター以外のイベント情報、観光情報なども積極的に発信していく。

2. 開館時間・休館日

開館時間・休館日についての基準は条例で定められていますが、条例を改正することによって変更していくことも考えられます。開館時間、休館日についての考え方を示してください。

- ・開館時間は、今まで特に変更希望要望、問題等は発生していない。現在のままでよい。
- ・休館日は、月曜日休館が定着しているので変更はしない方がよい。

3. 使用許可の受付

使用許可の受付について、利用者に対するサービスの向上が図られる提案があれば示してください。

- ・受付では現在まで特に問題は発生していない。
- ・使用許可については、特に問題はないが、更に利用者の負担を軽減する手立てを模索する。
(例：スマホ、パソコンからの空き状況確認など)
- ・利用料金については、10円単位にする方がよい。利用者の支払いや使用料の試算が容易になり、金銭の授受でも計算間違いや、おつりの間違いなどのリスクがなくなる。

4. 上記以外の項目で、文化センターの管理運営にあたり、計画している企画があれば提案してください。

- ・関係機関との連携を強化し、日南町の交流人口を増やすことにより、文化センターの利用促進を図る。
- ・芝生化した野外イベント広場にはベンチや椅子、テーブルを置き、くつろぎ、交流のスペースとして喫茶室、エントランスホールも併せ、町のコミュニティ施設としての位置づけを強化していく。

【その他の、特記すべき事項があれば記入してください】

施設、設備に関する現状と修理、修繕、改修等についての提案

① 建物全体の防水

外壁の塗裝修繕、屋根の塗装などは実施したが、雨漏り箇所があり、修繕が必要。雨漏りの原因等、現在調査中。

② 建物外構植え込み

建物外構植え込みの根が張ってきているため、建物、配管に悪影響を及ぼしている。枯葉も排水の詰りなどを起こすため建物に近い植え込みは撤去をした方がよい。

③ 野外イベント広場の活用について

芝生化に伴い、利用のルールを決め、誰もが気持ちよく利用できるよう管理していく。
また芝生の広場を利用するイベント企画なども提案、実施していく。

日南町総合文化センター野外イベント広場の使用ルール

(日南町教育課と協議済み)

○ゴミは各自で持ち帰りましょう。

○火気の使用（花火・BBQ等）は原則禁止です。イベント等で使用する場合は、事前に管理者に届出を行い、許可を受けてください。

○芝生内にペットの入場はできません。

○周辺施設の損傷及び汚損が無いようにご利用ください。周辺施設に損傷等が生じた場合は、原因者に復旧に要する費用を負担していただきます。ただし、善良な使用と認められ、損傷等が生じた箇所の性質上、やむを得ないと管理者が判断した場合を除きます。

○騒音など他の利用者に対して迷惑となる行為や危険な行為はしないでください。

○ボール等の使用時は周辺施設の損傷や汚損が無いようにご配慮ください。

○車両の乗り入れは原則禁止とします（自転車含む）。イベント等で搬入の際に車両の乗り入れが必要な場合は、事前に管理者に届出を行い、許可を受けてください。

○テント等を設置する場合は、杭を打たないものを使用してください。

○宿泊を伴う利用はできません。

○イベントやレクリエーションなどで占有して使用する場合は、事前に管理者へ施設の利用申請を提出してください（使用料が発生します）。

○その他、広場内で発生したトラブル等につきましては、管理者は一切の責任を負いません。

※この日南町総合文化センター野外イベント広場の使用ルールは、利用者のニーズや管理運営上問題が有る場合等には、随時変更していく。

④ 音響・映像設備

・さつきホール

音響設備は経年劣化により音質の劣化が見られる他、機器全体の寿命が来ているので全面的な改修が必要と思われる。

現在保守管理をお願いしているJRCシステムサービス株式会社 広島営業所の担当者より「設備老朽化に伴い、メーカーの修理（メンテナンス）ができなくなりました。

急なことで誠に申し訳ありませんが、令和7年度からの保守業務を辞退いたしたく存じます。」

との連絡が来ていることから、令和7年度からの対応が急がれる状況となっている。

・多目的ホール

多目的ホールの設備は、タッチパネル装置、格納式プロジェクターは以前から動作不能のままになっていて、仕様も古く修理するのは不可能である為、撤去した方がよい。音響装置は使用頻度も高く経年劣化が懸念されるため音響設備は全面改修したほうがよい。現在プロジェクタ

ーは移動式で対応している。

・ハイビジョンルーム

プロジェクター設備はあるが古いため利用していない。ハイビジョン機能はないため、「ハイビジョンルーム」の名称変更をした方が良い。

⑤ 照明設備

現行のハロゲン球、白熱灯、蛍光灯は製造を縮小、更には製造中止の動きがあり、今後交換が困難になることも懸念される。

駐車場、外壁などの外灯、エントランスホール、廊下、ホール棟、美術館展示室などの照明はLED化がまだ出来ていないためLED化が必要。

さつきホールの舞台照明も現行の灯体に使用しているハロゲン電球は、今年9月で出荷が終了となるため、早い段階でLED化が必要となる。

⑥ 舞台機構（主に吊り物関係）

点検報告書より確認、提案事項

リミットスイッチ関係は、経年劣化により老朽化してるので、取替えの検討をした方が良い。マシンの減速機、モーター、ブレーキ、Vベルト等、経年劣化により老朽化しているため、取替えの検討をする。

綱元マニラロープは経年劣化により老朽化しているため、取替えの検討をする。

現在、緞帳に落下防止金具が取付されてない。

チチ紐の経年劣化による老朽化により破断の可能性が考えられるため落下防止金具取付の検討をする。

緞帳裾パイプ袋に錆が見受けられます。生地の劣化によりパイプ袋が破損し落下する可能性が考えられますので取替えの検討をする。

⑦ さつきホールカメラ

現在さつきホールの監視カメラシステムが故障しており、館内のテレビにさつきホールの映像が映らない状況となっている。事務所でも、さつきホールの監視ができない状況なので、早急に改修が必要である。

⑧ 駐車場等の外灯について

現在駐車場の外灯（日南町管理部分含む）で点灯しない箇所が有り、修理しながら対応しているが、仕様も古く修理不能の箇所も有る。防犯や安全確保のため早急に全面的な改修が必要である。



議案第 16 号

財産の無償譲渡について

次のとおり、財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 5 日提出

日南町長 中村 英明

1 無償譲渡する財産

(1) 土地

所在地	日南町下阿毘縁字菅ヶ谷 895 番地 1	山林	48,451.00 平方メートル
	日南町下阿毘縁字菅ヶ谷 895 番地 4	宅地	41,968.39 平方メートル
	日南町下阿毘縁字菅ヶ谷 895 番地 5	宅地	340.93 平方メートル
	日南町下阿毘縁字菅ヶ谷 895 番地 6	宅地	900.72 平方メートル
	日南町下阿毘縁字菅ヶ谷 895 番地 9	宅地	701.98 平方メートル

(2) 建物

鶏舎	鉄骨造平屋建	16 棟	8,480.0 平方メートル
管理事務所	〃	1 棟	185.6 平方メートル
飼料倉庫	〃	1 棟	159.0 平方メートル
鶏糞倉庫	〃	2 棟	485.0 平方メートル
発電機室	〃	1 棟	59.6 平方メートル
車庫	〃	1 棟	168.5 平方メートル
焼却炉上屋	〃	1 棟	21.6 平方メートル
洗場	〃	2 棟	120.0 平方メートル
鶏糞処理倉庫	〃	1 棟	364.8 平方メートル

(3) (1) の土地上の工作物及び機械設備等

(4) 積立基金

日南町菅が谷ブロイラー生産団地基金	3 月末現在の全額
-------------------	-----------

- 2 譲渡の相手方 日南町下阿毘縁 895 番地
農事組合法人 日南ブロイラー生産組合
理事長 原 松雄

日南町菅が谷プロイラー生産団地の無償譲渡契約書（案）

日南町（以下「甲」という。）と日南プロイラー生産組合（以下「乙」という。）とは、次の条項により、無償譲渡契約を締結する。

（譲渡の根拠）

第 1 条 甲は、平成 30 年 2 月 7 日に締結した日南町菅が谷プロイラー生産団地の管理・運営方法の見直しに係る覚書第 2 条の規定に基づき、次条に定める物件を乙に無償譲渡（以下、「譲渡」という。）する。

（町有財産の譲渡）

第 2 条 甲は、別紙に規定する生産団地の施設設備（以下「施設」という。）を現状のまま乙に譲り渡し、乙はこれを譲り受けるものとする。なお、当該施設は、本契約書の別紙に掲げる町有財産及び当該町有財産に付合する物件とする。

2 甲は、本契約締結後に到来する令和 6 年 3 月末日をもって、日南町菅が谷プロイラー生産団地基金の全額を乙へ譲渡する。

（譲渡の条件）

第 3 条 乙は譲渡の条件として、次の各号のすべてを遵守するものとする。

- （1）施設を活用して、養鶏業を継続し、雇用創出や地域経済発展に寄与すること
- （2）事業の廃止並びに第三者へ譲渡等を行う場合は、予め甲に協議を行い承認を得るとともに、第三者に譲渡しようとするときは、本条及び第 6 条に定める乙の義務をすべて当該第三者に承継すること。
- （3）地域と公害防止に係る覚書を締結して、地域に寄り添った経営を行うこと。
- （4）施設の利用、除却等について法令を遵守し、適正に管理及び処理を行うこと。
- （5）鳥インフルエンザ等の災害に対応するため、殺処分埋設地を農場内または場外に選定し、事業者の責任のもと早急に確保すること。

2 本条第 1 項第 2 号において、甲が承認するにあたっては、予め日南町議会に報告し同意を得るものとする。

（所有権の引き渡し及び移転）

第 4 条 施設の所有権は、本無償譲渡契約により令和 6 年 4 月 1 日をもって引き渡しを行い、物件の所有権移転登記が完了したときに、乙に移転するものとする。

（契約不適合責任）

第 5 条 乙は、本契約締結後、施設に数量の不足その他の隠れた瑕疵のあることを発見しても、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（契約の解除、違約金の支払）

第 6 条 乙が本契約の条項に違反したと認められるときは、甲は本契約を解除することができる。なお、本契約を解除された場合には、乙は甲に対して違約金 1 億円を支払うものとする。

（必要費等の補償）

第 7 条 乙は、前条の規定によりこの契約が解除された場合において、施設に関し必要費又は有益費を支出した場合であっても、その補償を甲に請求することができないものとする。

(契約等の費用)

第8条 本契約の締結に要する費用及び所有権の移転に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第9条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第10条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟については鳥取地方裁判所をもって、また、調停については米子簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：住所 鳥取県日野郡日南町霞 800 番地

氏名 日南町長 中村英明

乙：住所 鳥取県日野郡下阿毘縁 895 番地

氏名 農事組合法人 日南ブロイラー生産組合

理事長 原 松雄

(別紙)

生産団地の施設設備

(1) 土地

所在地	日南町下阿毘縁 895 番地 1	山林	48,451.00 平方メートル
	日南町下阿毘縁 895 番地 4	宅地	41,968.39 平方メートル
	日南町下阿毘縁 895 番地 5	宅地	340.93 平方メートル
	日南町下阿毘縁 895 番地 6	宅地	900.72 平方メートル
	日南町下阿毘縁 895 番地 9	宅地	701.98 平方メートル

(2) 建物

鶏舎	鉄骨造平屋建	16 棟	8,480.0 平方メートル
管理事務所	〃	1 棟	185.6 平方メートル
飼料倉庫	〃	1 棟	159.0 平方メートル
鶏糞倉庫	〃	2 棟	485.0 平方メートル
発電機室	〃	1 棟	59.6 平方メートル
車庫	〃	1 棟	168.5 平方メートル
焼却炉上屋	〃	1 棟	21.6 平方メートル
洗場	〃	2 棟	120.0 平方メートル
鶏糞処理倉庫	〃	1 棟	364.8 平方メートル

(3) 工作物

鶏舎洗浄水処理装置	鉄筋コンクリート造	1 箇所	85.6 平方メートル
鶏舎排水沈澱槽	〃	1 箇所	36.0 平方メートル
揚水ポンプ室	鉄骨造	4 棟	12.0 平方メートル
受水槽	鉄筋コンクリート造	20 立方メートル級	4 箇所
高架水槽	〃	20 立方メートル級	2 箇所
屋外電気設備	電柱(木柱)		一式
	屋外キュービクル		一式
屋外給水設備	ヒューム管布設		228 メートル
鶏舎屋外	排水設備		
	V字フリューム布設		34 メートル
飼料タンク基礎	鉄筋コンクリート造		16 基

(4) 機械設備

高圧受電設備	屋外キュービクルほか		1 式
電気幹線及び動力設備			1 式
予備電源装置	ヤンマー YFG115 型		2 基
飼料タンク	10t 級		16 基
ベルトコンベアー	光洋機械 KLFT35—5AL		1 台

(5) 鶏舎附属機械器具

自動給飼装置	ナカマチックパンフィーダー 1 棟 184 個		1 式
飼料運搬装置			1 式
動噴設備			1 式
給水タンク	FRP1,000 立 2 棟につき		1 台

(6) 鶏糞倉庫附属設備

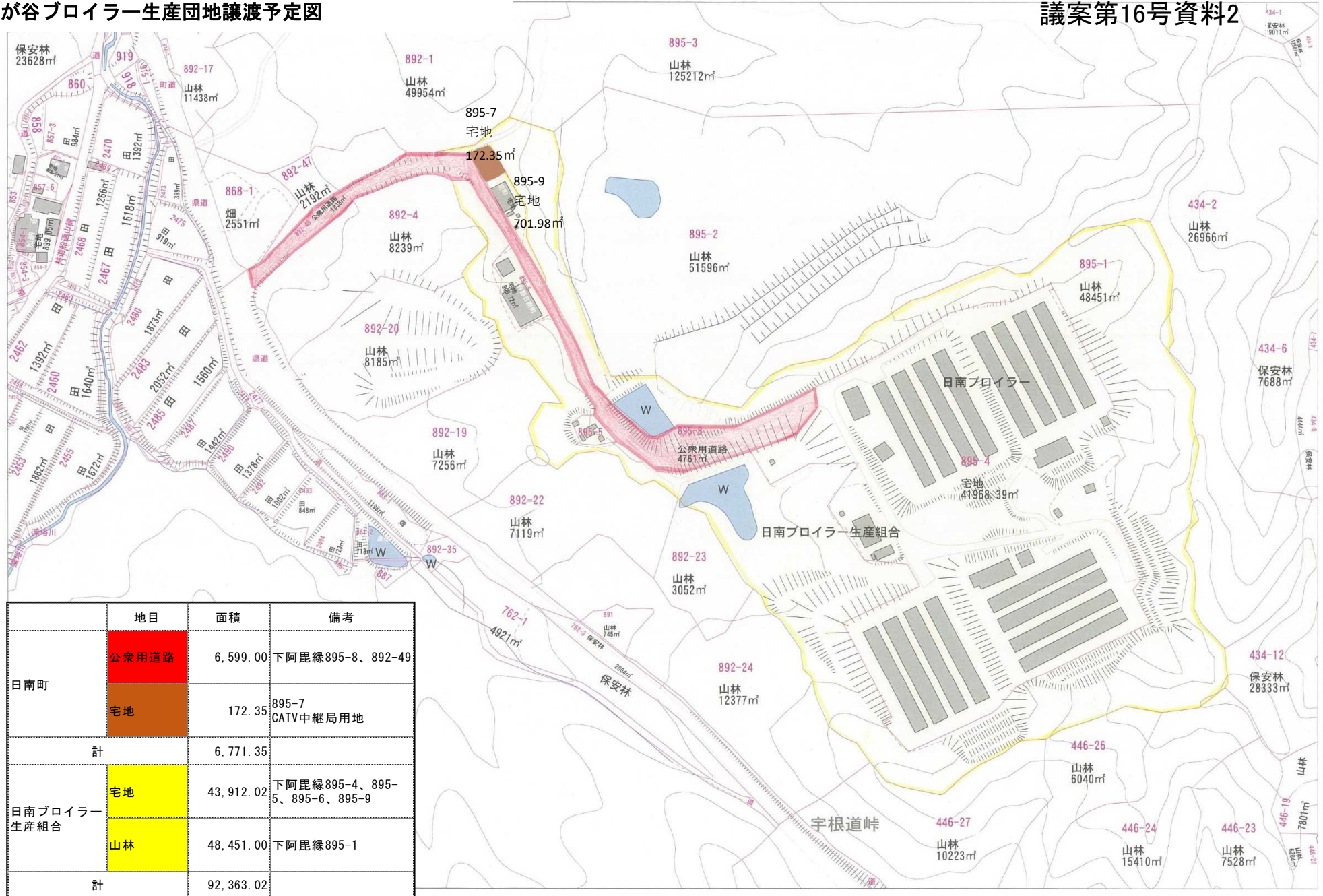
電気、給水設備			1 式
ボイラ用地下タンク			2 基

(7) 積立基金

日南町菅が谷ブロイラー生産団地基金			3 月末現在の全額
-------------------	--	--	-----------

菅が谷プロイラー生産団地譲渡予定図

議案第16号資料2



	地目	面積	備考
日南町	公共用道路	6,599.00	下阿毘縁895-8、892-49
	宅地	172.35	895-7 CATV中継局用地
	計	6,771.35	
日南プロイラー 生産組合	宅地	43,912.02	下阿毘縁895-4、895-5、895-6、895-9
	山林	48,451.00	下阿毘縁895-1
	計	92,363.02	

議案第17号

日南町菅が谷ブロイラー生産団地基金条例の廃止について

次のとおり、日南町菅が谷ブロイラー生産団地基金条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

日南町長 中村 英明

日南町菅が谷ブロイラー生産団地基金条例の廃止について

日南町菅が谷ブロイラー生産団地基金条例(昭和58年日南町条例第5号)は、廃止する。

附 則
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号

日南町ブロイラー生産団地施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

次のとおり、日南町ブロイラー生産団地施設の設置及び管理に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

日南町長 中村 英明

日南町ブロイラー生産団地施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

日南町ブロイラー生産団地施設の設置及び管理に関する条例(昭和56年日南町条例第19号)は、廃止する。

附 則
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第19号

日南町課設置条例の一部改正について

次のとおり、日南町課設置条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

日南町長 中村 英明

日南町課設置条例の一部を改正する条例

日南町課設置条例（平成19年日南町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第7項の規定に基づき、次の課を置く。 総務課 <u>まち未来創造課</u> 地域づくり推進課 住民課 <u>環境エネルギー課</u> 福祉保健課 <u>こども若者未来課</u> 農林課 建設課	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第7項の規定に基づき、次の課を置く。 総務課 <u>(新設)</u> 地域づくり推進課 住民課 <u>(新設)</u> 福祉保健課 <u>(新設)</u> 農林課 建設課
第2条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。	第2条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(10)略

まち未来創造課

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 過疎計画に関すること。
- (3) 国、県及び他市町村との連絡調整に関すること。
- (4) 町勢及び地域振興プロジェクトに関すること。
- (5) 行政改革推進に関すること。
- (6) SDG s の推進に関すること。
- (7) 情報化の推進に関すること
- (8) 統計調査及び広報・広聴に関すること

地域づくり推進課

(1)～(3)略

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(4) 土地利用に関すること。

(5) 広域行政に関すること

(削る)

(削る)

(6) 定住対策、企業誘致に関すること。

(削る)

(7) 商業、工業振興に関すること。

(8) 雇用及び労働対策に関すること。

(9) 観光振興に関すること。

(10) 公園等町有施設維持管理に関すること。

(削る)

住民課

(1)～(8)略

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

総務課

(1)～(10)

(新設)

地域づくり推進課

(1)～(3)略

(4) 統計及び広報・広聴に関すること。

(5) 情報化の推進及び情報管理に関すること。

(6) 総合計画に関すること。

(7) 過疎計画に関すること。

(8) 土地利用に関すること。

(9) 広域行政に関すること。

(10) 国、県及び他市町村との連絡調整に関すること。

(11) 町勢及び地域振興プロジェクトに関すること。

(12) 定住対策、企業誘致に関すること。

(13) 行政改革推進に関すること。

(14) 商業、工業振興に関すること。

(15) 雇用及び労働対策に関すること。

(16) 観光振興に関すること。

(17) 公園等町有施設維持管理に関すること。

(18) SDG s の推進に関すること。

住民課

(1)～(8)略

(9) 廃棄物の処理に関すること。

(10) 環境政策に関すること。

(11) 自然保護に関すること。

(12) 新エネルギーに関すること。

- (9) 墓地に関すること。
- (10) 児童手当制度に関すること。
- (11) 特別医療費助成制度に関すること。

環境エネルギー課

- (1) グリーンドリーム計画に関すること。
- (2) 廃棄物の処理に関すること。
- (3) 環境政策に関すること。
- (4) 自然保護に関すること。
- (5) 新エネルギーに関すること。

福祉保健課

- (1) 社会福祉に関すること。

(削る)

- (2) 障がい者福祉に関すること。
- (3) 高齢者福祉に関すること。
- (4) 健康福祉センターに関すること。
- (5) 疾病予防及び医療に関すること。
- (6) 地域包括支援センターに関すること。
- (7) 介護保険（給付・認定支援）に関すること。
- (8) ボランティア推進に関すること。
- (9) 福祉事務所にに関すること。
- (10) その他健康、福祉及び保健に関すること。

こども若者未来課

- (1) 児童福祉及び子育て支援に関すること。
- (2) 出会い・結婚・出産・子育て支援
- (3) 児童虐待防止

農林課

- (1)～(6)略

建設課

- (1)～(10)略

- (13) 墓地に関すること。
- (14) 児童手当制度に関すること。
- (15) 特別医療費助成制度に関すること。

(新設)

福祉保健課

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 児童福祉及び子育て支援に関すること。
- (3) 障がい者福祉に関すること。
- (4) 高齢者福祉に関すること。
- (5) 健康福祉センターに関すること。
- (6) 疾病予防及び医療に関すること。
- (7) 地域包括支援センターに関すること。
- (8) 介護保険（給付・認定支援）に関すること。
- (9) ボランティア推進に関すること。
- (10) 福祉事務所にに関すること。
- (11) その他健康、福祉及び保健に関すること。

(新設)

農林課

- (1)～(6)略

建設課

- (1)～(10)略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第20号

日南町職員定数条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

日南町長 中村 英明

日南町職員定数条例の一部を改正する条例

日南町職員定数条例（昭和34年日南町条例第6号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) 町長の事務部局の職員 <u>80</u> 人 (3)・(4) (略) (5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>30</u> 人 (6) (略) (7) 病院事業の職員 <u>90</u> 人 2 (略)	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) 町長の事務部局の職員 <u>71</u> 人 (3)・(4) (略) (5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>29</u> 人 (6) (略) (7) 病院事業の職員 <u>80</u> 人 2 (略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第21号

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

日南町長 中村 英明

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和46年日南町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額の100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>		<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額の100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>	
職名	議員報酬月額	職名	議員報酬月額
議長	323,000 円	議長	316,000 円
副議長	249,000 円	副議長	235,000 円
常任委員長	240,000 円	常任委員長	226,000 円
議会運営委員長	240,000 円	議会運営委員長	226,000 円
議員	235,000 円	議員	221,000 円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第22号

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

日南町長 中村 英明

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和46年日南町条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額による。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>町長</td><td><u>814,000円</u></td></tr><tr><td>副町長</td><td><u>651,000円</u></td></tr><tr><td>教育長</td><td><u>611,000円</u></td></tr></tbody></table>	職名	給料月額	町長	<u>814,000円</u>	副町長	<u>651,000円</u>	教育長	<u>611,000円</u>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額による。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165.0</u>」とする。</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>町長</td><td><u>810,000円</u></td></tr><tr><td>副町長</td><td><u>650,000円</u></td></tr><tr><td>教育長</td><td><u>588,000円</u></td></tr></tbody></table>	職名	給料月額	町長	<u>810,000円</u>	副町長	<u>650,000円</u>	教育長	<u>588,000円</u>
職名	給料月額																
町長	<u>814,000円</u>																
副町長	<u>651,000円</u>																
教育長	<u>611,000円</u>																
職名	給料月額																
町長	<u>810,000円</u>																
副町長	<u>650,000円</u>																
教育長	<u>588,000円</u>																

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第23号

日南町会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

日南町長 中村 英明

日南町会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年日南町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第11条の2 <u>給与条例第20条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p>2 <u>任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。次項及び第22条において同じ。）の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</u></p> <p>3 <u>6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の</u></p>	<p>(新設)</p>

<p><u>フルタイム会計年度任用職員とみなす。</u> <u>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u> <u>第 21 条の 2 給与条例第 20 条の規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 任期の定めが 6 月に満たないパートタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期 (任命権者 (法第 6 条第 1 項に規定する任命権者をいう。)) を同じくするものに限る。次項及び第 22 条において同じ。) の定め合計が 6 月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</u></p> <p><u>3 6 月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め (6 月未満のものに限る。) と前会計年度における任期 (前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。) の定めとの合計が 6 月以上に至ったときは、第 1 項の任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</u></p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

	<p>第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。)</p>
<p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 88,900円</p>	<p>(7) 次のいずれかに該当する者 88,900円</p> <p>イ 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)次号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。)</p>
<p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 102,600円</p>	<p>(8) 次のいずれかに該当する者 102,600円</p> <p>イ 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号ロに該当する者を除く。)</p>
<p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 116,200円</p>	<p>(9) 次のいずれかに該当するもの 116,200円</p> <p>イ 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)</p>
<p>(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 129,900円</p>	<p>(10) 前各号のいずれにも該当しない者 119,700円</p>
<p>(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 143,600円</p>	<p>(新設)</p>
<p>(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 157,300円</p>	<p>(新設)</p>
<p>(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 164,100円</p>	<p>(新設)</p>

<p>2 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、令第38条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第143条の規定にかかわらず、120万円とする。</p>	<p>2 令第39条第1項第7号イの町が定める額は、200万円とし、同項第8号イの町が定める額は、300万円とし、同項第9号イの町が定める額は、400万円とする。</p>
<p>3 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、令第38条第7項の規定に基づく規則第143条の2の規定にかかわらず、210万円とする。</p>	<p>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,500円とする。</p>
<p>4 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく規則第143条の3の規定にかかわらず、320万円とする。</p>	<p>4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中20,500円とあるのは、34,200円と読み替えるものとする。</p>
<p>5 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は、令第38条第9項第1号の規定にかかわらず、420万円とする。</p>	<p>5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率について準用する。この場合において、第3項中20,500円とあるのは、47,800円と読み替えるものとする。</p>
<p>6 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号の基準所得金額は、令第38条第9項第2号の規定にかかわらず、520万円とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>7 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、令第38条第9項第3号の規定にかかわらず、620万円とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>8 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、令第38条第9項第4号の規定にかかわらず、720万円とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>9 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,500円とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>10 前項の規定は、第1号第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,500円」とあるのは、「33,100円」と読み替えるものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>11 第9項の規定は、第1号第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第9項中「19,500円」とあるのは、「46,800円」と読み替えるものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取</p>	<p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取</p>

<p>得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは<u>ハ</u>、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、<u>第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p>	<p>得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ<u>及びハ</u>、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ<u>並びに</u>第6号ロ_____に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の日南町介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第25号

日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり、日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

日南町長 中村 英明

日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例（昭和34年条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第2条関係)		別表第2(第2条関係)	
日南病院自動車使用料		日南病院自動車使用料	
地域	金額(1回につき)	地域	金額(1回につき)
日南町、日野町、新見市神郷の地域	無料 <u>ただし患者搬送を伴う場合は、1キロメートル当たり108円の基準に基づき算出した額</u>	日南町、日野町、新見市神郷の地域	864円
上記以外の地域	1キロメートル当たり108円の基準に基づき算出した額	上記以外の地域	1キロメートル当たり108円の基準に基づき算出した額

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第26号

日南町消防団条例の一部改正について

次のとおり、日南町消防団条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

日南町長 中村 英明

日南町消防団条例の一部を改正する条例

日南町消防団条例（昭和45年日南町条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定員) 第3条 団員の定員は、 <u>104</u> 人とする。 (任用) 第4条 団員は、本町に居住又は勤務する年齢満18歳以上で、志操堅固、身体強健であって団員たるに足る者の中から次の方法により任命する。 _____ (1)・(2) (略)	(定員) 第3条 団員の定員は、 <u>103</u> 人とする。 (任用) 第4条 団員は、本町に居住又は勤務する年齢満18歳以上で、志操堅固、身体強健であって団員たるに足る者の中から次の方法により任命する。 <u>ただし、団長及び副団長の年齢については、この限りでない。</u> (1)・(2) (略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第27号

日南町いきいき定住促進条例の一部改正について

次のとおり、日南町いきいき定住促進条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

日南町長 中村 英明

日南町いきいき定住促進条例の一部を改正する条例

日南町いきいき定住促進条例（平成14年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業) 第2条 第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 町内に住所を有し、居住する児童生徒が小学校、中学校、高等学校等に進学したとき、その保護者に進学祝金を交付する。なお、進学祝金の対象者については、進学年度の4月1日時点の1年前から町内に住所を有し、居住する児童生徒とする。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p>(事業) 第2条 第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>

別表1(第3条関係)

奨励金等の名称	奨励金等の額	摘要
結婚祝金	30,000円	条例第2条第1号関係
出産祝金	100,000円	〃第2号関係
進学祝金	100,000円(小学校進学時) 200,000円(中学校進学時) 300,000円(高等学校等進学時)	〃第3号関係
定住奨励金	100,000円+世帯員1人あたり50,000円ただし配偶者は100,000円	〃第4号関係
同居奨励金	100,000円	〃第5号関係
住宅補助金	300,000円以内 1,000,000円以内(新築)	〃第6号関係

別表1(第3条関係)

奨励金等の名称	奨励金等の額	摘要
結婚祝金	30,000円	条例第2条第1号関係
出産祝金	30,000円(第1子) 50,000円(第2子) 70,000円(第3子)	〃第2号関係
(新設)		
定住奨励金	100,000円+世帯員1人あたり50,000円ただし配偶者は100,000円	〃第3号関係
同居奨励金	100,000円	〃第4号関係
住宅補助金	300,000円以内 1,000,000円以内(新築)	〃第5号関係

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第28号

日南町特別職の給与の減額に関する条例の制定について

次のとおり日南町特別職の給与の減額に関する条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

日南町長 中村 英明

日南町特別職の給与の減額に関する条例

日南町特別職の給与の減額に関する条例を次のとおり制定する。

(趣旨)

第1条 この条例は、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和46年日南町条例第8号。以下「特別職給与条例」という。)に基づいて支給する給与の額の減額について定めるものとする。

(町長、副町長及び教育長の給料月額の減額)

第2条 町長の給料月額は令和6年3月1日から同年3月31日までの間において、特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、同条別表1に規定する給料月額から当該月額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。

2 副町長の給料月額は令和6年3月1日から同年3月31日までの間において、特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、同条別表第1に規定する給料月額から当該月額の100分の5に相当する額を減じて得た額とする。

3 教育長の給料月額は令和6年3月1日から同年3月31日までの間において、特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、同条別表第1に規定する給料月額から当該月額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。

4 前3項の規定にかかわらず、期末手当の算定の基礎となる給料月額は特別職給与条例第3条に規定する額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年3月1日から適用する。

(条例の廃止)

2 この条例は、令和6年3月31日をもって廃止する。

議案第29号

日南町まち・ひと・しごとの創生推進基金条例の制定について

次のとおり、日南町まち・ひと・しごとの創生推進基金条例の制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

日南町長 中村 英明

日南町まち・ひと・しごと創生推進基金条例

日南町まち・ひと・しごと創生推進基金条例を次のとおり制定する。

(設置)

第1条 日南町の地方創生推進に係る次の各号に定める事業の財源として、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として認定された地域再生計画「日南町まち・ひと・しごと創生推進事業」(以下「認定地域再生計画」という。)の事業のために法人が寄附した寄附金(以下「寄附金」という。)を活用することを目的に、日南町まち・ひと・しごと創生推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

- (1) しごとをつくり、安心して働けるまちづくり事業
- (2) 日南町への移住、定住促進事業
- (3) 結婚・出産・子育ての希望実現事業
- (4) 安心して暮らし続けられるまちづくり事業

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は寄附金のうち予算に定める額とし、認定地域再生計画の事業で支出する累計額を上回らないものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、日南町一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 町長は、第1条に規定する目的を達成するために、同条各号に定める事業に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。